

# 第3次那珂市環境基本計画（案）



令和4年12月



## 目 次

第1章 環境基本計画の概要	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画策定の趣旨	3
第3節 計画の位置付け	4
第4節 計画の対象期間	5
第5節 計画の対象地域	5
第6節 計画の対象範囲	5
第7節 計画の推進主体	5
第2章 環境の現状と課題	6
第1節 市の概況	6
第2節 現状と課題	11
(1) 地域と環境	11
(2) 地球環境	13
(3) 生活環境	17
(4) 自然環境	20
(5) 都市環境	22
(6) 歴史・文化と環境	24
(7) 環境教育・学習	25
第3章 環境将来像と環境目標	29
第1節 環境将来像	29
第2節 環境目標	29
第3節 計画の体系	30
第4章 目標達成のために取り組むこと	31
環境目標1 環境に関する教育及び学習と意識啓発の推進	31
環境目標2 脱炭素社会づくりの推進	33
環境目標3 3R行動の推進による循環型社会づくりの推進	37
環境目標4 自然と共生できるまちづくりの推進	39
環境目標5 安心して快適な都市環境の保全及び創出	42
第5章 地域気候変動適応計画	45
第6章 推進体制と進行管理	57
第1節 計画の推進主体	57
第2節 計画の進行管理	59

## 資料編

資料1 評価指標の設定方法

資料2 各種統計資料（人口等、地目面積、CO<sub>2</sub>排出量、文化財）

人口・世帯数・世帯人員等の推移及び推計

主要地目面積

部門別CO<sub>2</sub>総排出量の推移

指定文化財状況

資料3 環境に関するアンケート調査結果（令和3年度実施分）

（1） 市民アンケート

（2） 事業者アンケート

（3） 小学生アンケート

（4） 中学生アンケート

資料4 関係法令

那珂市環境基本条例

那珂市環境審議会条例

資料5 環境審議会、策定委員会、ワーキング委員会

那珂市環境審議会委員名簿

那珂市環境基本計画策定委員会設置要綱

那珂市環境基本計画策定委員会名簿

那珂市環境基本計画策定ワーキング委員会設置要項

那珂市環境保全対策推進会議設置要綱

資料6 用語集

## 第1章 環境基本計画の概要

### 第1節 計画策定の背景

本市は、深刻化しつつある環境問題に対応し、良好な環境を次世代に引き継いでいくため、旧那珂町時代、平成14(2002)年12月に「那珂町環境基本条例」を制定し、「健全で豊かな環境をもたらす恵みは、持続的に享受され、将来にわたり継承されること」「町、町民、事業者及び滞在者は、水や緑等の環境資源が有限であることの認識のもとに、協働してその適正な保全に努めること」「地球規模の環境問題は、町、町民、事業者及び滞在者が自らの課題であることを認識し、環境負荷<sub>※</sub>の軽減に努めること」を基本理念として掲げるとともに、町民、事業者及び町の役割、町の環境施策の基本的な枠組みを明らかにしました。

平成15(2003)年3月には、「那珂町環境基本条例」に基づき環境の保全と創造のための施策を総合的に推進していくため、「那珂町環境基本計画」を策定しました。その後、平成17(2005)年1月の旧那珂町と旧瓜連町との合併に伴い、平成19(2007)年3月に「第1次那珂市環境基本計画」(平成19(2007)年度から平成24(2012)年度まで)を策定しました。さらに、平成25(2013)年3月に策定した「第2次那珂市環境基本計画」では、「市民一人ひとりと地域コミュニティがつくる、ひとと自然がやさしくふれあうまち」を環境将来像とし、各種施策を進めてきました。

「第2次那珂市環境基本計画」の策定から10年が経過し、計画期間が令和4(2022)年度で終了することから、これまでの環境をめぐる情勢や社会経済状況の変化に対応するため、また、本市における環境問題の解決や将来に向けた環境政策の更なる推進を図るため、「第3次那珂市環境基本計画」を策定するものです。

なお、「第2次那珂市環境基本計画」が策定された平成25(2013)年以降、背景となる世界や日本の環境に関わる変化として主に次のようなものが挙げられます。

#### ■1.5℃目標

世界の平均気温の上昇を産業革命前と比べて1.5℃に抑えることは、平成27(2015)年12月に採択されたパリ協定において努力目標として掲げられ、令和3(2021)年11月にイギリスのグラスゴーで開催した気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)では、事実上の目標とする決意が示されました。

この目標を達成するためには、令和32(2050)年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロ(カーボンニュートラル<sub>※</sub>)にする必要があります。

#### ■持続可能<sub>※</sub>な開発目標(Sustainable Development Goals。以下「SDGs」という。)

平成27(2015)年に加盟国首脳に参加の国連持続可能な開発サミットが開催され、その成果文書として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。アジェンダ<sub>※</sub>は、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、平成28(2016)年から

令和 12（2030）年までの目標を掲げており、この目標が 17 のゴールと 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」です。国際社会全体が将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。

### ■海洋プラスチックごみ※問題

大量生産・大量消費社会が世界に広がっており、世界的な人口増加、経済発展及び都市化が進み、中長期的に資源制約が強まることが予想される中、プラスチックは世界全体で年間数百万トンが海洋へ流出していると推計され、令和 32（2050）年までには、海洋における魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出及び滞留すると予測されています。漂流したプラスチックは、波や紫外線により砕かれ、微小なプラスチック（マイクロプラスチック※）となり、海洋生物の誤食を引き起こし、食物連鎖※による生物濃縮※が懸念されています。

### ■国の環境政策

平成 30（2018）年に「第五次環境基本計画」が閣議決定され、目指すべき社会の姿として、持続可能な循環共生型の社会の実現が掲げられました。SDGs の考え方を活用し、複数の課題を統合的に解決することを目指すこと、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィット※を目指すこととしています。環境、経済及び社会の統合的向上を具体化していくという「地域循環共生圏※」のアプローチとともに、分野横断的な6つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術及び国際）が示されました。

また、同年に「気候変動適応計画」も策定され、地球温暖化※防止に向けた対策は、温室効果ガス濃度の上昇を軽減させるための「緩和策」だけではなく、地球温暖化の影響による熱中症や豪雨、土砂災害等、避けることが困難な現象について、影響を軽減するための「適応策」を進めることが必要とされ、「脱炭素※」の取組も必要とされています。令和 3（2021）年には、令和 32（2050）年までにカーボンニュートラルを目指すことが宣言され、令和 12（2030）年度目標で温室効果ガス排出量 46%削減を目指していくこととされました。

国内では、依然として本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品（食品ロス※）が大量に発生しています。「第四次循環型社会形成推進基本計画」が平成 30（2018）年に策定され、家庭から発生する食品ロス量を令和 12（2030）年度までに平成 12（2000）年度比で半減する目標を定めています。令和元（2019）年には、再生不可能な資源への依存度を減らし、再生可能資源※に置き換えるとともに、使用された資源を徹底的に回収、何度も循環利用することを旨として、「プラスチック資源循環戦略※」が策定されています。

## 第2節 計画策定の趣旨

本計画は、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むために、良好な環境を保全し、かつ、創造していくことを目的に定められた「那珂市環境基本条例」の環境の保全等に関する基本理念である第2条に掲げる3つの理念の実現に向けて、豊かな自然を守り、環境と調和した生活を送ることができる基本的施策や、その他必要な事項を計画的に進めることを目的に定めるものです。

### 那珂市環境基本条例の基本理念

- 健全で豊かな環境のもたらす恵みは、持続的に享受され、将来にわたって継承されること。
- 市、市民、事業者及び滞在者は、水や緑等の環境資源が有限であるとの認識のもとに、協働してその適正な保全に努めること。
- 地球規模の環境問題は、市、市民、事業者及び滞在者が自らの課題であることを認識し、環境負荷の軽減に努めること。

#### 〈基本姿勢〉

##### ◆環境との共生

私たちは、日常生活や事業活動そのものが、環境に負荷を与えていることを認識し、その環境負荷をいかに軽減し、人と環境とが共生した社会を実現するかについて考え、社会に果たすべき役割を自覚する必要があります。特に温室効果ガス排出量の増加に伴う気候変動は、私たちの生活を脅かしつつあり、脱炭素の取組が求められます。

##### ◆地域性

地球規模の環境を意識しつつ、地域特性を考慮し、本市で生じている様々な環境課題について、重点的に取り組み、良好な環境の確保と次世代への継承を図ることとします。

また、長期的まちづくりの視点を持ち、将来に渡り持続可能な社会の実現のため、必要とする分野別に数値目標を定め、目標の達成に向け取り組みます。

##### ◆協働

環境課題は、行政だけで解決することは困難であるため、市民自治組織※や環境に関わる市民活動団体※との連携を図り、市が進める「協働のまちづくり」を更に発展させ、課題を克服していきます。

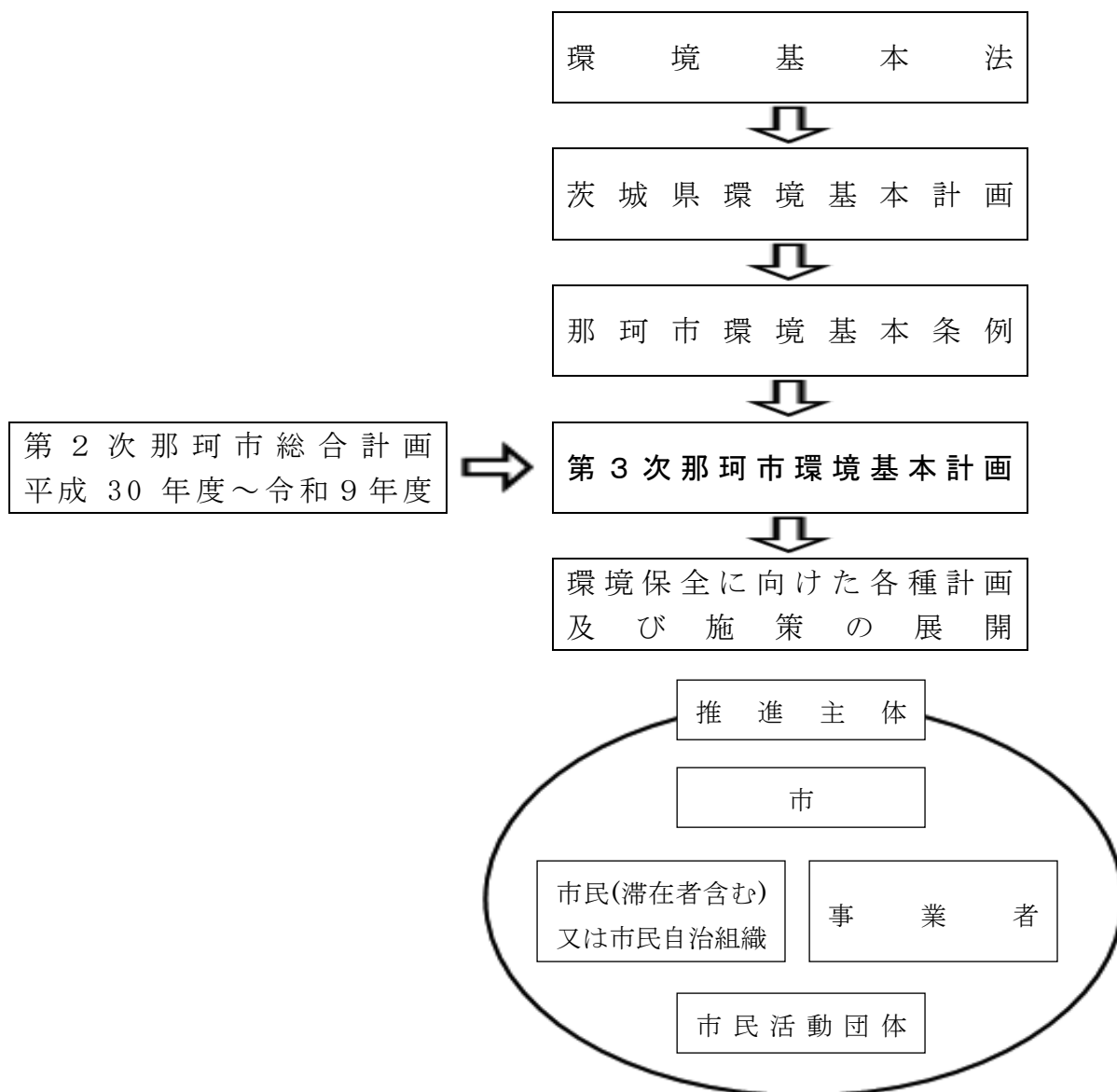
##### ◆総合的な環境施策の推進

上位計画である「那珂市総合計画」との整合性を図り、総合的な環境政策の推進が図れる計画とします。那珂市環境基本計画が、本市の環境に関する計画の中で最上位の計画となり、国や県の環境基本計画との整合性を図り、環境関連事業の方向性を示します。

### 第3節 計画の位置付け

本計画は、那珂市環境基本条例第8条の規定により策定しており、市の環境の保全と創造に関する施策を総括する計画です。市の計画としては「第2次那珂市総合計画」（計画期間は平成30（2018）年度から令和9（2027）年度まで）が最上位に位置付けられますが、本計画はその環境の分野を受け持つものであり、環境関連事業等の方向性を示すとともに、他の施策に対する環境面の指針となるものです。本計画の策定に当たっては、那珂市環境基本条例における基本理念を踏まえ、市の状況に応じた環境目標を定め、目標達成のための方向付けを明確にした実効性ある計画とします。

なお、本計画は気候変動適応法第12条の規定に基づく地域気候変動適応計画を内包します。





#### 第4節 計画の対象期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とします。本計画の推進に当たっては「那珂市総合計画」との整合性を図り、展開する施策等について、令和9（2027）年度を中間目標とし、見直しを行います。

年度	和暦	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
	西暦	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
計画期間	10年間										
						見直し					

#### 第5節 計画の対象地域

本計画の対象とする地域は、市内全域を基本とします。本市単独で解決が困難な課題については、国や県及び近隣市町村と連携して取り組みます。

#### 第6節 計画の対象範囲

本計画の対象とする範囲は、那珂市環境基本条例第7条の「環境の保全に関する基本的施策」に規定する「安全で安心して生活できる環境の確保」「多様な自然環境の適切な保護」「資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の排出抑制」「環境保全等に関する学習機会の充実」に加え、「地球環境の保護」とします。

#### 第7節 計画の推進主体

本計画の推進主体は、市民、市民自治組織、環境に関わる市民活動団体、事業者及び滞在者並びに市とします。それぞれの責務を認識し、自らの日常生活や事業活動を見直し、お互いに協働、連携しながら取り組むことを基本とします。

## 第2章 環境の現状と課題

### 第1節 市の概況

#### (1) 位置・地勢

本市は、東京から約100kmの距離にあり、茨城県の中央よりやや北よりに位置し、東側は東海村、日立市とひたちなか市に、南側は県都水戸市に、西側は城里町、北側は常陸大宮市と常陸太田市にそれぞれ接しています。

本市の北側には久慈川が西から東へ、西側には那珂川が北西から南東へと流れています。本市の地形は、この両一級河川の沿岸に広がった広大な水田地帯と、中央に広がった那珂台地からなっています。

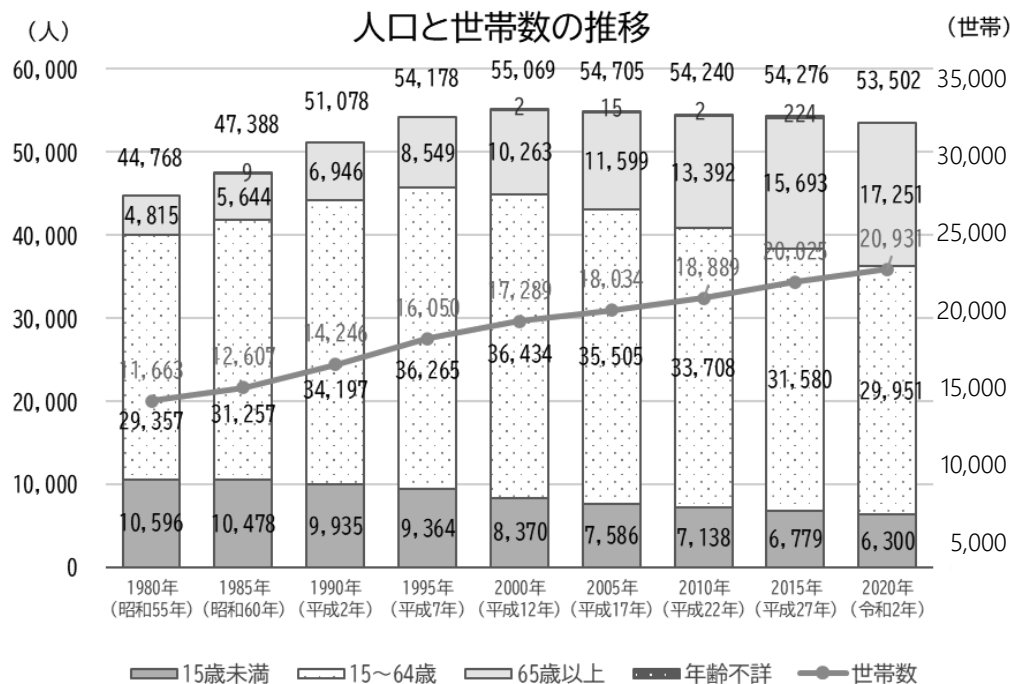
#### (2) 人口・世帯

本市の人口は、平成12(2000)年の55,069人をピークに減少傾向にあり、令和2(2020)年10月1日現在では53,502人となっており、一方で世帯数は増加し続けていることから、一世帯当たりの人数は減少傾向となっています。

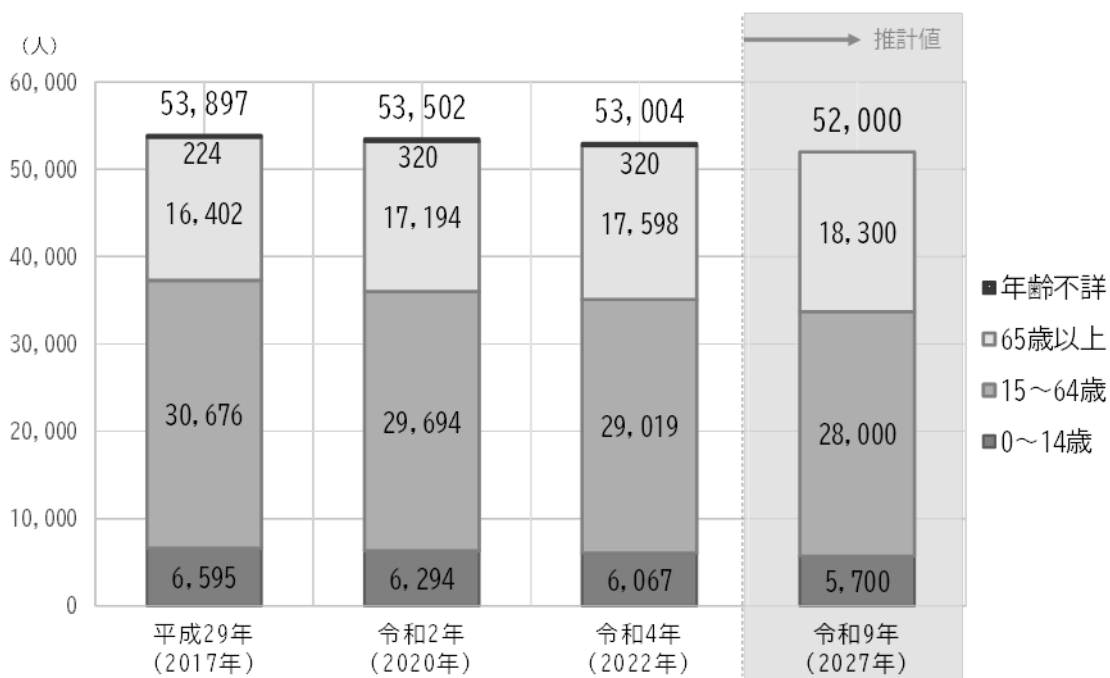
最新の実績値を反映した将来人口の推計では、令和9(2027)年には約52,000人になると見込まれます。

一方、年齢層で見ると、少子高齢化が更に進行していくことが予想されます。

図1 人口・世帯数・世帯人員等の推移及び将来人口推計 (単位：人、世帯)



### 将来人口推計



(出典：那珂市総合計画)

### (3) 交通

市の中央部を常磐自動車道が南北に走り、那珂インターチェンジが市のほぼ中心に位置しています。那珂インターチェンジは東京方面へのアクセスに利用されるほか、奥久慈方面等の県北山間地域とひたちなか市や東海村の県北臨海地域へのアクセスポイントとしての機能を果たしています。

市内には、国道 118 号、国道 349 号があり、本市と県都である水戸市を結ぶ主要な幹線道路となっています。人口減少等の理由により、公共交通機関の縮小が見られ、日常生活の移動手段は主に自動車となるため、車両から排出される温室効果ガス等による環境負荷が懸念されます。

鉄道は、JR 水郡線の駅が市内に 9 つあり、通勤・通学の主要な交通機関となっていますが、乗車人員は減少の傾向がみられます。

表 1 JR 水郡線乗車人員 (単位：人/日)

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
上菅谷駅	765	762	734	607	588
瓜連駅	277	264	261	208	197

(出典：JR 東日本ホームページ)

### (4) 商業

市内には 400 を超える事業所があり、その内訳は、自動車小売業が 68 事業所と一番多く、続いて、その他の飲食料品小売業が 44 事業所、燃料小売業が 39 事業所となっています。事業所の数は減少傾向にあります。

表 2 事業所数・従業員数の推移 (商業) (単位：所、人)

年度	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年
事業所数	498	480	466
従業員数	3,683	3,433	3,436

(出典：経済センサス)

## (5) 工業

本市には100を超える事業所があり、那珂西部工業団地や笠松工業団地のほか、市内に点在しています。その中には高度な技術を持った製造事業所もあり、近隣市町村の大手製造事業所から製造を請け負っている事業所も多くあります。

表3 事業所数・従業員数の推移（工業）（単位：所、人）

年度	平成24年	平成26年	平成28年
事業所数	174	176	168
従業員数	2,457	2,343	2,517

(出典：経済センサス)

## (6) 農業

本市には平坦な那珂台地の畑作地帯と、那珂川・久慈川沿岸の田園地帯があり、主に米、麦、大豆、そば等が生産されています。令和2（2020）年度の耕地面積は、約4,130ヘクタール、農家戸数1,972戸と、どちらも減少傾向にあります。

表4 耕地面積（単位：ha）

年度	平成22年	平成27年	令和2年
耕地面積	4,300	4,190	4,130

(出典：作物統計調査)

表5 農家戸数（単位：戸）

年度	平成22年	平成27年	令和2年
農家戸数	2,986	2,357	1,972

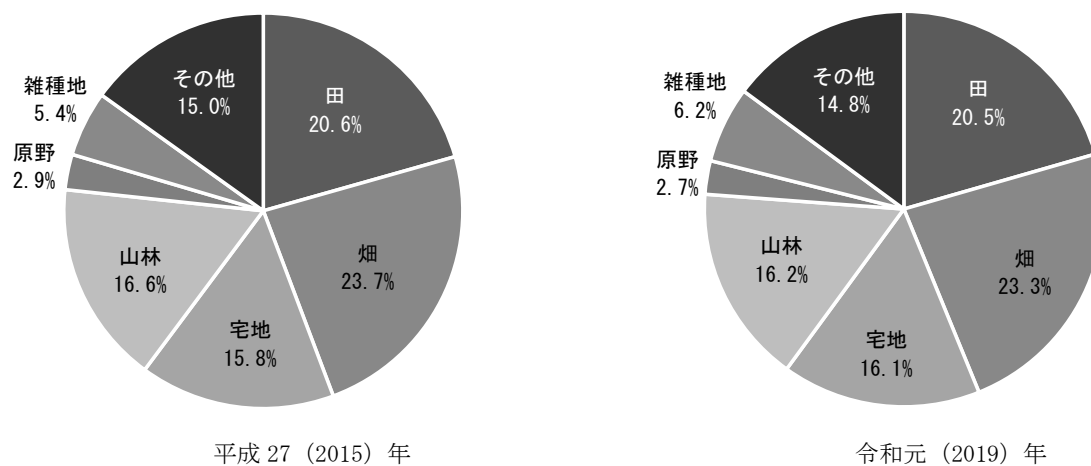
(出典：農林業センサス)

### (7) 土地利用

本市の総面積は約 97.8km<sup>2</sup>になります。令和元（2019）年の土地利用の状況は、畑が 23.3%と最も多く、次いで、田が 20.5%、山林が 16.2%、宅地が 16.1%となっています。

平成 27（2015）年と比べると、宅地と雑種地は増加傾向にありますが、田、畑及び山林は減少傾向にあります。

図 2 主要地目面積割合



(出典：茨城県統計年鑑)

## 第2節 現状と課題

### (1) 地域と環境

- 近年の深刻かつ複雑化する環境問題を解決し、良好な環境の確保と将来世代への継承を図るためには、環境問題を引き起こしている原因を見出していくことが求められます。このためには、市民一人ひとりの意識や行動を変えることはもちろんのこと、地域が主体となって取り組むことが重要になります。
- 毎年実施している市民アンケートの令和3（2021）年度の結果では、まちづくり活動に参加していないとの回答が過半数を超えており、近年では同様の傾向が続いています。その一方で、まちづくり活動に参加している方の活動内容では、地域の清掃や環境美化活動等の環境に関連する活動が最も多くなっています。今後、環境に関する活動への参加を促すためには、環境情報の提供を積極的に行うとともに、環境に関する学習機会の拡大と、講座内容の充実が必要になります。
- 本市では、市民、市民自治組織及び環境に関わる市民活動団体が様々な環境問題に取り組んでいますが、これらの協力関係のさらなる強化と、環境活動に取り組む担い手の育成が必要になります。

表6 まちづくり活動に参加したことがありますか (単位：%)

選択肢	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ほぼ毎日参加している	0.87	0.94	0.81
週に1回以上参加している	1.84	1.42	1.38
月に1回以上参加している	5.31	3.68	4.03
2～3ヶ月に1回以上参加している	6.50	6.70	6.34
年に1回以上参加している	23.84	24.08	26.96
参加していない	59.80	62.23	58.99
無回答	1.84	0.94	1.50

(出典：市民アンケート集計結果)

18歳以上の市民2,000人（系統抽出法により無作為に抽出）が対象

表7 まちづくり活動に参加している方の活動内容（複数回答）（単位：％）

選択肢	令和元年度	令和2年度	令和3年度
地域の清掃や環境美化活動	75.99	74.10	92.13
芸術や伝統文化に関する活動	8.47	7.95	8.16
地域のまつりやイベントの企画運営	25.99	24.36	23.91
スポーツやレクリエーション活動	29.38	28.72	25.66
地域の防犯や交通安全に関する活動	16.67	19.49	21.57
防災、災害救助に関する活動	14.97	17.69	16.62
青少年の健全育成活動	4.52	5.64	6.41
高齢者や障がい者等への福祉活動	5.93	5.90	6.71
子育て支援に関する活動	2.26	2.56	3.50
ごみの減量化やリサイクルに関する活動	9.32	14.87	15.45
人権擁護や男女共同参画社会に関する活動	1.41	1.28	0.58
国際交流に関する活動	0.85	1.03	1.46
その他	0.85	2.05	1.46
無回答	1.98	2.05	0.29

（出典：市民アンケート集計結果）

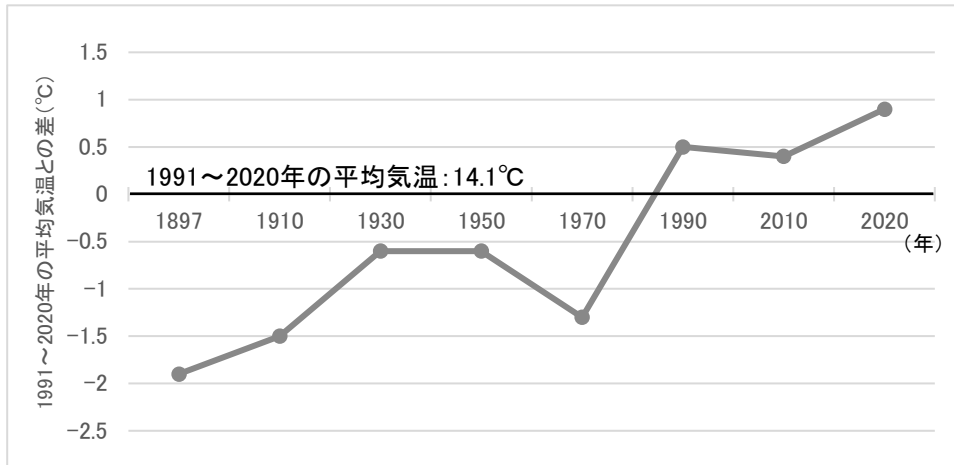
18歳以上の市民2,000人（系統抽出法により無作為に抽出）が対象。複数回答あり



## (2) 地球環境

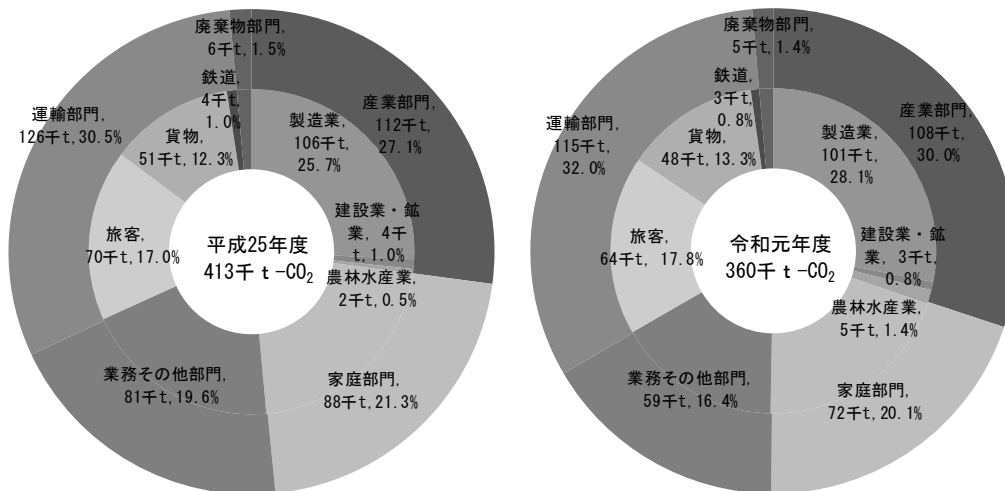
- 本市に最も近い気象観測所となる水戸地方気象台の観測記録をみると、水戸市の年間平均気温は年々上昇傾向にあることが分かります。このような気温の上昇は、全国的・国際的にも同様の傾向がみられます。これは人間活動による温室効果ガスの増加によるものと考えられ、その原因となる温室効果ガスの削減を行うとともに、気温上昇によって生じている様々な影響に対応していく必要があります。
- 地球温暖化の影響と思われる気候変動により、日本国内では毎年のように台風や線状降水帯による風水害が発生する状況にあり、本市においても、平成 16 (2004) 年には台風 22 号及び 23 号により床下浸水及び農地被害が発生し、令和元 (2019) 年の台風 19 号でも床上又は床下浸水をはじめ多くの被害が発生しています。
- 令和元 (2019) 年度における、市内全域からの二酸化炭素の排出量は 36 万トン-CO<sub>2</sub>※で、減少傾向にありますが、更に脱炭素に向けた取組が必要となります。
- 毎年実施している市民アンケートの結果では、地球温暖化防止に対する各取組率がほぼ横ばいであり、脱炭素に向け、改めて意識啓発を図ることが必要です。また、令和 3 (2021) 年度実施した環境アンケートの結果では、節水や節電の取組、LED照明等の導入の回答が高くなっている一方、太陽光発電※導入への取組は低くなっています。これは今後各家庭に太陽光発電等の再生可能エネルギー※を導入することにより多くの温室効果ガスを削減できる可能性があると考えられることもできます。
- 本市では、令和 32 (2050) 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指した取組を推進するゼロカーボンシティ宣言を、令和 2 (2020) 年 7 月 28 日に行いました。
- 風力、水力、地熱、太陽熱、太陽光等の再生可能エネルギーを積極的に生活に取り入れることが、温室効果ガスの排出抑制につながることを啓発する必要があります。
- 脱炭素に向けては再生可能エネルギーの導入が不可欠であり、本市においても事業用太陽光発電施設の設置が進んでいますが、配慮が不足している太陽光発電施設の設置に対し、市民より不安の声も寄せられており、市による適切な助言及び指導の強化が求められています。
- 公共交通機関の利用を促進するとともに、過度なマイカー利用がもたらす地球温暖化問題への意識の高揚を図ることを目的として、毎年「いばらき県央地域連携中枢都市圏」を構成する本市を含む 9 市町村で一斉に「ノーマイカーウィーク」を継続して実施しています。また、本市独自でも、ノーマイカーデー※の取組を継続して実施していますが、参加率の低い状態が続いており、さらなる向上を図る必要があります。毎年実施している市民アンケートや、令和 3 (2021) 年度に実施した環境アンケートでは公共交通機関等の利用も低い結果となっており、利用率向上の取組が求められます。

図3 水戸市における1991～2020年平均気温との差の推移



(出典：気象庁 水戸の気温)

図4 部門別CO<sub>2</sub>総排出量の推移



(出典：環境省 自治体排出カルテ)

表8 市民の地球温暖化防止のための取組（抜粋）

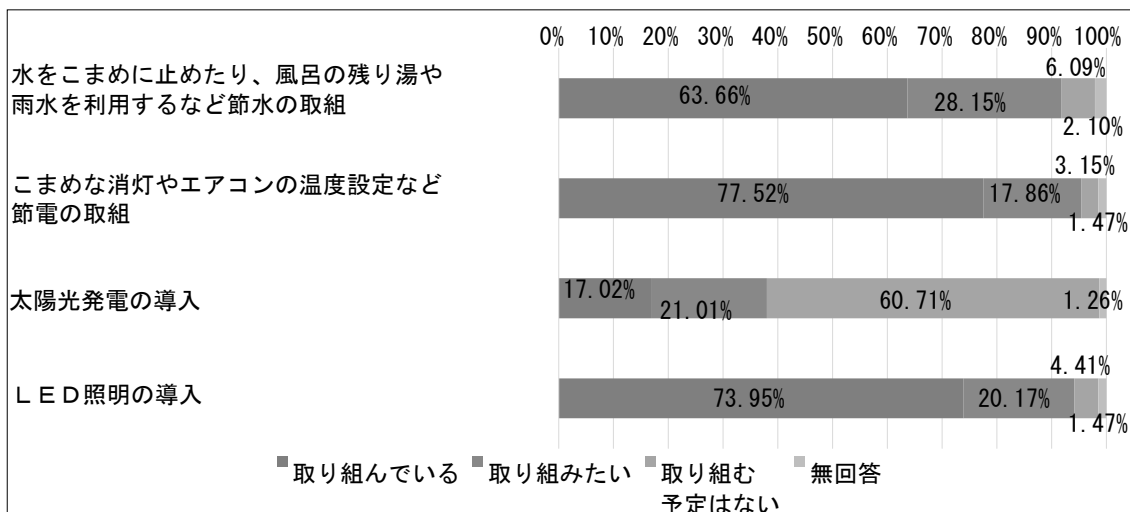
(単位：%)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
こまめに消灯、主電源を消している	56.77	50.42	59.56
冷房は28°C程度と高め、暖房は20°C程度と低めに設定	36.40	31.44	34.68
冷蔵庫の中に物を詰め込みすぎず、開けっ放しにしない	44.20	43.53	45.85
壁面緑化で室内温度を下げる	12.13	11.90	9.68

(出典：市民アンケート集計結果)

18歳以上の市民2,000人(系統抽出法により無作為に抽出)が対象。複数回答あり

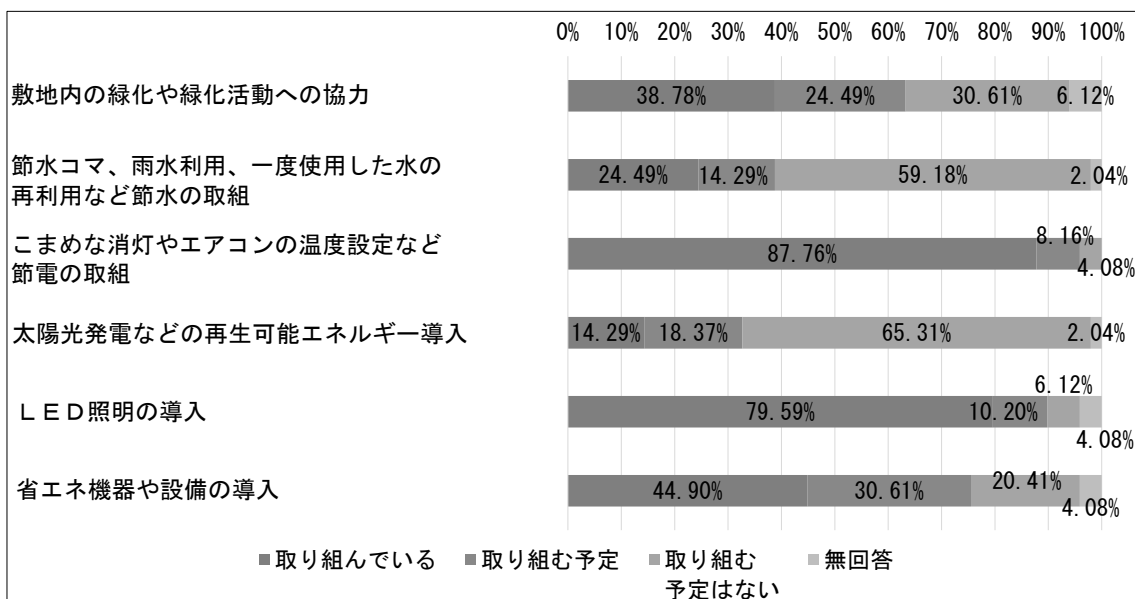
図5 市民の環境保全への取組（抜粋）



（出典：環境アンケート集計結果）

18歳以上の市民1,000人（系統抽出法により無作為に抽出）が対象

図6 事業者の環境保全への取組（抜粋）



（出典：環境アンケート集計結果）

市内の事業者100社（系統抽出法により無作為に抽出）が対象

表9 太陽光発電施設の設置件数 (単位：件)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
件数	9	27	40	67	77	64

(出典：那珂市市民生活部環境課) 10 kW以上の施設。

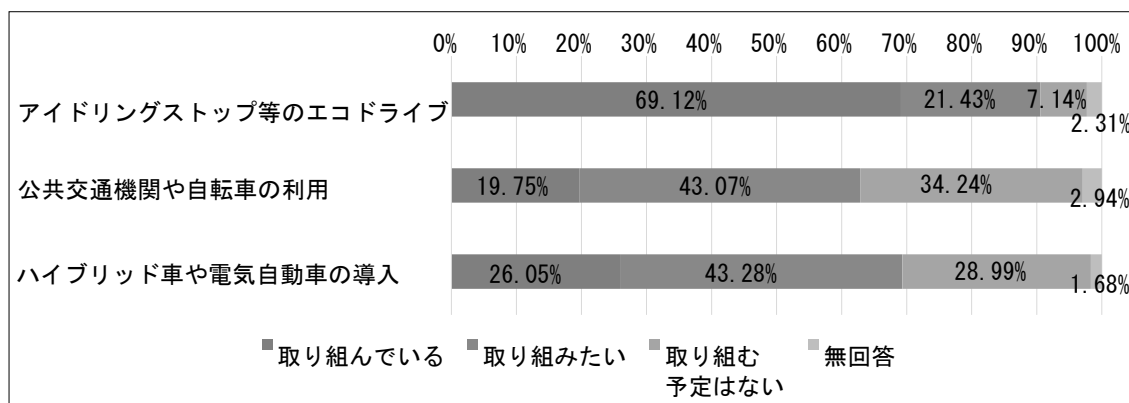
表10 市民の地球温暖化防止のための取組 (抜粋) (単位：%)

年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
できるだけ徒歩・自転車又は公共交通機関を使うよう努めている	9.86	7.84	11.41
車を運転するときは、エコドライブに心がけている	46.48	44.48	50.35

(出典：市民アンケート集計結果)

18歳以上の市民2,000人(系統抽出法により無作為に抽出)が対象。複数回答あり

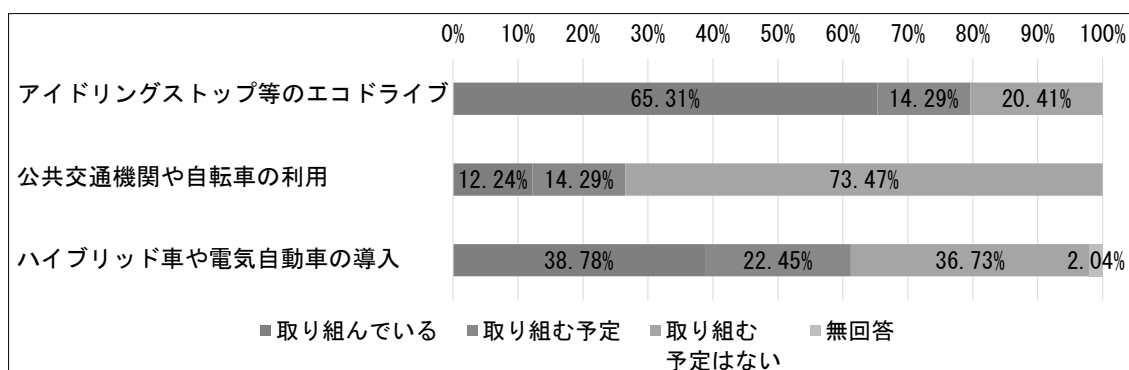
図7 市民の環境保全への取組 (抜粋)



(出典：環境アンケート集計結果)

18歳以上の市民1,000人(系統抽出法により無作為に抽出)が対象

図8 事業者の環境保全への取組 (抜粋)



(出典：環境アンケート集計結果)

市内の事業者100社(系統抽出法により無作為に抽出)が対象

### (3) 生活環境

- 令和2（2020）年度の本市の一般廃棄物※排出量は18,498トンとなっています。一人1日当たりのごみ排出量は930グラムで、県平均969グラムよりも少なくなっていますが、国や県が減少傾向であるのに対し、本市では増加傾向にあります。
- 本市のリサイクル※率は国や県と比較して低い傾向にあり、年度ごとにばらつきはありますが、全体的に減少傾向で推移しています。リサイクル率を向上させるには資源物の分別収集が必要であり、特にプラスチックについては、焼却に伴う地球温暖化への影響が懸念されることから、分別回収の仕組みづくりが必要となります。
- 本市ではリサイクルできる紙類が分別されずに可燃ごみとして排出されることが現状としてあり、リサイクル意識向上を図る広報活動を継続して行う必要があります。
- 一般家庭から出るごみの約4割は水分を多く含む生ごみです。水分を取り除くことにより減量化が可能であることから、本市ではコンポスト等の生ごみ処理機※器購入補助を行い、家庭系ごみの減量化を進めていますが、令和3（2021）年度に実施した環境アンケート結果では、ごみに関する他の取組に比べて生ごみ処理機の利用は低い結果となっており、さらなる普及が必要となります。

表 11 一般廃棄物/一人1日当たりの排出量(g/人・日)と年間総排出量の推移

年度	一人1日 当たりの 排出量 (g/人・日)	基準年比 増減率 (%)	年間 総排出量 (t)	茨城県 (g/人・日)	全国 (g/人・日)
	那珂市				
平成 28 年度	838	85.9	16,966	983	925
平成 29 年度	861	88.2	17,352	985	920
平成 30 年度	877	89.9	17,506	990	919
令和元年度	894	91.6	17,897	985	918
令和 2 年度	930	95.3	18,498	969	901

(出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果)

基準年(平成12(2000)年度)排出量：976 g/人・日

表 12 一般廃棄物/リサイクル率の推移

(単位：%)

年度	那珂市	茨城県	全国
平成 28 年度	11.6	22.3	20.3
平成 29 年度	12.5	22.8	20.2
平成 30 年度	11.6	21.3	19.9
令和元年度	9.1	20.8	19.6
令和 2 年度	9.9	20.7	20.0

(出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果)

表 13 市民の地球温暖化防止のための取組

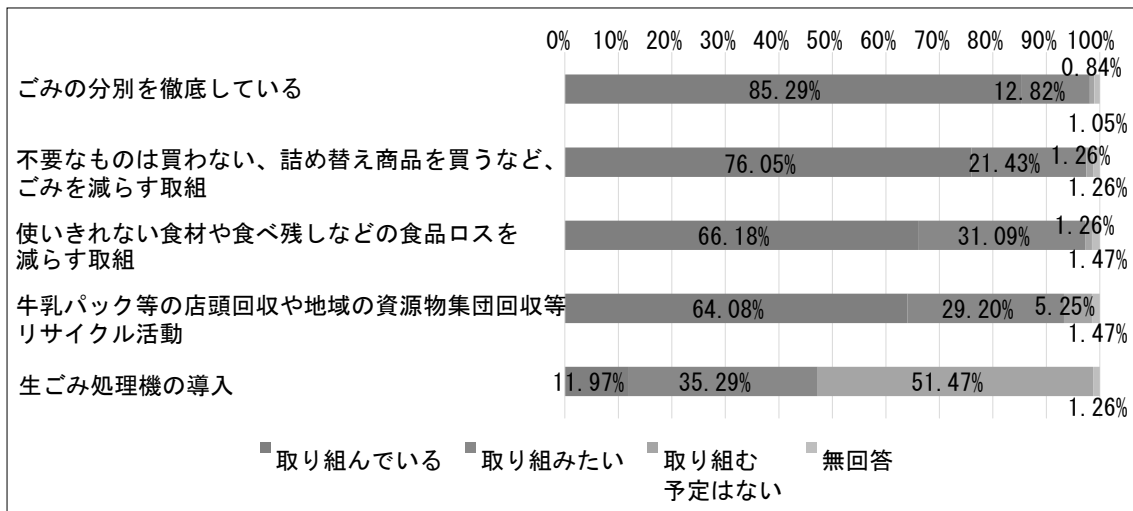
(単位：%)

年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
買い物のときはマイバッグを持ち歩いている	76.60	85.17	84.79
ごみの分別・減量化や、リサイクルに努めている	65.87	59.96	68.55

(出典：市民アンケート集計結果)

18歳以上の市民2,000人(系統抽出法により無作為に抽出)が対象。複数回答あり

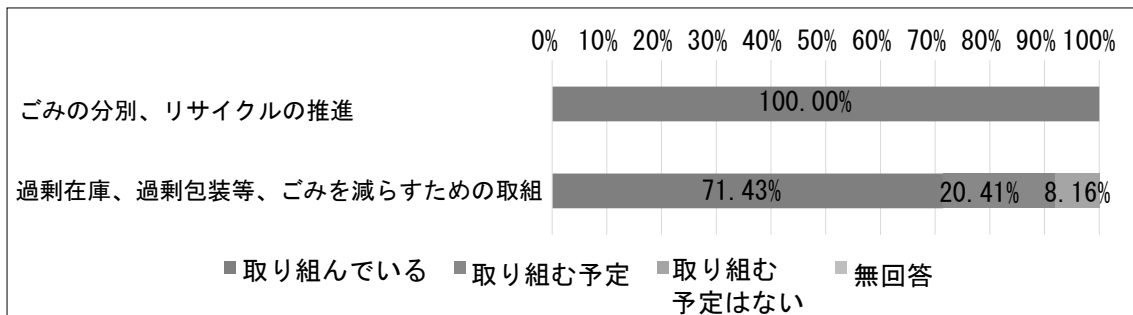
図9 市民の環境保全への取組（抜粋）



（出典：環境アンケート集計結果）

18歳以上の市民1,000人（系統抽出法により無作為に抽出）が対象

図10 事業者の環境保全への取組（抜粋）



（出典：環境アンケート集計結果）

市内の事業者100社（系統抽出法により無作為に抽出）が対象

#### (4) 自然環境

- 本市における昭和末期頃の自然環境については、「那珂町史」（那珂町史編纂委員会編、那珂町、昭和 63（1988）年）と「瓜連町史」（瓜連町史編纂委員会編、瓜連町、昭和 61（1986）年）に記載されていますが、旧町史発行以降おおよそ 30 年間、植生調査等、まとまった動植物の生態調査は行われていないため、現在の状況は明らかではありません。しかしながら、開発された土地や、手入れがされなくなった里地里山※等では、その自然環境が変わりつつあります。
- 令和 3（2021）年度に実施した環境アンケート結果では、地域の自然環境に対して、「悪くなっている」との回答が多い結果となっています。一方、令和 3（2021）年度の毎年実施している市民アンケートでは、身近にふれあえる自然環境や公園について「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した割合は 53.57%で、「どちらかといえば不満である」「不満である」と回答した割合の 36.84%を上回っています。このことから、身近な自然環境に対する満足度はあるものの、その悪化が懸念されていると考えられます。
- 農業従事者の減少等により、ここ数年遊休農地※が増加傾向にあり、解消に向けた取り組みが必要となります。
- 県では、土づくりや減化学肥料・減農薬等、環境に優しい農業に取り組む農業者をエコファーマーとして認定し、支援をしてきましたが、その数は減少傾向が続いていました。国ではエコファーマー制度の基となる「持続農業法」を廃止し、調達から生産、加工、流通、消費までの 1 つの大きな仕組みである食料システムにおいて、環境との調和を図ることを目的とした「みどりの食料システム法」を令和 4 年（2022）年 7 月に施行し、今後、この法律による新たな制度を創設する予定です。本市においては、動向を注視しながら取り組みをしていく必要があります。
- 外来生物の中で、農林水産業、人の生命や身体、生態系への被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものが特定外来生物※とされています。本市でもアライグマやウシガエル、オオキンケイギク等の特定外来生物が確認されており、その分布と生育状況等を把握し、対策をしていく必要があります。



アライグマ



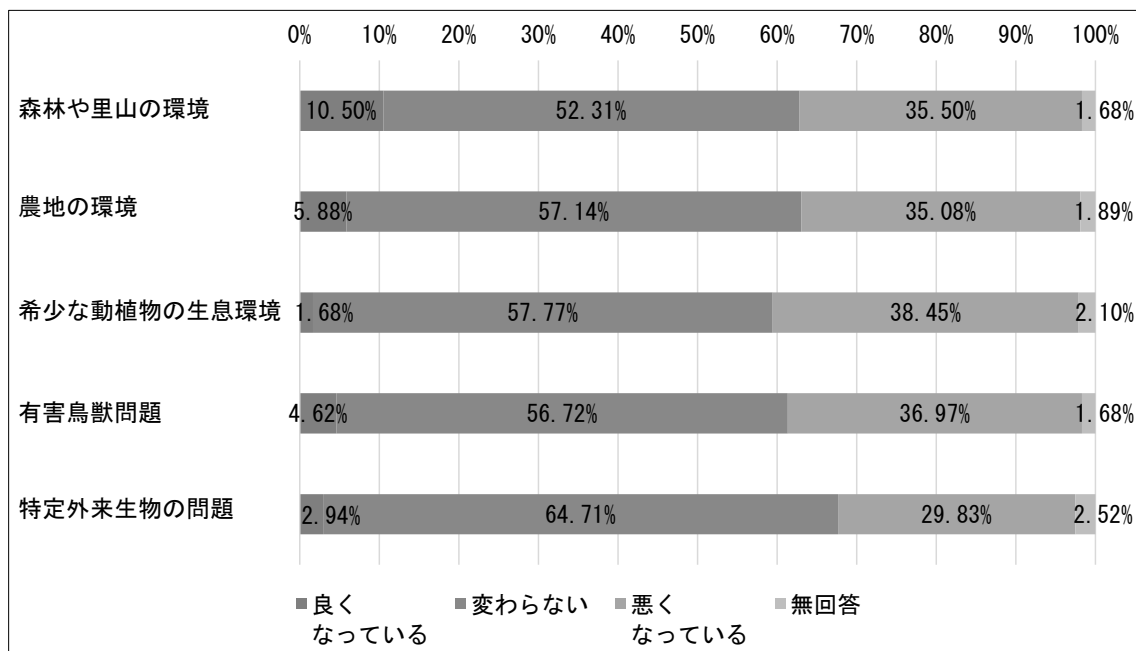
ウシガエル



オオキンケイギク



図 11 地域の環境について（抜粋）



（出典：環境アンケート集計結果）

18歳以上の市民1,000人（系統抽出法により無作為に抽出）が対象

表 14 身近にふれあえる自然環境や公園についての満足度について（単位：％）

選択肢	令和元年度	令和2年度	令和3年度
満足している	6.18	6.42	6.68
どちらかといえば満足している	46.37	44.48	46.89
どちらかといえば不満である	20.69	19.83	22.47
不満である	6.72	8.12	7.37
わからない	18.09	18.89	14.75
無回答	1.95	2.27	1.84

（出典：市民アンケート集計結果）

18歳以上の市民2,000人（系統抽出法により無作為に抽出）が対象

## (5) 都市環境

- 本市に設置されている大気汚染常時監視情報の測定局における測定結果では、二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）※、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）※及び浮遊粒子状物質（SPM）※は、いずれも環境基準※値を満たす結果で推移しています。光化学オキシダント（Ox）※については、環境基準値を上回る状態が続いており、これは県内すべての測定局で同様の結果となっています。
- 公共用水域の水質は公共下水道等の整備前に比べて改善されていますが、単独処理浄化槽※やくみ取り槽※の家庭では、し尿以外の生活排水が未処理のまま河川等に流されており、これが水質汚濁※の一因となっています。引き続き公共下水道による整備と合併処理浄化槽※への転換をする必要があります。
- 大気、騒音、振動、悪臭及び水質汚濁に関する苦情は減少傾向にあるものの、毎年実施している市民アンケートの結果では、「変わらない」との回答が多く、公害の発生防止のため、更に関係各所と連携した状況の把握や監視及び指導体制の強化が必要となります。
- 公害に関する通報や苦情等には、市民、市民自治組織、環境に関わる市民活動団体、事業者及び市が連携して取り組むことが求められています。
- 空き地の管理に関する苦情件数は減少傾向にあり、令和3（2021）年度は55件となっています。雑草が繁茂した不衛生な空き地の適正管理等が求められています。
- 野外焼却に関する苦情件数は令和3（2021）年度で42件となっています。野外焼却に対する認識や正しい理解について普及啓発活動を行うとともに、関係各所との連携体制の維持を図る必要があります。
- 空き家実態調査及び意向調査の結果、令和3（2021）年度末において、市内に638件の空き家が確認されており、このうち空き家の管理不全に関する適正管理の指導件数は、16件となっています。適正管理されていない空き家が存在しており、周辺の環境に影響を及ぼすおそれがあります。
- 市内一斉清掃や常磐自動車道路側道クリーン作戦を実施しています。不法投棄に対する市民一人ひとりのモラル及びマナーの向上を図るため、今後も継続して実施する必要があります。

表 15 野外焼却に関する苦情件数

(単位：件)

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
野外焼却に関する苦情件数	79	36	28	61	42

表 16 大気汚染常時監視情報測定結果（那珂局）

項目		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	環境基準
SO <sub>2</sub> (ppm)	日平均値 2%除外値	—	0.001	0.001	0.001	0.001	0.04
	1時間値 の最高値	—	0.008	0.007	0.008	0.008	0.10
NO <sub>2</sub> (ppm)	日平均値 の年間 98%値	0.011	0.014	0.011	0.012	0.010	0.06
O <sub>x</sub> (ppm)	昼間の 1時間値 の最高値	0.102	0.105	0.127	0.089	0.101	0.06
SPM (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の 2%除外値	0.033	0.035	0.034	0.030	0.024	0.10
	1時間値の 最高値	0.072	0.094	0.072	0.091	0.065	0.20

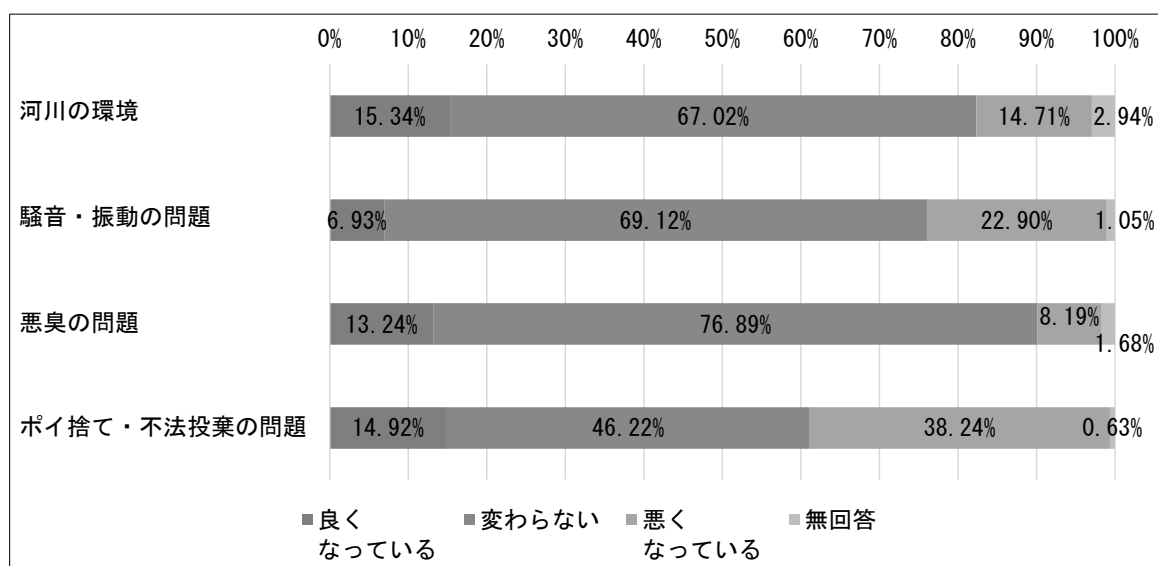
（出典：茨城県ホームページ 大気環境測定結果（詳細））

表 17 汚水処理人口普及率の推移

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総人口（人）	55,131	54,772	54,523	54,273	54,104
汚水処理人口（人）	45,052	45,190	45,407	46,049	47,046
汚水処理人口普及率（%）	81.7	82.5	83.3	84.8	87.0

（出典：茨城県ホームページ 市町村別汚水処理人口普及状況）

図 12 地域の環境について（抜粋）



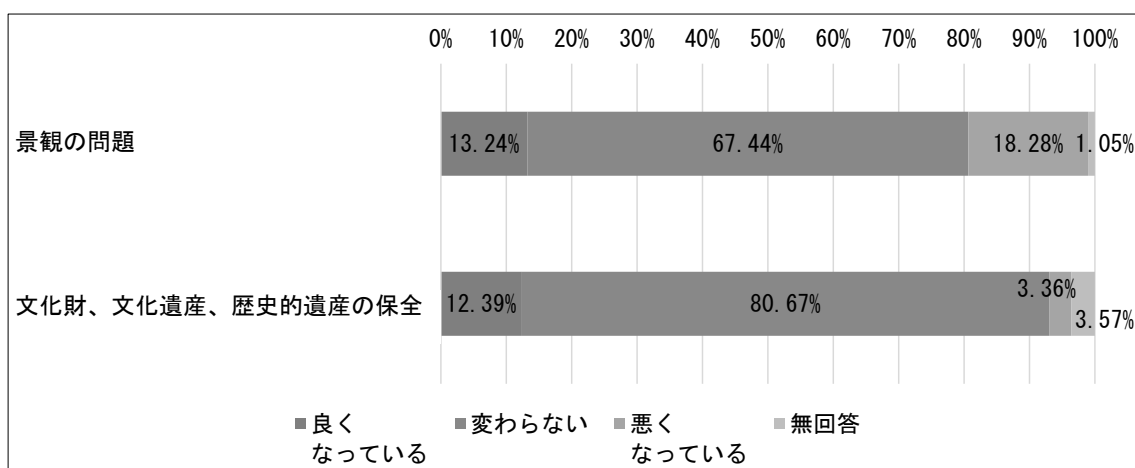
（出典：環境アンケート集計結果）

18歳以上の市民1,000人（系統抽出法により無作為に抽出）が対象

## (6) 歴史・文化と環境

- 本市には 88 件の指定文化財（絵画、建造物、史跡、天然記念物※、考古資料及び無形民俗）があり、国指定が 4 件、県指定が 26 件及び市指定が 58 件となっています。その他、市域全体に社寺、城跡等も数多く存在し、歴史の面影を感じさせる要素が多く残されています。
- 令和 3（2021）年度に実施した環境アンケートの結果では、文化財※、文化遺産※及び歴史的遺産の保全に関しては、「変わらない」との回答が最も多く、「悪くなっている」の回答が最も少なくなっています。また、景観の問題については、「変わらない」の回答が最も多いものの、「良くなっている」の回答よりも「悪くなっている」の回答が多くなっています。
- 市の北東部に位置する額田城跡は、県下有数の中世の城郭として市を代表する歴史的遺産であり、平成 30（2018）年 3 月に策定した「額田城跡保存管理計画（第 2 期）」に基づき、今後、発掘調査に着手するに当たっては、堀や土塁、建物跡の遺構ほか森林の景観を破壊しないよう、適正な調査手法により進めることが重要になります。
- 屋外にあることで環境の影響を受けやすい天然記念物（樹木）や、鈴木家住宅（額田地区）をはじめとする構造物については、文化財として価値が損なわれないよう、適切な保全管理が重要です。

図 13 地域の環境について（抜粋）



（出典：環境アンケート集計結果）

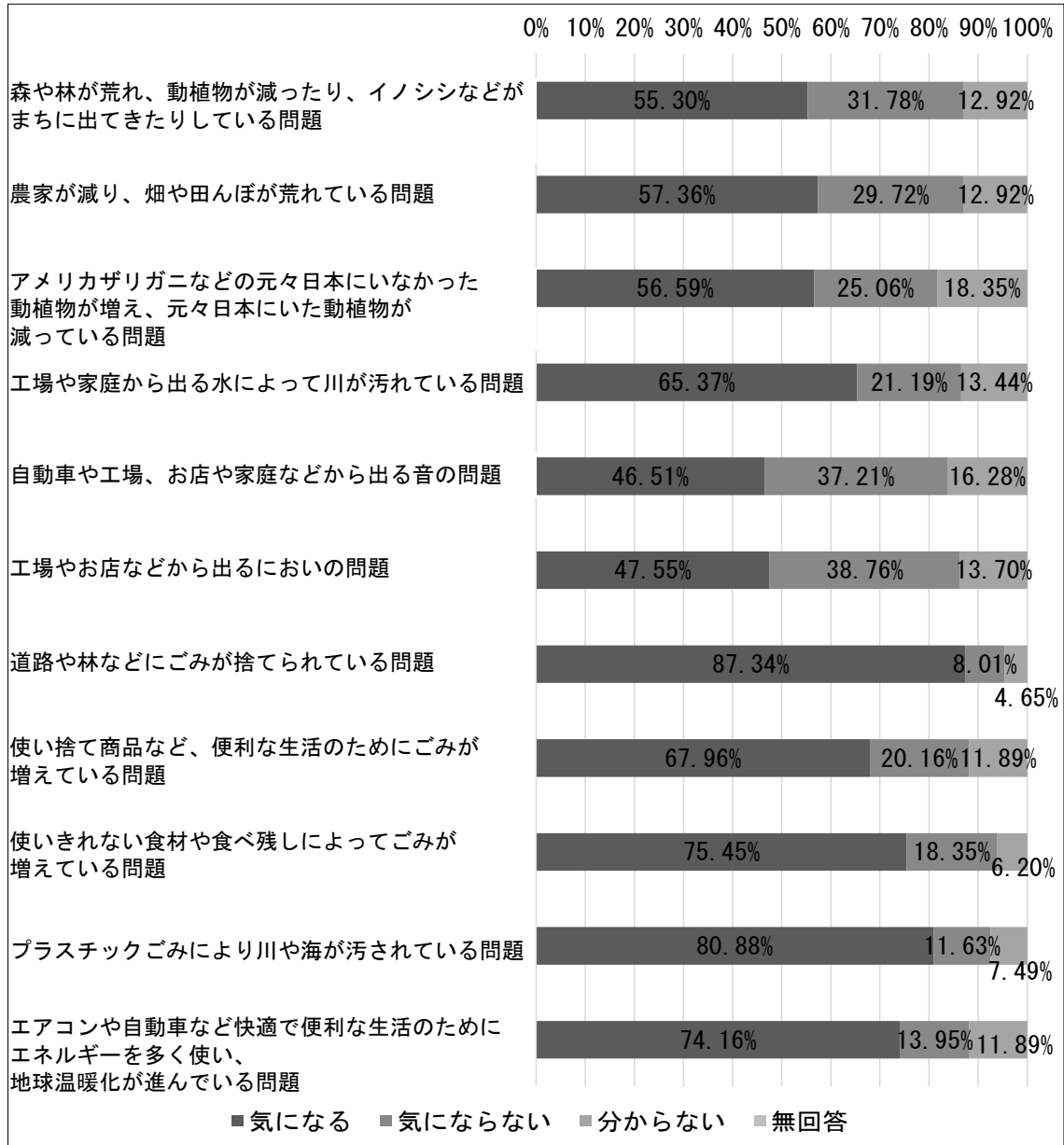
18 歳以上の市民 1,000 人（系統抽出法により無作為に抽出）が対象

## (7) 環境教育・学習

- 出前講座※や講演会、講習会等の実施回数は減少傾向にありますが、環境学習プログラム（キッズミッション※）は市内のすべての小学校で継続して実施されています。
- 令和3（2021）年度に実施した環境アンケート（小学生、中学生）の結果では、多くの環境問題に対して「気になる」との回答が多く、環境問題に対する意識が高い結果となりました。さらに、環境に対する取組についても、多くの項目で「取り組んでいる」の回答が多い結果となりました。また、自然観察会等の環境学習への参加は、「取り組んでいる」の回答が少ない結果となりましたが、「取り組みたい」との回答は多くあり、今後、参加の機会を増やすことが求められています。
- 本市が21世紀に取り組むべき環境行動計画として、なか環境市民会議が策定した「なかアジェンダ21」を、多くの市民に周知し、環境意識を向上させる必要があります。
- 多くの市民が環境に興味を持てるよう、環境学習や環境イベント等に参加できる機会を増やす必要があります。

図 14 家や学校のまわりの環境について

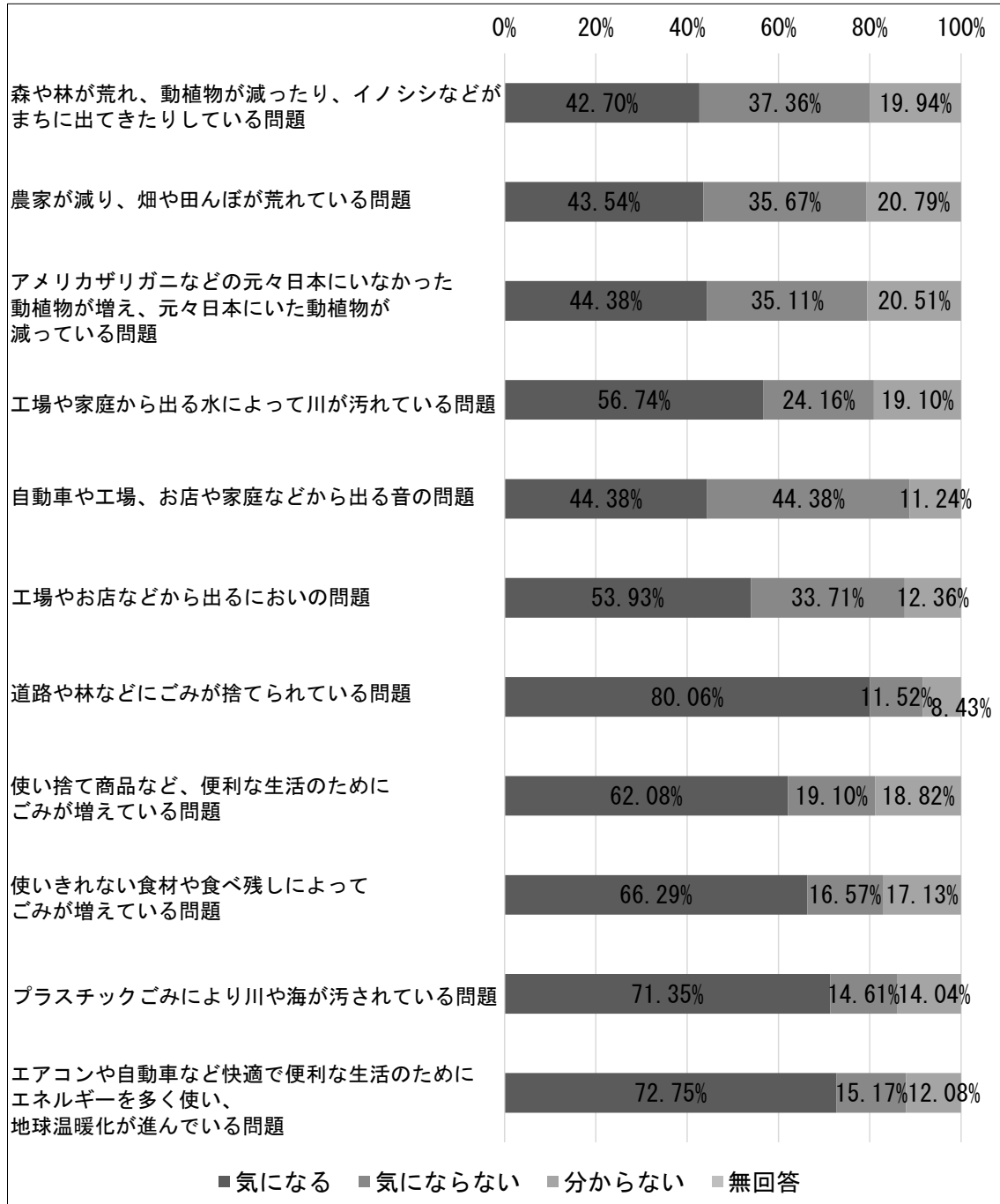
(市内の小学5年生が対象、複数回答あり)



(出典：環境アンケート(小学生)集計結果)

図 15 家や学校のまわりの環境について

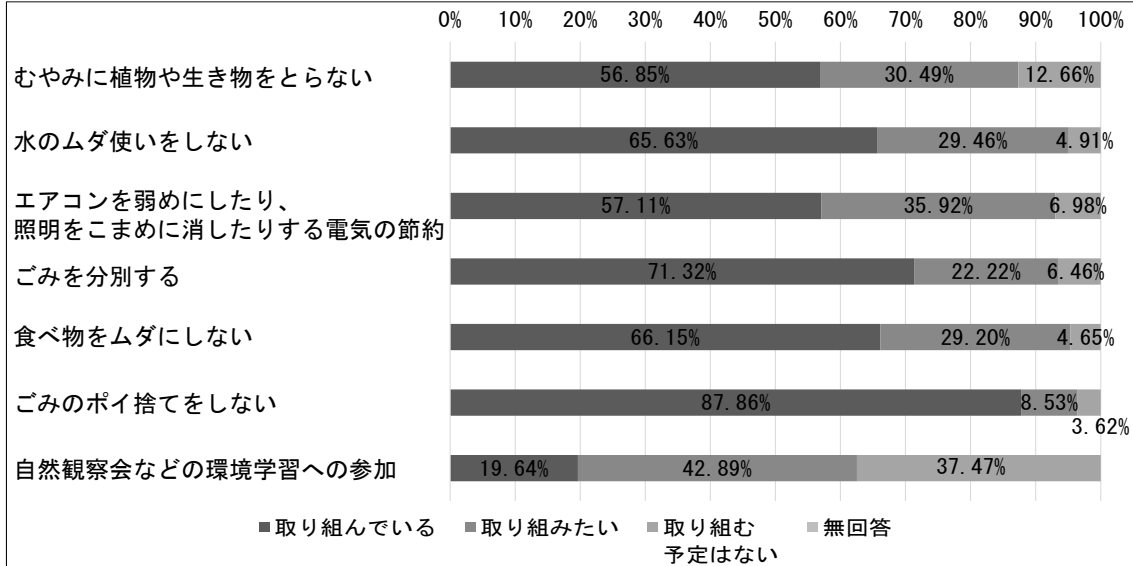
(市内の中学2年生が対象、複数回答あり)



(出典：環境アンケート(中学生)集計結果)

図 16 環境のために取り組んでいること

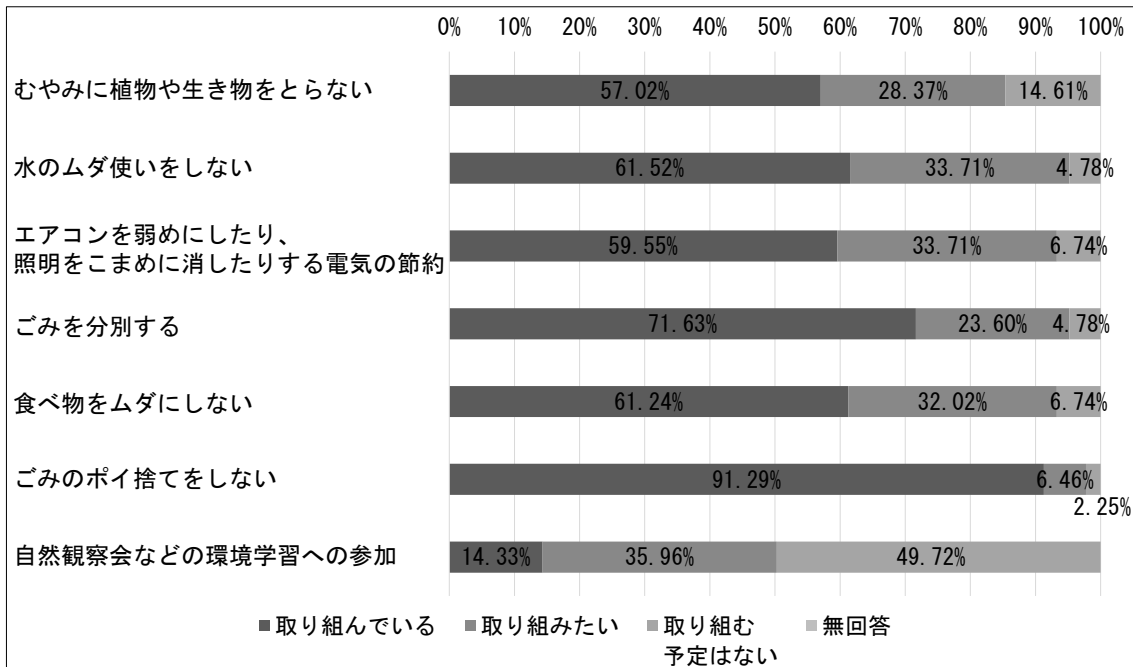
(市内の小学5年生が対象、複数回答あり)



(出典：環境アンケート(小学生)集計結果)

図 17 環境のために取り組んでいること

(市内の中学2年生が対象複数回答あり)



(出典：環境アンケート(中学生)集計結果)



## 第3章 環境将来像と環境目標

### 第1節 環境将来像

本計画は、那珂市の環境の保全と創造に関する取組を、総合的かつ計画的に推進するものです。市民、市民自治組織、環境に関する市民活動団体、事業者、市等が、それぞれの役割を認識し、様々な連携及び協働することにより、市民が安らぎとうるおいをもって暮らせる豊かな環境を作り出し、市民同士が良好な関係を築くことを目指します。

長期的な展望として、豊かな美しい自然と、落ち着いた暮らしが調和して、人と自然とのやさしい関係を築き、安心して快適な住みよいまちを次世代に引き継いでいくため、次の「環境将来像」を定めます。

#### 環境将来像

「豊かな自然と暮らしが調和したやさしいまち」

### 第2節 環境目標

「環境将来像」の実現に向けて、次に掲げる5つの「環境目標」を設定し、取組を進めます。

#### 環境目標1 環境に関する教育・学習と意識啓発の推進

子どもをはじめ一人でも多くの市民が、様々な機会により環境問題への関心や理解を深め、環境を守り育む行動へとつながる社会を目指します。

#### 環境目標2 脱炭素社会づくりの推進

地域が一体となった、省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの導入等による環境にやさしいエネルギー転換により、脱炭素社会の実現を目指します。

#### 環境目標3 3R※行動の推進による循環型社会づくりの推進

ごみの減量化、資源の再利用及び再資源化を更に進め、将来にわたり持続的な循環型社会の実現を目指します。

#### 環境目標4 自然と共生できるまちづくりの推進

人と自然がふれあえる場や歴史的・文化的環境を保存していくことで、次の世代に引き継ぎ、将来にわたり豊かな自然と共生できるまちづくりを目指します。

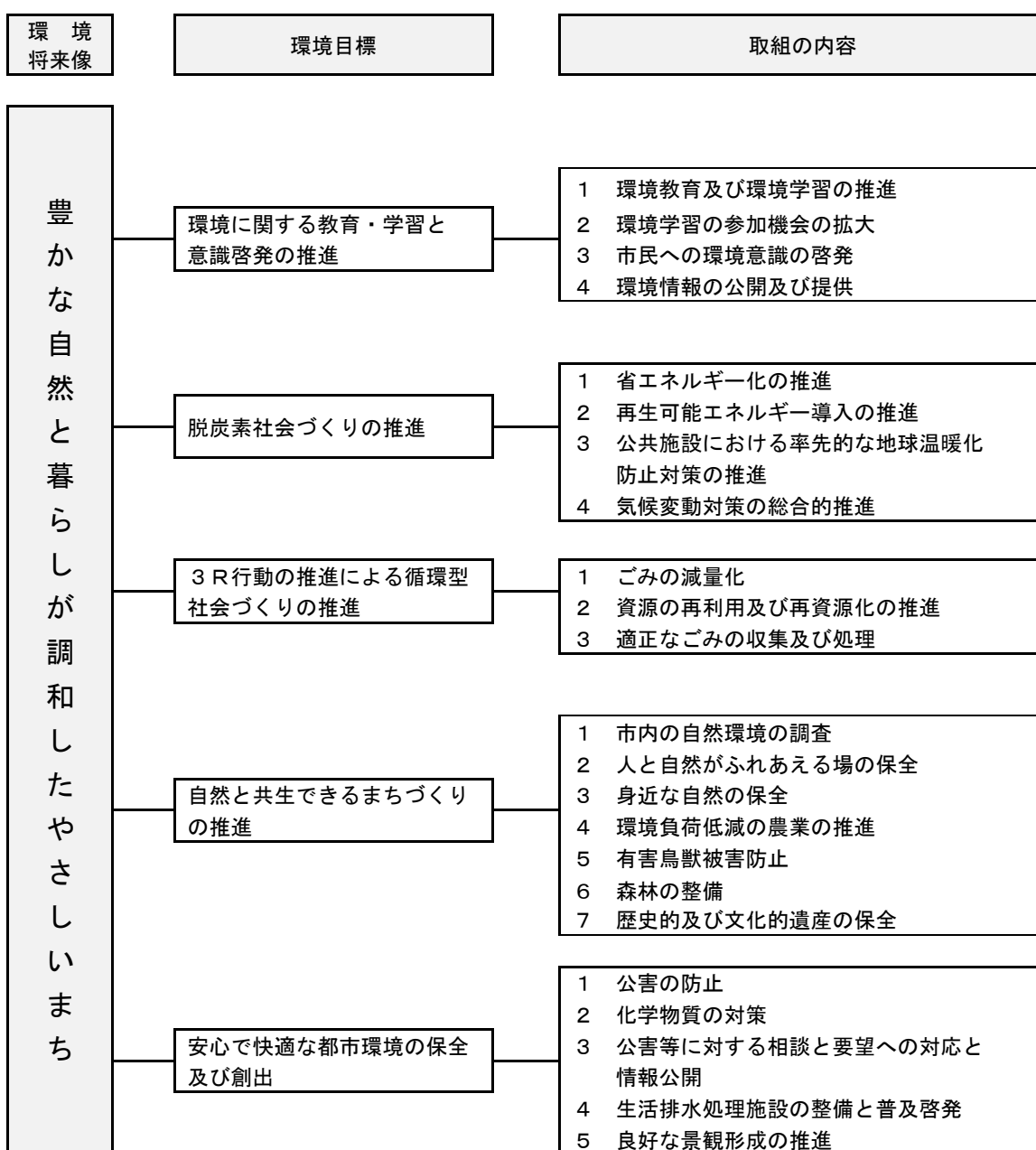
#### 環境目標5 安心して快適な都市環境の保全及び創出

社会経済活動に伴う環境への負荷を低減し、生活に欠かすことができない大気や水、土壌の環境を守り、安心な生活環境と快適な都市環境づくりを目指します。

### 第3節 計画の体系

本計画では、目指すべき「環境将来像」を実現するための体系を示し、その体系に基づき環境目標を設定して取り組んでいきます。また、環境問題を取り巻く社会情勢を踏まえ、SDGsとのつながりを示し、計画の推進には評価するための「評価指標」を設定して進行管理を行い、10年間で着実に取組を進めていくこととします。

計画の体系図



## 第4章 目標達成のために取り組むこと

### 環境目標1 環境に関する教育・学習と意識啓発の推進

#### 関連するSDGs



#### 《評価指標》

項目	現状（令和3年度）	中間（令和9年度）	目標（令和14年度）
出前講座、講演会、講習会等の参加者数	125人	1,000人	1,650人
環境に関する市のホームページへのアクセス数	32,854件	54,000件	72,000件
地域の清掃や環境美化活動の参加率	36.41%	52.00%	65.00%

#### 《取組の方向》

市民、市民自治組織、環境に関わる市民活動団体、事業者及び市が目的意識を共有するとともに、それぞれが自らの責任と役割を理解し、協働により環境政策を推進します。

#### 《市が行う主な取組》

##### 1 環境教育及び環境学習の推進

- 学校、市民自治組織や事業者等が取り組む環境教育及び環境学習に、講師の派遣や情報提供等の支援を行います。（環境課）
- 市民の環境意識の向上を図るため、普及啓発を行う市民自治組織、事業者、環境に関わる市民活動団体等の取組を支援します。（環境課・市民協働課）
- 県の環境学習プログラムの活用、エコ活動や食品ロス等の身近なテーマを取り入れた環境教育を実施します。（学校教育課）
- 省エネルギー・省資源※※についての環境教育を進め、環境活動に取り組む新たな担い手を育成します。（環境課）

## 2 環境学習の参加機会の拡大

- 環境に関する出前講座、講演会、講習会等を開催します。(環境課・市民協働課)
- 子どもたちが参加できる野外学習及び体験学習開催を推進します。(生涯学習課)
- 食と環境に関する環境学習を推進します。(健康推進課)

## 3 市民への環境意識の啓発

- なか環境市民会議をはじめとする環境に関わる市民活動団体と連携して、市民への環境意識の啓発を図ります。(環境課)
- 本市の環境を守る市民・事業者の行動計画である「なかアジェンダ 21」が市民に浸透するよう努めます。(環境課)
- 市民や団体の優れた取組に対する表彰や活動紹介等をするとともに、自主的な活動を支援します。(環境課)
- 市内一斉清掃や常磐自動車側道クリーン作戦等の実施により、不法投棄に対する意識啓発を行います。(環境課)

## 4 環境情報の公開及び提供

- 市のホームページ、広報紙、SNS等、様々な媒体を利用して環境情報を公開及び提供します。(環境課)

### 《市民及び事業者に望まれる主な取組》

- 環境に関わる市民活動団体や事業所、市等が実施する環境に関する講演会、学習会、講習会等へ積極的に参加して環境の現状を把握し、自らの行動に反映させます。
- 3R行動の推進、二酸化炭素排出量の削減、生物多様性保全の推進等の環境に関連したイベントを、市民、環境に関わる市民活動団体及び事業者が主体となって開催します。
- 事業者は、従業員に環境教育を行い、職場における環境負荷の軽減に努めます。また、その取組を、職場のみならず、家庭や地域における取組につなげます。
- 事業者は、事業所の環境保全の取組について積極的に発信するとともに、地域における環境保全活動への参加や支援を行います。また、環境に配慮した事業所の見学等、市民に体験の機会の場を提供します。

## 環境目標 2 脱炭素社会づくりの推進

### 関連するSDGs



### 《評価指標》

項目	基準（平成 25 年度）	目標（令和 12 年度）
本市の温室効果ガス総排出量	413,000 t-CO <sub>2</sub>	※
本市における一人当たりの温室効果ガス排出量	7.38 t-CO <sub>2</sub>	※

※本市における温室効果ガス総排出量の目標は、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定時に設定します。

### 《取組の方向》

節電や省エネルギー化に関する情報提供と啓発活動を行い、環境にやさしいライフスタイルを普及させることで、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの総排出量の削減を進め、令和 32（2050）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指します。

### 参考

#### 国の令和 12（2030）年度 46%削減目標における分野別削減率

部 門	産業部門	業務その他部門 (オフィス、店舗等)	家庭部門	運輸部門
削減率平成 25 (2013)年度比	△38%	△51%	△66%	△35%

(出典：環境省ホームページ)

## 《市が行う主な取組》

### 1 省エネルギー化の推進

- 家庭で使用するエネルギーの量を削減できるよう、情報提供や普及啓発に取り組みます。(環境課)
- 事業者等の事業活動で使用するエネルギーの量を削減できるよう、情報提供や普及啓発に取り組みます。(環境課)
- ZEH※やスマートハウス※等について、普及啓発を図ります。(環境課)
- 夏季には、「グリーンカーテン※」の取組を進めます。(環境課)
- 資源を効率的に利用し製造された、省エネルギー製品の利用を普及促進します。(環境課)
- プラスチック製品の使用削減等、環境に配慮する行動の普及啓発に努めます。(環境課)
- 那珂市自転車活用推進計画に基づき、自転車の活用を推進します。(政策企画課)
- エコドライブを励行します。(全課室)
- 通勤による自動車での移動の削減が期待できるテレワークの推進やサテライトオフィス※の活用を推進します。(商工観光課、政策企画課)
- 市民及び事業者に対し脱炭素と節電・省エネルギー化の関係性についての啓発活動を行い、環境に配慮したライフスタイルへの転換を提案し、温室効果ガスの排出抑制を推進します。(環境課)
- なか環境市民会議が策定した環境に配慮した市民の行動計画「なかアジェンダ 21」を、市民、事業者及び市が一体となって推進し、カーボンニュートラルの実現を目指します。(環境課)
- 本市の温室効果ガス削減については、ゼロカーボンシティ宣言により令和32(2050)年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すため、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの促進等による削減効果を分析及び推測して達成すべき目標を設定するとともに具体的な施策を示し、総合的に取組を進めます。(全課室)

## 2 再生可能エネルギー導入の推進

- 家庭や事業者における再生可能エネルギー導入の普及啓発と制度の変更や技術の進展に応じた再生可能エネルギーの情報提供を図ります。(環境課)
- 家庭における再生可能エネルギー導入を促進する施策について、社会動向を注視しつつ、先進事例等を参考に検討します。(環境課)
- 太陽光発電の設置については、「茨城県太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」と「那珂市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関する要綱」を基に自然環境、生活環境や景観、防災に配慮する等の助言及び指導を行うとともに、必要に応じて市要綱や協定書を見直す等、適正な設置と管理に努めます。(環境課)
- 太陽光発電施設の様々な課題について把握し、より適正な設置及び管理ができるよう調査検討をします。(環境課)

## 3 公共施設における率先的な地球温暖化防止対策の推進

- 老朽化した設備の更新によりZEB※化を進めます。(全課室)
- 省エネルギー化に寄与する設備(LED化等)、次世代自動車等の導入を進めます。(全課室)
- 市職員等による省エネルギー実践活動を進めます。(全課室)
- 再生可能エネルギーの導入を進めます。(全課室)
- 市等における物品の調達に当たっては、環境に配慮した物品の購入を優先します(グリーン購入法※)。 (全課室)
- 那珂市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、温室効果ガス排出量の削減を進めます。(全課室)

## 4 気候変動対策の総合的推進

- 気候変動への対策については、那珂市地域気候変動適応計画に基づいて推進します。(環境課、防災課、農政課、健康推進課)
- 気候変動対策に関わる普及啓発や情報提供を、出前講座や講演会等により行います。(環境課)
- 気候変動対策について、地球温暖化防止活動推進員と連携し、普及啓発に努めます。(環境課)

## 《市民及び事業者に望まれる主な取組》

- 鉄道、バス等の公共交通機関や、デマンド交通※「ひまわりタクシー」や自転車の利用に努めます。
- 感染症や熱中症等に配慮しつつ、エアコンの設定温度を、冷房時には1℃上げ、暖房時には1℃下げます。
- 自動車を購入するときには、環境に配慮した次世代型自動車の購入を優先的に検討します。
- テレワークの推進やサテライトオフィスの活用等に取り組みます。
- 生産や輸送に関わるエネルギーの節約のため、野菜・果物等は、なるべく市内で生産された旬のものを市内で消費する「地産地消※」に努めます。
- 太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用を取り入れることを検討します。
- 家を購入するときには、自宅でエネルギーを作り出し、蓄電池でエネルギーを貯蓄し、効率的にエネルギーを使えるスマートハウスの検討をします。
- 自宅や事業所で、グリーンカーテンや屋上緑化に取り組みます。
- 事業所は、「省エネルギー診断」等を積極的に活用し、省エネルギー機器や設備の導入等事業活動での環境負荷の把握及び軽減に努めます。
- 事業用の太陽光発電施設を設置する事業者は、「茨城県太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」と「那珂市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関する要綱」を基に自然環境、生活環境や景観、防災に配慮し、適正な設置と管理に取り組みます。



## 環境目標3 3R行動の推進による循環型社会づくりの推進

### 関連するSDGs



### 《評価指標》

項目	現状（令和3年度）	中間（令和9年度）	目標（令和14年度）
可燃ごみ排出量	15,733 t	13,330 t	11,620 t
資源物回収量	1,784 t	2,270 t	2,430 t
リサイクル率	10.7%	16.1%	19.8%

### 《取組の方向》

ごみの総排出量は増加の傾向が見られるため、広報紙等での周知のほか、環境に関わる市民活動団体等とも連携しながらごみの減量と再資源化を推進します。

### 《市が行う主な取組》

#### 1 ごみの減量化

- ごみの減量に関する情報の提供や意識啓発等により、可燃ごみの排出量削減と分別収集の徹底を図ります。（環境課）
- 生ごみの減量のため、生ごみの水分を減らす生ごみ処理機の購入を支援します。（環境課）
- 紙類の分別を徹底するよう、啓発を進めます。（環境課）
- プラスチックごみの再分別、回収を実施します。（環境課）

## 2 資源の再利用及び再資源化の推進

- 市民自治組織が行う回収活動を支援します。(環境課)
- 不要品の交換等に関する情報提供の充実を図り、不要品の再利用を推進します。(環境課、商工観光課)
- 3R行動を定着させるため、広報紙やホームページ、SNS等による意識啓発を継続して進めます。(環境課)
- リサイクル率の向上を図るため、資源物の種類等について回収範囲拡大を検討します。(環境課)

## 3 適正なごみの収集及び処理

- ごみの適正な出し方について、周知する機会を増やします。(環境課)
- 事業者へ適正なごみの処理を指導します。(環境課)
- 農業用資材の適正処理について、常陸農業協同組合等と協力連携して実施します。(農政課)
- 大宮地方環境整備組合と連携して、ごみの適正な収集と処理を行います。(環境課)

### 《市民及び事業者に望まれる主な取組》

- 生ごみ処理機を利用する等、ごみの減量化と生ごみのリサイクルに取り組みます。
- 食品は使い切り、食べ残しはせず、生ごみは水を切ってから排出します。
- エコバッグの活用やマイボトル、マイカップの持参、過剰な包装から簡易包装への転換等、リデュース※に努めます。
- 買い物をするときには、なるべく環境に配慮した商品を選ぶことにより、社会を変えていこうとする消費者(グリーン・コンシューマー)を目指します。
- 資源物となる紙類等の分別を徹底します。
- 古自転車や古着、古布は、粗大ごみや燃えるごみに出さず、リユース※やリサイクルに努めます。
- もったいない運動を実施し、ごみの減量化と不要品のリユース又はリサイクルに努めます。
- 子育て世代の絵本や子供服等子育てグッズのリユース又はリサイクルに努めます。
- リユース又はリサイクルのできない家電や家具、その他日用品、事務用品等の廃棄物は、市の定める方法に従い、粗大ごみとして処理します。処理できないごみは、購入店、販売店又は専門の業者に依頼します。

## 環境目標4 自然と共生できるまちづくりの推進

### 関連するSDGs



### 《評価指標》

項目	現状（令和3年度）	中間（令和9年度）	目標（令和14年度）
身近なみどりへの満足度	53.57%	59.00%	64.00%
環境負荷低減の農業推進事例数	1件	3件	6件

### 《取組の方向》

生物多様性について市民の関心と理解を深めます。また、身近な公園や緑地が自然とふれあえる場となるよう、市民、環境に関わる市民活動団体、関係機関及び市が連携して取り組みます。さらに、優良農地※の確保と保全に努め、環境負荷低減の農業※を推進と農業の担い手の育成を図ります。

### 《市が行う主な取組》

#### 1 市内の自然環境の調査

- 市内における野生動植物の生息と生育環境を専門的見地から調査し、動植物を適切に保護するため、その生息及び生育環境の保全に努めます。（環境課）
- 特定外来生物の分布と生育状況等を把握し、固有生態系に影響が生じないよう対策を図ります。（環境課）

#### 2 人と自然がふれあえる場の保全

- 多様な動植物の生息及び生育環境の維持に努めます。（環境課）
- 優良農地や農業用水路、里地里山、ため池等を保全します。（農政課）
- 遊休農地の発生を防ぎます。（農業委員会）

### 3 身近な自然の保全

- 身近な公園や緑地が自然とふれあえる場となるよう、市民や環境に関わる市民活動団体と協働して整備や管理を行います。(商工観光課、都市計画課、市民協働課)
- 市民・市民自治組織・環境に関わる市民団体及び事業者の自主的な環境美化や景観保護活動に対し支援を行います。(環境課、市民協働課)
- 市民農園<sup>※</sup>等の利用をはじめとする様々な機会を通して、地産地消や農業への関心を高め、農地環境の保全について市民の理解を図ります。(農政課)
- 身近な自然とふれあいながらウォーキングができる「いばらきヘルスロード<sup>※</sup>」(市内9コース)の活用促進を図ります。(健康推進課)

### 4 環境に配慮した農業の推進

- 有機農業の推進等環境負荷を低減できる農業の啓発を行い、その普及及び定着を図ります。(農政課)
- 県央農林事務所及び常陸農業協同組合と連携し、環境負荷低減の農業の取組への支援を行います。(農政課)
- 学校給食等での地元の農産物の使用や、農産物直売所での販売等により、地産地消の取組を進めます。(農政課、学校教育課)

### 5 有害鳥獣被害防止

- 有害鳥獣による事故及び被害防止のため、対象となる鳥獣の種類と対策について周知します。(環境課)

### 6 森林の整備

- 森林の大切さを次世代へ引き継ぐため、森林愛護団体の活動を支援するとともに、森林や里山等の身近な緑を市民共有の財産として、守り育てる意識を醸成します。(農政課)
- 森林環境の保全のために行う間伐、枝打ち等を行う民有林造成に対し、補助を行います。(農政課)

### 7 歴史的及び文化的遺産の保全

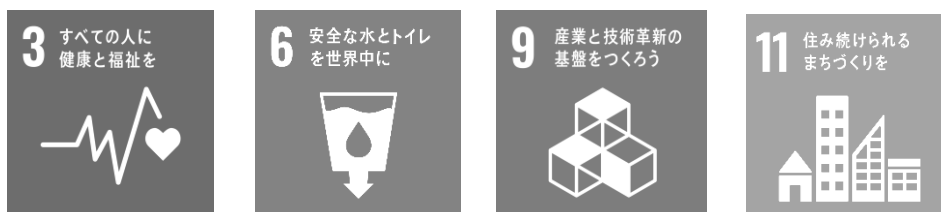
- 指定文化財建造物について、保護保全を行います。(生涯学習課)
- 市内に点在する文化財について、適切な保存対策を講じ、歴史的及び文化的環境の保存を図ります。(生涯学習課)

### 《市民及び事業者に望まれる主な取組》

- 自然観察会や体験学習、講演会等様々な活動に参加する等、自然保護に対する知識を深めます。
- 市内における動植物の生息及び生育状況に関心を持ち、動植物の保護に努めます。
- 外来種の動植物について理解し、在来種の生態系を守ります。
- 遊休農地にならないよう努めます。
- 環境への負荷を低減するため、化学肥料や農薬の使用を抑える「環境負荷低減の農業」に取り組みます。
- 有害鳥獣の特性を理解し、被害対策に努めます。
- 森林保護団体が主催する、作業体験等の活動に参加し、山林保護に対する取組をします。

## 環境目標5 安心して快適な都市環境の保全及び創出

### 関連するSDGs



### 《評価指標》

項目	現状（令和3年度）	中間（令和9年度）	目標（令和14年度）
汚水処理人口普及率	87.0%	94.0%	96.5%
公害苦情件数	54件	35件	20件
空き地苦情件数	55件	43件	33件
不法投棄処理件数	141件	80件	30件

### 《取組の方向》

公害発生防止のため、関係各所と連携し、有害物質等の公害発生原因の状況把握や監視及び指導体制の強化を行います。苦情、相談及び要望への指導や公害防止の啓発活動を推進します。また、生活排水の下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を促進します。

### 《市が行う主な取組》

#### 1 公害の防止

- 市内の大気汚染※、水質汚濁、土壌汚染※、地盤沈下、騒音、振動、悪臭に関わる状況を把握し、公害防止に必要な措置を講じます。（環境課）

#### 2 化学物質の対策

- 有害性が問題となる化学物質について、最新の情報を市民や事業者に提供します。（環境課）
- 野外焼却の規制の周知と指導を行います。（環境課）

### 3 公害等に対する相談と要望への対応と情報公開

- 公害の発生を抑制するために、市民や事業者に対して公害に関する知識や正しい理解について啓発活動を行うとともに、関係各所と連携した監視や指導体制の強化を図ります。(環境課)
- 身近な生活環境における問題に対応するため、相談体制の強化を図ります。(環境課)
- 公害に関する市民や事業者からの通報や苦情に対し、現地確認と、関係各所との連携した対応により、問題解決まで一貫して取り組みます。(環境課)
- ペットのふん害については、飼い主へのモラル及びマナーの啓発に努めます。(環境課)
- 遊休農地や空き地・空き家については、所有者に対し管理指導又は勧告を行います。(環境課、都市計画課、農業委員会)

### 4 不法投棄の対策

- ごみの不法投棄については、市民自治組織や市内郵便局等と連携し、監視体制を強化します。(環境課)
- 新たな不法投棄を生まないように不法投棄されたごみは早期に撤去します。また不法投棄禁止看板や監視カメラの設置により、不法投棄の防止に努めます。(環境課)

### 5 生活排水処理施設の整備と普及啓発

- 公共下水道を計画的に整備します。(下水道課)
- 公共下水道や農業集落排水※事業区域外で単独処理浄化槽やくみ取り槽を利用している家庭には、合併処理浄化槽の設置にかかる費用を補助し、合併処理浄化槽への転換を促進します。(下水道課)

### 6 良好な景観形成の推進

- 茨城県屋外広告物条例に基づく対応により、良好な景観形成を推進します。(都市計画課)
- 景観を損なうおそれのある行為に対しての適切な助言及び指導をします。(生涯学習課、都市計画課)

### 《市民及び事業者に望まれる主な取組》

- 有害化学物質に関して、正しく理解します。
- 簡易焼却炉及び野外焼却に関する規制を遵守します。また野外焼却を発見した場合には、速やかに市に連絡します。
- ペットのふん害については、モラルとマナーを守ります。
- 公共下水道への接続、又は合併処理浄化槽への転換を行い、日常生活や事業活動からの排水を適正に処理します。合併処理浄化槽に転換した場合には浄化槽の適正な使用と維持管理に努めます。
- 不法投棄やごみの投げ捨てはしません。不法投棄を発見した場合、発見日時や場所等を市又は警察に連絡します。
- 土地の所有者は、ごみを不法投棄されることがないように、適切な土地の管理に努めます。



## 第5章 地域気候変動適応計画

ここでは、世界的かつ喫緊の環境課題である気候変動に対応するため、気候変動の適応に関する本市の「地域気候変動適応計画」を示します。

### (1) 適応に関する基本的な考え方

#### ① 国や県の影響評価結果

政府は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第7条の規定により、「気候変動適応計画」を策定するとともに同法第8条の規定による見直しを令和3（2021）年10月に行いました。「気候変動適応計画」では、「農業・林業・水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」の7つの分野について、気候変動の影響に関して現状と将来の影響と適応の基本的な施策が示されました。

環境省は、おおむね5年ごとに国全体の「気候変動影響評価※」（気候変動適応法第10条）を行っており、前述した7分野の細目71項目について既存の文献や気候変動及び予測結果等を活用し、「重大性」「緊急性」「確信度」の観点から評価を行っています。

県では、国の「気候変動適応計画」や「気候変動影響評価」を踏襲しつつ、県独自の気候変動適応計画（茨城県地球温暖化対策実行計画第6章（平成29（2017）年3月改定））を策定していることから、本市においてもこれら国及び県の計画との整合性を図り気候変動適応計画を策定しました。

図1 気候変動影響評価の主要7分野



【出典：環境省「気候変動適応情報プラットフォーム」サイトより】

## ② 本市で進めるべき対策の分野

本市の地域特性を考慮しつつ、気候変動に適応していくため、国の気候変動影響評価手法を踏襲し、次の2つの観点から今後重点的に取り組む分野及び項目を選定しました。  
選定理由

- 【ア】国の日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について、重大性、緊急性、確信度が特に大きい、あるいは高いと評価される項目
- 【イ】国の影響評価により、本市においても気候変動によると考えられる影響が既に生じている、あるいは地域特性を踏まえて重要と考えられる分野及び項目

分野	大項目	小項目	国の影響評価 2020			那珂市 重要性
			重大性	緊急性	確信度	
農業・林業・水産業	農業	水稻	○	○	○	ア
		野菜等	◇	○	△	ア
		果樹	○	○	○	ア
		畜産	○	○	△	ア
		病害虫・雑草等	○	○	○	ア
		農業生産基盤	○	○	○	ア
	林業	木材生産（人工林等）	○	○	△	イ
	水産業	内水面漁業	○	○	△	/
水環境・水資源	水環境	湖沼・河川	○	△	△	イ
自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林	○	○	○	イ
		野生鳥獣の影響	○	○	□	イ
	淡水生態系	湖沼・河川	○	△	□	イ
	分布・個体群の変動		○	○	○在来種 △外来種	イ
自然災害	河川	洪水・内水	○	○	○	ア
	山地・丘陵地	土石流・地すべり等	○	○	○	ア
	その他	強風等	○	○	△	イ
健康	暑熱	死亡リスク等	○	○	○	イ
		熱中症等	○	○	○	ア
	感染症	節足動物媒介感染症	○	○	△	イ
国民生活・都市生活	都市インフラ・ライフライン等	道路・交通等	○	○	○	ア

【重大性】 ○：特に重大な影響が認められる ◇：影響が認められる -：現状では評価できない  
 【緊急性】 ○：高い △：中程度 □：低い -：現状では評価できない  
 【確信度】 ○：高い △：中程度 □：低い -：現状では評価できない

## (2) 将来の気候変動影響と主な対策

ここでは、「(1) 適応に関する基本的な考え方」で選定した分野項目について、これまでに生じている影響、将来予測される影響及び影響に対する適応策を記載します。

なお、適応策は、計画策定時点での「将来予測される影響」に基づくものであるため、各研究機関等と連携しながら、より適した対策の検討を進め、適宜見直していくこととします。

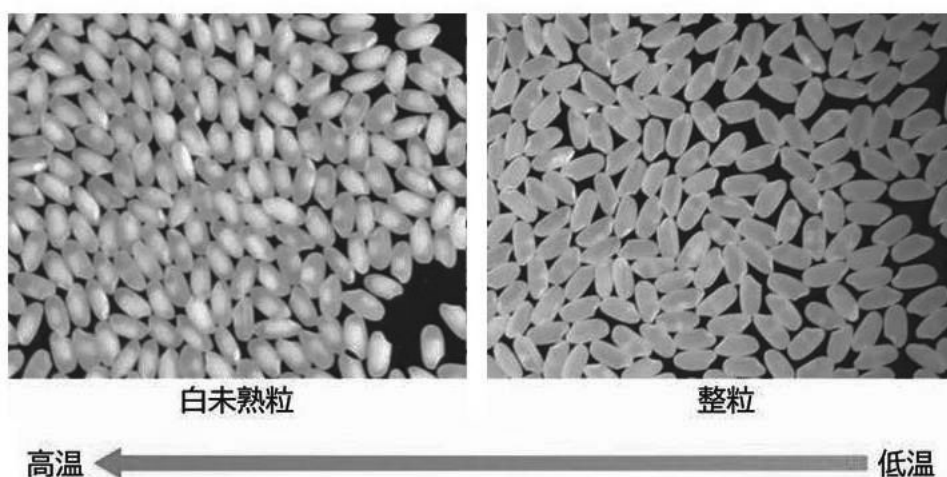
### ○農業・林業

#### a 水稲

<これまでに生じている影響及び将来予測される影響>

環境省影響評価報告書では、既に全国で気温の上昇による白未熟粒の発生や一等米比率の減少による品質の低下等の影響が確認され、一部の地域や極端な高温年には収量の低下も見られると報告されています。将来的には、白未熟粒や胴割れの発生等による品質低下の増加が懸念されます。

図2 気候変動による水稲の品質への影響



【出典：茨城県における気候変動影響と適応策 ―水稲への影響― 茨城大学、茨城県地域気候変動適応センター共著】

環境省の「環境研究総合推進費 S-8 温暖化影響評価・適応施策に関する総合的研究」では、コメ収量についての将来予測を行っており、RCP8.5 シナリオ<sup>※</sup>で収量を重視した場合には、すべての気候モデルにおいて市内全域で収量が増加すると予測されています。

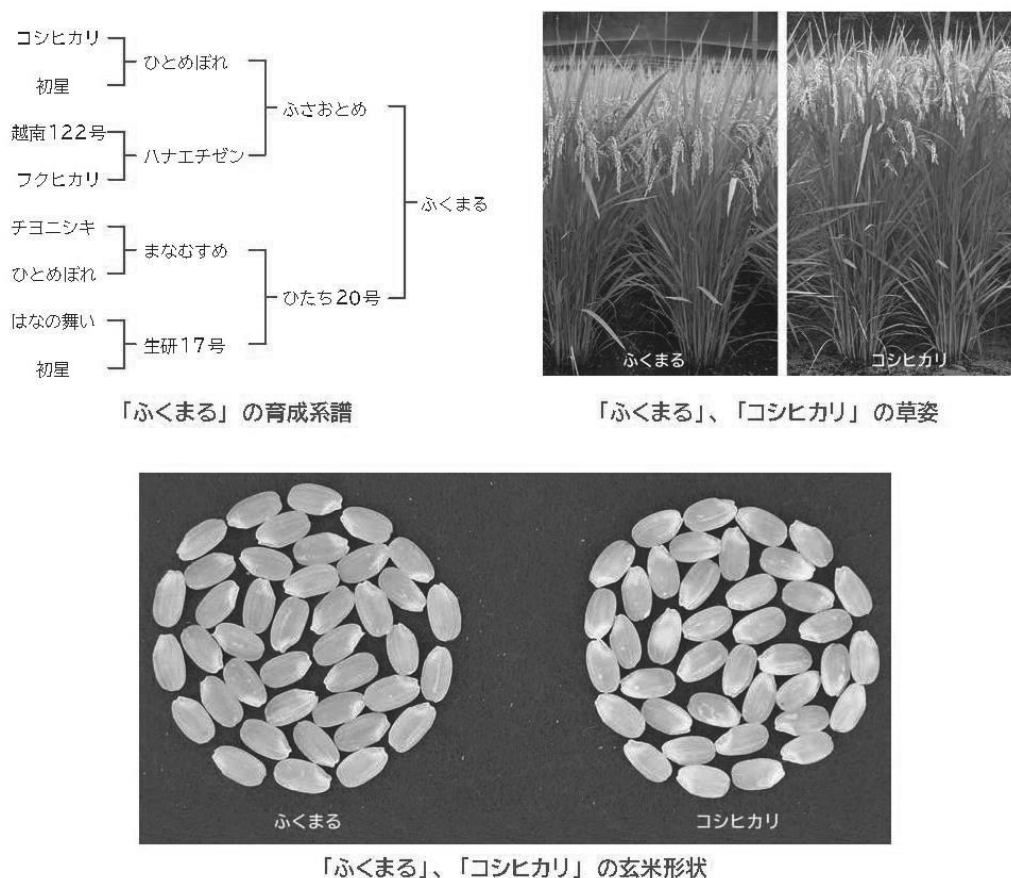
なお、同シナリオで品質を重視した場合には、今世紀半ばから複数の気候モデルで市内全域にわたって収量が減少すると予測され、今世紀末には、すべての気候モデルで収量が減少すると予測されています。

＜影響に対する適応策＞

短期的には、水・施肥管理の徹底・最適化等の栽培管理の高度化や変更を進めつつ、長期的には栽培管理の継続的な最適化に加え、高温耐性のある新品種の開発状況を把握し、導入の検討に向け、適切な情報提供を進める必要があります。

県では、水稻新品種を育成する過程で、独自に開発した高温検定法により、白未熟粒の発生しにくい系統を選抜し、大粒で高温下でも品質が安定したオリジナル早稲品種「ふくまる」を育成し、平成 25（2013）年から栽培されています。

図3 高温耐性品種「ふくまる」の育成系譜、草姿、玄米形状



【出典：茨城県における気候変動影響と適応策 ―水稻への影響― 茨城大学、茨城県地域気候変動適応センター共著】

**b 野菜等**

本市においては、平坦な那珂台地上には畑作地帯、那珂川・久慈川沿岸には水田地帯が広がり、米、麦、大豆、そばの生産が盛んです。また、みやこかぼちゃの完熟出荷にこだわった「那珂かぼちゃ」や、ひたちなか、東海及び那珂地域が日本一の産地である「ほしいも」は特産品になっています。

<これまでに生じている影響及び将来予測される影響>

生育期間の高温化により、全国的に露地野菜の収穫期の早期化や生育障害の発生頻度の増加が見られ、生育期間の高温化によるイチゴをはじめとする野菜の花芽分化の遅滞等が報告されています。果菜類では高温多雨等による着果不良や生育不良等が報告されています。また、害虫のハムシ類、カメムシ類、ヨコバイ類等の被害が増加するおそれがあります。

<影響に対する適応策>

露地野菜では、適正な品種選択や栽培時期の調整、病虫害の適期防除等を行うことにより、安定供給を図る必要があります。施設野菜では、高温対策として換気・遮光を適切に実施するほか、地温抑制マルチや細霧冷房、循環扇等の導入の推進に取り組む必要があります。

高温に由来する病虫害等の情報を収集し、適切な情報提供に努めます。

### c 果樹

<これまでに生じている影響及び将来予測される影響>

影響評価報告書では、果樹は気候への適応性が非常に低い作物で他の作物に先駆けて、温暖化の影響が現れていると報告されています。ナシの産地では秋冬季に花芽の耐凍性が十分に高まらないことで発芽不良を引き起こすことや、ブドウの産地では巨峰等に赤熟れと呼ばれる着色不良、カキの産地では果実軟化や着色遅延、リンゴの産地では着色不良や日焼け等、近年の温暖化に起因する障害がほとんどの樹種や地域に及んでいるとされています。

<影響に対する適応策>

ブドウでは果実の着色を向上させる環状はく皮の導入や、着色の影響が無い「シャインマスカット」等の青系品種への転換及び導入が進んでいます。

果樹は永年作物であり、成長するまでに一定期間を要することや需給バランスの崩れからも価格の変動を招きやすいことから、本市においても他の作物と比較し長期的視野に立って対策を講じていくことが不可欠です。

### d 畜産

<これまでに生じている影響及び将来予測される影響>

全国的に夏季に肉用牛と豚の成育や肉質の低下、採卵鶏の産卵率や卵重量の低下、肉用鶏の成育の低下、乳用牛の乳量・乳成分の低下等が報告されています。将来の予測に関しては、本市においても畜種や飼養形態により影響に差異があると考えられますが、肥育去勢豚の成長への影響が大きくなると予測されています。

<影響に対する適応策>

畜舎内の散水・散霧や換気、屋根への石灰塗布や散水等の暑熱対策による適切な畜舎環境の確保、密飼いの回避や良質な飼料の給餌等、飼養管理技術の指導及び徹底に努めます。

**e 病害虫**

<これまでに生じている影響及び将来予測される影響>

影響評価報告書では、気温の上昇により、害虫の分布域の拡大や年間世代数及び発生量の増加、発生盛期の変化をもたらす可能性があるとして報告されています。病害についても、気温の上昇による発生地域の拡大、発生量の増加が想定されます。

<影響に対する適応策>

国内における病害虫の発生状況や被害状況を的確に把握し、本市においても関係機関と連携しながら気候変動に対応した病害虫防除体制の確立に努めます。

**f 農業生産基盤**

<これまでに生じている影響及び将来予測される影響>

影響評価報告書では、農業生産基盤に影響を与える降水量について、「多雨年」と「渇水年」の変動の幅が大きくなるとともに、雨が短期的にまとめて降る傾向が見られると報告されています。将来的には6月から10月で全国的な洪水リスクが増大すると予測されています。また、降雨強度の増大で洪水による農業生産基盤への影響は低地水田ほど湛水時間が長くなり、被害に遭う状況となることが予測されます。

<影響に対する適応策>

排水路等の整備により農地の湛水被害の防止に努めます。また、強風及び突風等による災害の増加も想定されるため、災害に強い低コスト耐候性ハウスの導入の推進にも努めます。

**g 林業**

<これまでに生じている影響及び将来予測される影響>

影響評価報告書では、気温の上昇によってスギ人工林の成長阻害につながることや、病害虫の分布拡大及び発生世代数の増加、人工林の純一次生産に影響することが想定されています。また、気候変動により強い台風の増加が予測されており、人工林への風害も懸念されます。

<影響に対する適応策>

地域や企業と連携し、計画的な間伐や適切な伐採、混交林や樹種の配置調整等の森林整備に努める必要があります。

○水環境

<これまでに生じている影響及び将来予測される影響>

影響評価報告書では、全国 265 観測地点のうち夏期は 76%、冬季は 94%で水温の上昇傾向が確認され、水温の上昇に伴う水質の変化が指摘されていると報告されています。湖沼では、将来水温の上昇がアオコ<sup>※</sup>の発生の長期化につながると予測されています。

<影響に対する適応策>

気候変動と水質の変化、アオコの発生等との関係には長期的な分析が必要となり、研究機関と連携した把握に努めます。また、本市においても工場や事業所からの排水対策や家庭からの生活排水対策等、水質変化を起こさせない取組を進めます。

○自然生態系

<これまでに生じている影響及び将来予測される影響>

影響評価報告書では、自然林や二次林の分布適域の移動や拡大の現状について、各種生帯の南限及び北限付近における樹木の生活型別の現存量の変化が確認され、気温上昇の影響によって、過去から現在にかけて落葉広葉樹が常緑広葉樹に置き換わった可能性が高いと考えられている箇所が国内で複数地域確認されています。

野生鳥獣の影響については、日本全国でニホンジカやイノシシの分布が拡大しています。市街地及びその周辺では、カラスやイノシシ、ハクビシン等の被害が確認されるとともに、アライグマの出現もみられます。

植物の開花時期や鳥をはじめとする動物の初鳴きの早期化等、動植物の生物季節の変動について多数の報告が確認されています。

<影響に対する適応策>

生態系への影響に対する適応策の基本は、モニタリングにより生態系と種の変化の把握を行うとともに、気候変動の要因によるストレスにも着目し、これらの影響の軽減や生態系ネットワークの構築により、気候変動に対する順応性の高い生態系の保全と回復を図る必要があります。

## ○自然災害

### a 洪水・内水氾濫

〈これまでに生じている影響及び将来予測される影響〉

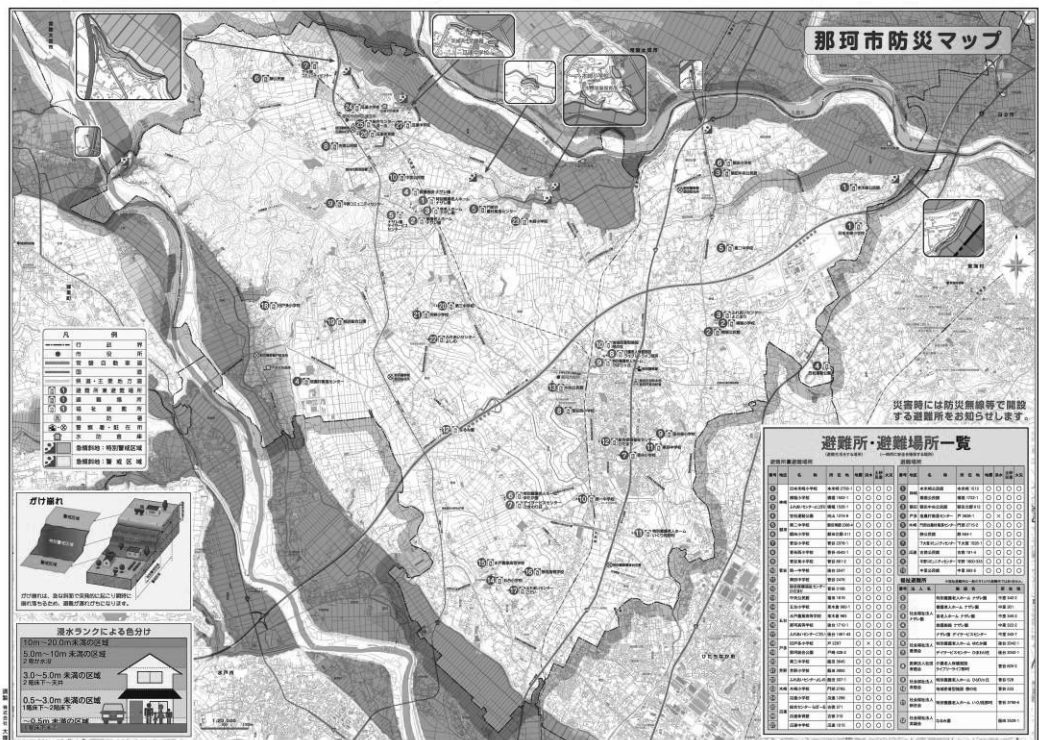
時間雨量 50 ミリメートルを超える短時間強雨や総雨量が数百ミリメートルから数千ミリメートルを超えるような大雨が発生し、全国各地で毎年のように甚大な水害が発生しています。

県では平成 27（2015）年 9 月関東・東北豪雨や令和元年東日本台風（台風 19 号）により、鬼怒川、那珂川及び久慈川が氾濫し床上又は床下浸水をはじめ、多くの被害が発生しています。

本市においても、令和元年東日本台風により、那珂川が氾濫し、物的被害が発生しています。今後も、地球温暖化の影響と思われる気候変動への留意が必要になります。

〈影響に対する適応策〉

適応策としては、那珂市防災マップの普及啓発と地域点検により、安全な避難措置の周知が重要となります。特に、情報の伝達や安全な避難所、避難経路の確保といった、的確な避難を可能にする体制を整える必要があります。さらに、浸水想定区域の住民においては、災害時の避難行動を事前に決めておく「マイタイムライン」を作成し、災害に備えるよう啓発することが必要になります。あわせて、市民の防災意識を高めることで自ら適切な判断ができるような啓発することが重要となります。



那珂市防災マップ



## **b 土石流・地すべり**

＜これまでが生じている影響及び将来予測される影響＞

近年、全国で土砂災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。気候変動に起因する土砂災害は必ずしも原因がはっきりしていませんが、少なくとも降雨の激化に起因する状況がみられます。本市でも那珂市防災マップにおいて、土砂災害防止法により、土砂災害警戒区域等に指定された区域を急傾斜地として掲載しています。丘陵地となる本市は、河川沿いの河岸段丘に危険が大きいため、留意が必要となります。

＜影響に対する適応策＞

気候変動に伴う土砂災害の発生頻度の増加が予測されていることを踏まえ、人命保護を最優先に考え、避難場所・避難経路の確保といった、的確な避難を可能にする体制を整える必要があります。

## **c 強風**

＜これまでが生じている影響及び将来予測される影響＞

影響評価報告書によると、RCP8.5 シナリオを前提とした研究では、21 世紀後半にかけて、地域ごとに傾向は異なるものの、気候変動に伴う強風や強い熱帯低気圧が多く発生すると予測されています。本市においても強風による農業用ハウス等の被害が発生しています。

＜影響に対する適応策＞

気候変動に伴う強い台風に対しては、災害に強いハウスの導入や保証への加入を推進します。また、その気象状況を防災行政無線等で知らせるとともに、市民が自ら安全確保行動がとれるよう、啓発を進めます。

## ○健康

### a 暑熱

<これまでに生じている影響及び将来予測される影響>

全国的に気温上昇による超過死亡（直接・間接を問わず、ある疾患により総死亡がどの程度増加したかを示す指標）が、高齢者を中心に増加傾向にあることが確認されています。また、1年間の真夏日（日最高気温が30℃以上の日）の日数が多くなると、熱中症死亡者数も増加する傾向にあります。熱中症は暑熱による直接的な影響の一つであり、気候変動との相関が強いと考えられています。熱中症による救急搬送人数、医療機関受診者数・熱中症死亡者数は、全国的に増加傾向となっており、県の令和2（2020）年度の熱中症による搬送者数は、人口10万人当たり54.17人で東京都の43.20人を上回っています。

なお、本市では令和3（2021）年度の救急搬送人数は28件でした。

<影響に対する適応策>

救急、医療、教育、労働、スポーツ、観光、日常生活等の各場面において、気候情報及び暑さ指数（WBGT）※の提供や注意喚起、予防・対処法の普及啓発、発生状況等に係る情報提供等を適切に実施します。

## b 感染症

＜これまでに生じている影響及び将来予測される影響＞

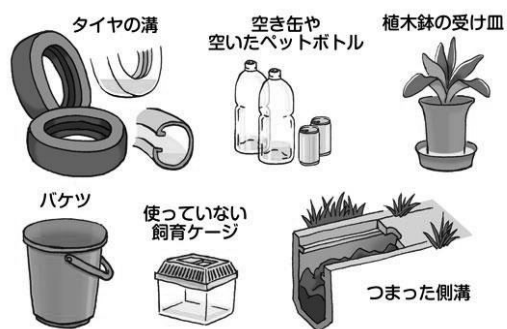
デング熱<sup>※</sup>等の感染症を媒介する蚊（ヒトスジシマカ）の生息域が東北地方北部まで拡大しているほか、蚊媒介感染症の国内への輸入感染症例は増加傾向にあります。本市において影響が顕在化されているわけではありませんが、今後の気候変動により感染症の発症例が見られる可能性もあります。平成 28（2016）年には県内で十数年ぶりに日本脳炎<sup>※</sup>のり患が確認されました。また、ダニについてもツツガムシ病<sup>※</sup>や日本紅斑熱<sup>※</sup>等のり患が年間 10 例程度報告され、気温の上昇に伴う感染症の増加が予測されます。

＜影響に対する適応策＞

関係機関と連携しながら、感染症の発生動向を注視し、発生時には市民に対し注意喚起を行うほか、幼虫の発生源の対策及び成虫の駆除、防蚊防ダニ対策に関する注意喚起を行います。



家の周囲の不要な水たまりをチェック



政府広報オンラインによるデング熱感染の注意喚起

【出典：「デング熱にご注意を！」政府広報オンライン】

## ○国民生活・都市生活【道路・交通】

<これまでに生じている影響及び将来予測される影響>

本市においても豪雨による冠水、高温の影響等に起因する道路の劣化等がみられます。このため、道路の修繕及び改修、復旧に必要な費用が増加すると予測されます。

<影響に対する適応策>

気候変動がインフラに及ぼす影響について、具体的に評価した研究事例が少ないため、今後、国や研究機関からの情報を収集していきます。

## 第6章 推進体制と進行管理

### 第1節 計画の推進主体

本計画を推進し、「豊かな自然と暮らしが調和したやさしいまち」を実現するには、市民、市民自治組織、環境に関する市民活動団体、事業者、市等が主体となり各種取組を協働により推進します。

なお、各主体は以下のとおりとなります。

#### (1) 環境審議会

環境基本法第44条の規定による機関で、住民組織の代表、事業所の代表及び学識経験者で組織しています。市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項、廃棄物の処理等に関する事項、その他環境の保全に関し必要な事項を調査審議します。

環境基本計画の策定改定又は見直し時には、専門的かつ広範な見地から調査及び審議を行い、意見を市長に答申します。

#### (2) なか環境市民会議

誰もが住んでよかったと言えるような環境のまちづくりを目指し、お互いの思い、力等を結び付け、より行動しやすいようにしようと様々な経験を持った市民及び事業者が集まり組織しています。広範にわたる議論ができ、活動を通して人の輪を広げ、各主体と協力及び連携し取組を進めます。

#### (3) 環境保全対策推進会議

市環境基本条例第9条第2項に基づき、本市の環境保全に関し、必要な事業を推進するため、本市において取り組む事業の策定及び実施に当たり、環境基本計画との整合性を図るため組織しています。市職員で環境基本計画の実施状況の把握及び進行管理を行い、各課室の環境保全に関する事業及び公共施設における地球温暖化防止対策の推進並びに課員への周知を図るため、環境保全対策推進会議に環境保全推進員を置いています。

#### (4) 環境基本計画策定委員会

環境基本計画の策定又は見直し時に、環境基本計画策定委員会設置要綱第1条の規定により、住民の代表、副市長、各課室の代表で組織され、計画について調査・確認を行い、那珂市環境基本計画案又は見直し案を策定します。

#### **(5) 環境基本計画策定ワーキング委員会**

環境基本計画の改定作業を行うため、庁内各部の職員で組織しています。環境基本計画の点検及び評価に関すること、環境基本計画の策定案又は改定案の作成に関すること等が所掌事務です。

#### **(6) 市民自治組織**

一定の区域（地域協議会や地区自治会連合会、小学校通学区域等）を範囲として、自治会を核としながら各種団体が参画・連携・協力し、環境をはじめとした様々な課題の解決や、地域の特色を生かしたまちづくりに取り組みます。

#### **(7) 市民及び事業者**

市民及び事業者は、市環境基本条例第4条の規定による市民の責務を果たします。

なお、事業者においても、那珂市環境基本条例第5条の規定による市民に準ずる責務を果たすことが求められています。

#### **(8) 事務局（市民生活部環境課）**

事務局は、各主体から市への環境に関する意見提出及び問合せの窓口としての役割を果たすとともに、様々な環境情報を各主体へ提供します。また、環境審議会、環境保全対策推進会議、環境基本計画策定ワーキング委員会等の組織と連携するとともに連絡及び調整の役割を果たします。

## 第2節 計画の進行管理

計画の進行管理は、環境マネジメントシステム※の計画、実行、評価及び改善のPDCAサイクルの考え方を取り入れ、継続的改善を行っていきます。

計画の進行管理に当たっては、「年次報告書」を作成し公表します。

### (1) 計画策定時又は改定時（中間見直し時）における各主体の役割

PDCAサイクル	主体	役割
計画 (Plan)	環境審議会	◇市長から環境基本計画に関する諮問を受けて審議を行い、その結果を市長へ答申する。
	環境基本計画策定委員会	◇市民又は事業者の代表として、直接的に計画案作成に関わる。 ◇必要に応じた計画全体の見直し、計画の改定又は改善のための提案を行う。
	環境保全対策推進会議	◇環境基本計画と其中的の取組や事業との整合性について審査する。
	環境基本計画策定ワーキング委員会	◇各主体の意見を広く取り入れた計画づくりを行う。 ◇推進主管課との調整を図り、連携した計画づくりを行う。
	市民及び事業者	◇環境基本計画に関心を持ち、パブリック・コメント等により、計画づくりに参加する。

## (2) 毎年度の計画推進における各主体の役割

P D C Aサイクル	主 体	役 割
計画 (Plan)	環境保全対策 推進会議	◇推進主管課は取組や事業の進捗状況や数値目標、 評価指標の達成状況等を把握する。
実行 (Do)	推進主管課	◇個別の取組や事業、重点プロジェクト等を推進す るとともに、市民及び事業者の取組を支援する。
	市民及び事業者	◇自発的及び積極的に自らの取組を推進するととも に、市の行う取組に協力する。
評価 (Check)	環境審議会	◇年次報告書を評価する。
	環境保全対策 推進会議	◇推進主管課は取組や事業の進捗状況や数値目標、 評価指標の達成状況等を把握する。 ◇環境保全推進員及び事務局が中心となって年次報 告書を取りまとめ、評価を行う。 ◇環境審議会による年次報告書の評価を受ける。 ◇年次報告書をホームページ等で公表し、市民及び 事業者からの意見を募る。
	市民及び事業者	◇年次報告書を確認し、必要に応じて意見を述べる。
改善 (Action)	環境保全対策 推進会議	◇環境保全対策推進会議及び環境審議会における評 価並びに市民及び事業者からの意見を踏まえ、推 進主管課が取組や事業の改善を行う。

## (3) 年次報告

毎年度、環境基本計画の進捗状況を把握するため、年次報告書を作成し、公表しま  
す。

年次報告書の内容は、環境基本計画の概要、取組や事業の進捗状況と評価、数値目  
標及び評価指標と現状値の状況と評価、年次報告書への意見と回答（前年度分）等  
の項目を報告します。



## 資料編

## 資料 1 評価指標の設定方法

### 環境目標 1 環境に関する教育・学習と意識啓発の推進

評価指標	設定方法
出前講座、講演会・講習会等の参加者数	過去5年間の最多参加者数である約250人から年125人の増加を目指す数値とします。
環境に関する市のホームページへのアクセス数	現状のホームページアクセス数から、年3,600件の増加を目指す数値とします。
地域の清掃や環境美化活動の参加率	参加率は、市民アンケートにおける「まちづくり活動に参加している割合」に「地域の清掃や環境美化活動に参加している割合」を乗じて算出します。現状の参加率から、年2.6%の増加を目指す数値とします。

### 環境目標 2 脱炭素社会づくりの推進

評価指標	設定方法
温室効果ガス総排出量	本市における温室効果ガス総排出量及び本市における一人あたりの温室効果ガス排出量の目標は、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定時に設定します。その後の目標については国及び県の動向により設定します。
本市における一人あたりの温室効果ガス排出量	

### 環境目標 3 3R行動の推進による循環型社会づくりの推進

評価指標	設定方法
可燃ごみ排出量	現状の可燃ごみ排出量から、年350tを減量することを目指し、更にプラスチックごみの再分別回収の実施により2%の減量を目指す数値とします。
資源物回収量	現状の資源物回収量から、年40tを増量することを目指し、更にプラスチックごみの再分別回収の実施による可燃ごみの2%分を加えた数量を目指す数値とします。
リサイクル率	リサイクル率は、資源物回収量を可燃ごみ排出量に粗大ごみと蛍光灯類を加算した数で除して算出しています。 現状のリサイクル率から、令和9年度までは年0.9%の上昇を目指し、令和10年度からは年0.74%の上昇を目指す数値とします。

#### 環境目標4 自然と共生できるまちづくりの推進

評価指標	設定方法
身近なみどりへの満足度	現状の満足度から、年1%の増加を目指す数値とします。
環境負荷低減の農業推進事例数	令和4年度から導入されたみどりの食料システム法により、環境負荷低減事業の実施者が見込まれる数値とします。

#### 環境目標5 安心して快適な都市環境の保全及び創出

評価指標	設定方法
汚水処理人口普及率	汚水処理人口普及率は、令和6年度まで年1.5%の上昇、令和7年度からは年1.0%の上昇、令和9年度から年0.5%で上昇することを目指す数値とします。
公害苦情件数	現状の公害苦情件数から、年3件程度の減少を目指す数値とします。
空き地苦情件数	現状の空き地苦情件数から、年2件程度の減少を目指す数値とします。
不法投棄処理件数	現状の不法投棄処理件数から、年10件程度の減少を目指す数値とします。

## 資料2 各種統計資料（人口等、地目面積、CO<sub>2</sub>排出量、文化財）

### 人口・世帯数・世帯人員等の推移及び推計

（単位：人、世帯）

年	合計人口	0～14歳	15～64歳	65歳以上	年齢不詳	世帯数	一世帯当たりの人数	備考
令和9（2027）	52,000	5,700	28,000	18,300	—	—	—	推計値
令和4（2022）	53,004	6,067	29,019	17,598	320	21,289	2.5	
令和2（2020）	53,502	6,294	29,694	17,194	320	20,931	2.6	
平成29（2017）	53,897	6,595	30,676	16,402	224	—	—	
平成27（2015）	54,276	6,779	31,580	15,693	224	20,025	2.7	
平成22（2010）	54,240	7,138	33,708	13,392	2	18,889	2.9	
平成17（2005）	54,705	7,586	35,505	11,599	15	18,034	3.0	
平成12（2000）	55,069	8,370	36,434	10,263	2	17,289	3.2	
平成7（1995）	54,178	9,364	36,265	8,549	0	16,050	3.4	
平成2（1990）	51,078	9,935	34,197	6,946	0	14,246	3.6	
昭和60（1985）	47,388	10,478	31,257	5,644	9	12,607	3.8	
昭和55（1980）	44,768	10,596	29,357	4,815	0	11,663	3.8	

（出典：平成29、令和2、令和4、令和9年は政策企画課資料、それ以外は国勢調査）

### 主要地目面積

（単位：千㎡）

年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
田	20,132	20,103	20,088	20,087	20,065
畑	23,197	23,087	23,004	22,898	22,834
宅地	15,496	15,572	15,673	15,721	15,789
山林	16,217	16,139	16,094	15,950	15,848
原野	2,830	2,816	2,817	2,693	2,679
雑種地	5,234	5,445	5,543	5,898	6,102
その他	14,714	14,658	14,601	14,573	14,503
合計	97,820	97,820	97,820	97,820	97,820

（出典：茨城県統計年鑑）各年1月1日

部門別CO<sub>2</sub>総排出量の推移

(単位：千t-CO<sub>2</sub>)

部門		平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
産業 部門	製造業	106	94 (-11.3)	113 (-6.6)	91 (-14.2)	99 (-6.6)	101 (-4.7)
	建設業・鉱業	4	4 (±0)	4 (±0)	4 (±0)	3 (-25.0)	3 (-25.0)
	農林水産業	2	5 (+150.0)	5 (+150.0)	5 (+150.0)	5 (+150.0)	5 (+150.0)
産業部門合計		112	103 (-8.0)	121 (+8.0)	100 (-10.7)	107 (-4.5)	108 (-3.6)
家庭部門		88	82 (-6.8)	73 (-17.0)	79 (-10.2)	76 (-13.6)	72 (-18.2)
業務その他部門		81	86 (+6.2)	63 (-22.2)	57 (-29.6)	61 (-24.7)	59 (-27.2)
運輸 部門	旅客自動車	70	67 (-4.3)	67 (-4.3)	66 (-5.7)	65 (-7.1)	64 (-8.6)
	貨物自動車	51	51 (±0)	50 (-2.0)	49 (-3.9)	48 (-5.9)	48 (-5.9)
	鉄道	4	4 (±0)	4 (±0)	4 (±0)	4 (±0)	3 (-25.0)
	船舶	0	0 (±0)	0 (±0)	0 (±0)	0 (±0)	0 (±0)
運輸部門合計		126	122 (-3.2)	121 (-4.0)	119 (-5.6)	117 (-7.1)	115 (-8.7)
廃棄物部門		6	6 (±0)	5 (-16.7)	6 (±0)	6 (±0)	5 (-16.7)
合計		413	400 (-3.1)	383 (-7.3)	361 (-12.6)	367 (-11.1)	360 (-12.8)
「参考」茨城県全体		44,386	41,247	39,843	38,067	39,455	38,141

(出典：環境省 自治体排出量カルテ)

基準年(平成25(2013)年度)排出量：413千t-CO<sub>2</sub>

( )内は基準年比増減率(%)を示します。

端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。

指定文化財状況

文化財指定状況	指定数	種類
国指定	4	<b>絵画</b> 紙本著色聖徳太子絵傳 紙本著色拾遺古徳伝 絹本著色法然上人像 <b>考古</b> 銅印（附印筭）
県指定	26	<b>建造物</b> 鈴木家住宅 <b>絵画</b> 紙本著三十六歌仙 他 4 <b>彫刻</b> 木造阿弥陀如来立像 他 7 <b>工芸品</b> 説明箱（銅装説明箱） 他 2 <b>書跡</b> 了譽筆別当職讓状 他 2 <b>歴史資料</b> 紙本墨書大般若経（附唐櫃 3 合） <b>史跡</b> 瓜連城跡 <b>天然記念物</b> 不動院のカヤ 他 3
市指定	58	<b>有形文化財</b> 建造物 2 絵画 3 彫刻 8 工芸品 6 書跡 1 古文書 1 考古資料 12 歴史資料 3 <b>無形文化財</b> 無形民俗文化財 2 史跡 4 天然記念物 16

（出典：那珂市教育委員会 那珂市の指定文化財）

### 資料3 環境に関するアンケート調査結果（令和3年度実施分）

#### ○市民アンケート

発送数：1,000通

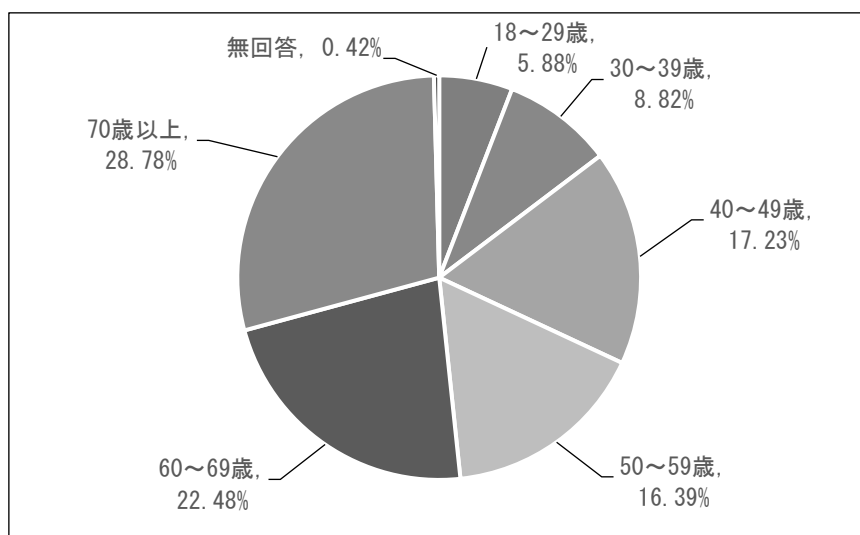
回収数：476通

回収率：47.60%

#### 質問1 回答者について

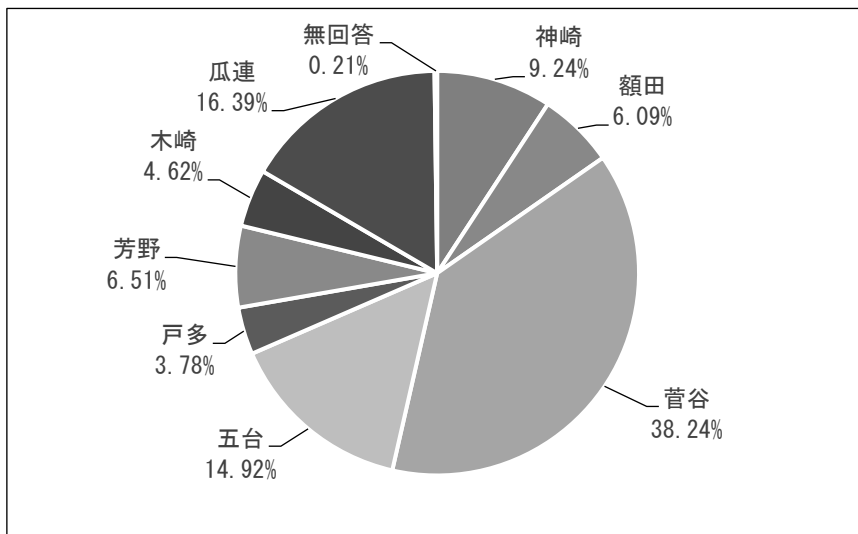
##### （1）年齢

NO.	選択肢	回答数	構成比
ア	18～29歳	28	5.88%
イ	30～39歳	42	8.82%
ウ	40～49歳	82	17.23%
エ	50～59歳	78	16.39%
オ	60～69歳	107	22.48%
カ	70歳以上	137	28.78%
キ	無回答	2	0.42%
合計		476	100.00%



(2) 居住地区

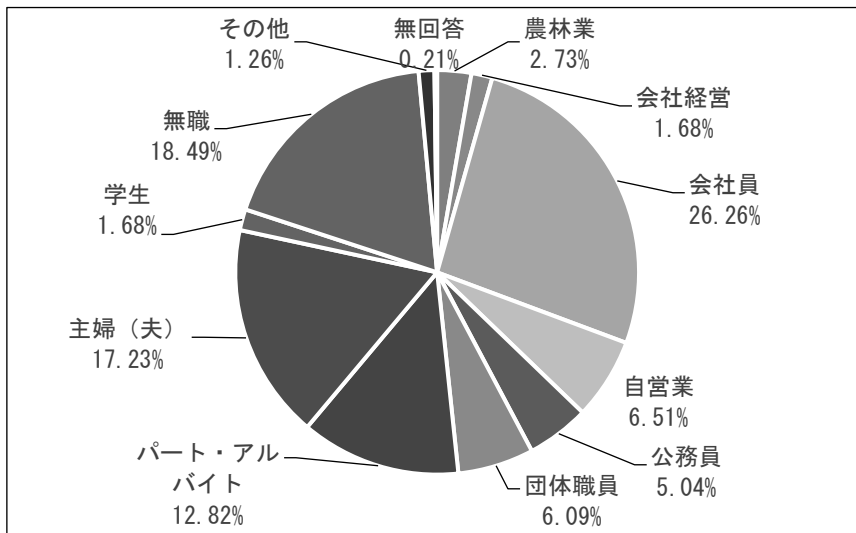
NO.	選択肢	回答数	構成比
ア	神崎	44	9.24%
イ	額田	29	6.09%
ウ	菅谷	182	38.24%
エ	五台	71	14.92%
オ	戸多	18	3.78%
カ	芳野	31	6.51%
キ	木崎	22	4.62%
ク	瓜連	78	16.39%
ケ	無回答	1	0.21%
合 計		476	100.00%





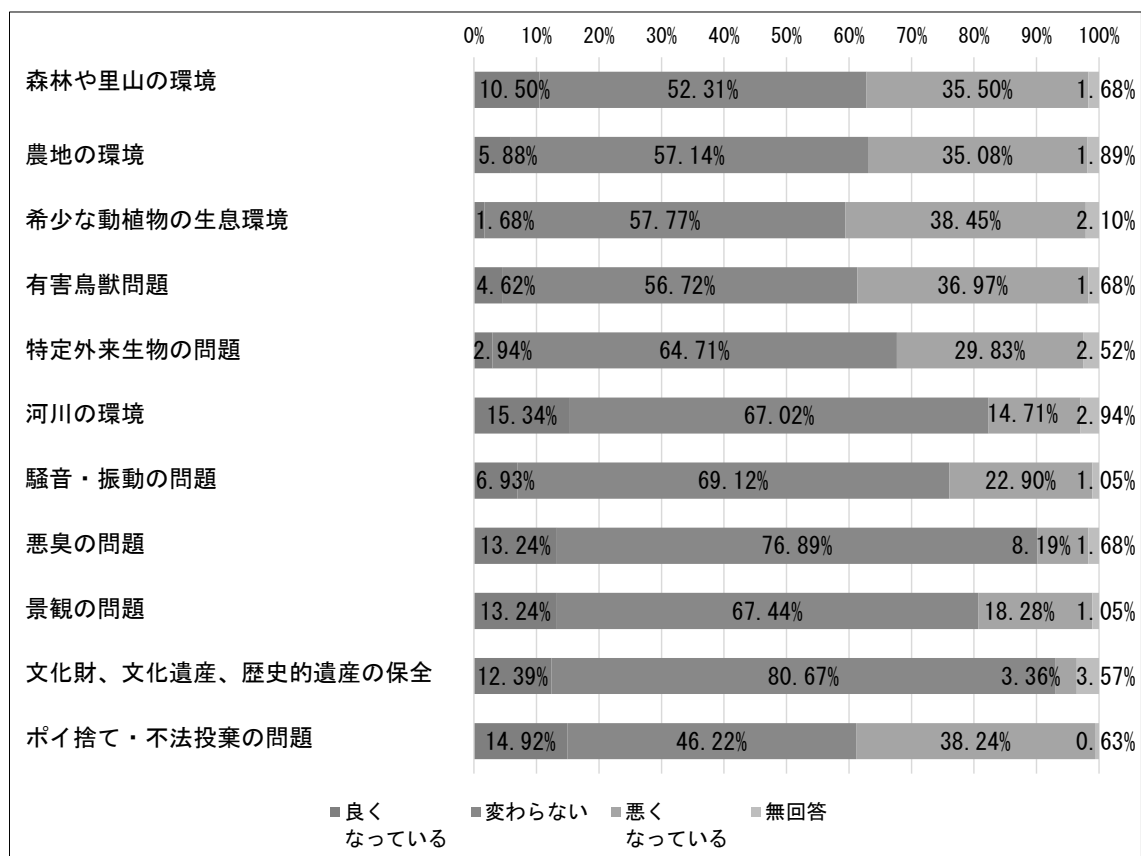
(3) 職業

NO.	選択肢	回答数	構成比
ア	農林業	13	2.73%
イ	会社経営	8	1.68%
ウ	会社員	125	26.26%
エ	自営業	31	6.51%
オ	公務員	24	5.04%
カ	団体職員	29	6.09%
キ	パート・アルバイト	61	12.82%
ク	主婦（夫）	82	17.23%
ケ	学生	8	1.68%
コ	無職	88	18.49%
サ	その他	6	1.26%
シ	無回答	1	0.21%
合 計		476	100.00%



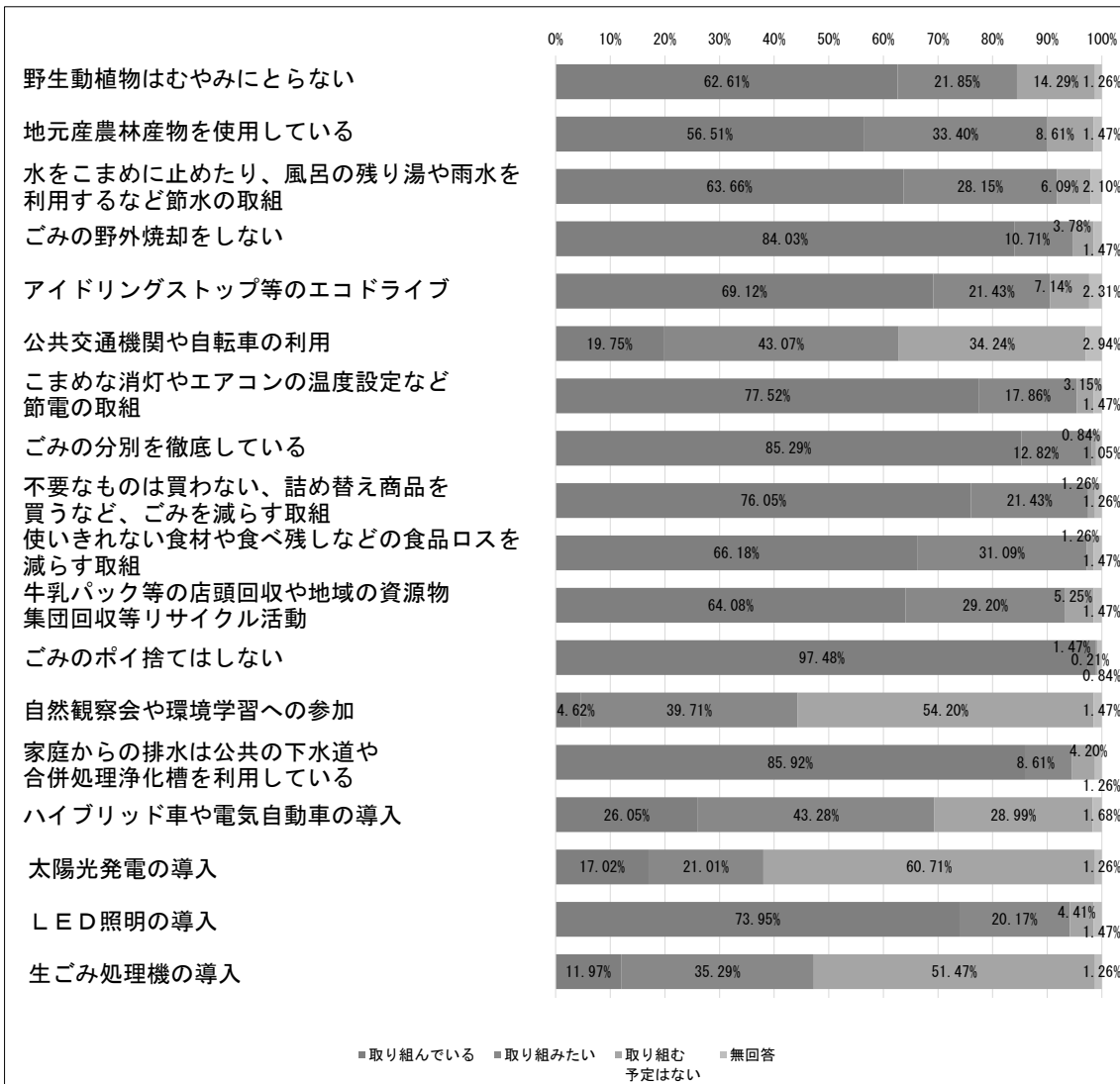
質問2 地域の環境について

選択肢	回答数				
	良くなっている	変わらない	悪くなっている	無回答	合計
森林や里山の環境	50	249	169	8	476
農地の環境	28	272	167	9	476
希少な動植物の生息環境	8	275	183	10	476
有害鳥獣問題	22	270	176	8	476
特定外来生物の問題	14	308	142	12	476
河川の環境	73	319	70	14	476
騒音・振動の問題	33	329	109	5	476
悪臭の問題	63	366	39	8	476
景観の問題	63	321	87	5	476
文化財、文化遺産、歴史的遺産の保全	59	384	16	17	476
ポイ捨て・不法投棄の問題	71	220	182	3	476



質問3 環境保全への取組

選択肢	回答数				
	取り組んでいる	取り組みたい	取り組む予定はない	無回答	合計
野生動植物はむやみにとらない	298	104	68	6	476
地元産農林産物を使用している	269	159	41	7	476
水をこまめに止めたり、風呂の残り湯や雨水を利用するなど節水の取組	303	134	29	10	476
ごみの野外焼却をしない	400	51	18	7	476
アイドリングストップ等のエコドライブ	329	102	34	11	476
公共交通機関や自転車の利用	94	205	163	14	476
こまめな消灯やエアコンの温度設定など節電の取組	369	85	15	7	476
ごみの分別を徹底している	406	61	4	5	476
不要なものは買わない、詰め替え商品を買うなど、ごみを減らす取組	362	102	6	6	476
使いきれない食材や食べ残しなどの食品ロスを減らす取組	315	148	6	7	476
牛乳パック等の店頭回収や地域の資源物集団回収等リサイクル活動	305	139	25	7	476
ごみのポイ捨てはしない	464	7	1	4	476
自然観察会や環境学習への参加	22	189	258	7	476
家庭からの排水は公共の下水道や合併処理浄化槽を利用している	409	41	20	6	476
ハイブリッド車や電気自動車の導入	124	206	138	8	476
太陽光発電の導入	81	100	289	6	476
LED照明の導入	352	96	21	7	476
生ごみ処理機の導入	57	168	245	6	476



## ○事業者アンケート

発送数：100 通

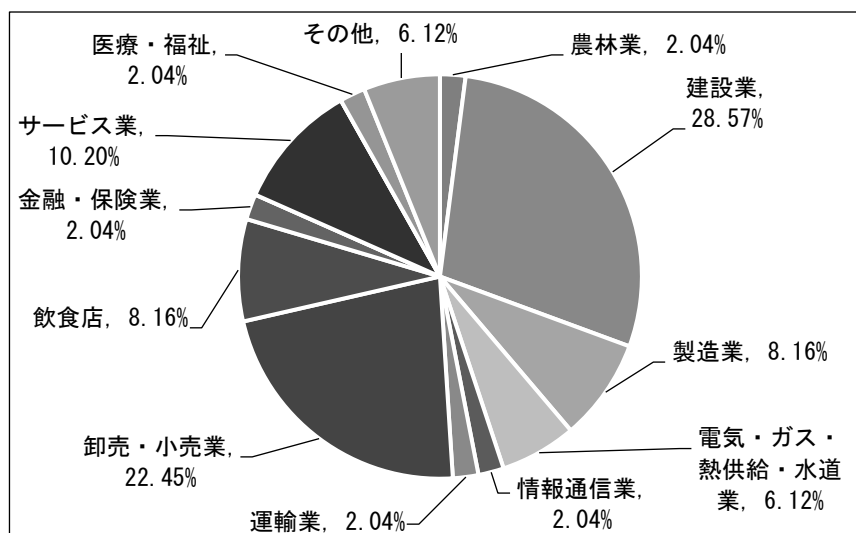
回収数：49 通

回収率：49.00%

### 質問1 回答者について

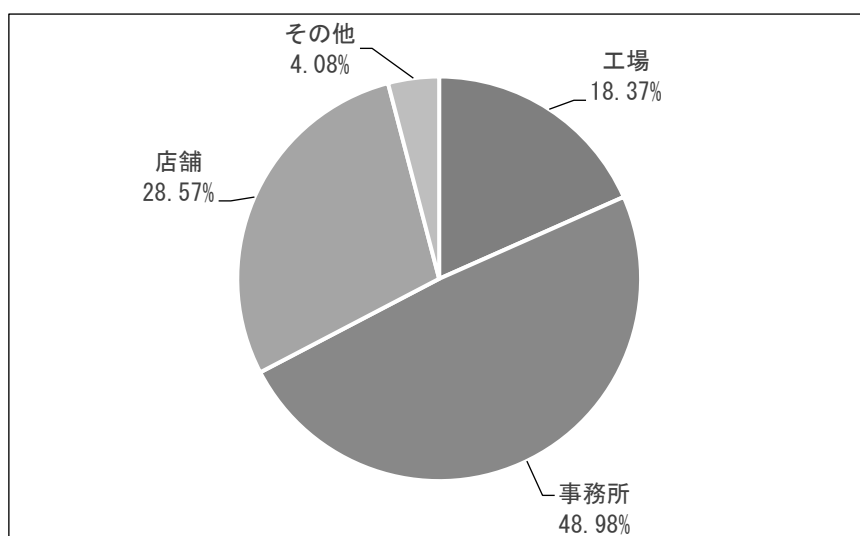
#### (1) 業種

NO.	選択肢	回答数	構成比
ア	農林業	1	2.04%
イ	建設業	14	28.57%
ウ	製造業	4	8.16%
エ	電気・ガス・熱供給・水道業	3	6.12%
オ	情報通信業	1	2.04%
カ	運輸業	1	2.04%
キ	卸売・小売業	11	22.45%
ク	飲食店	4	8.16%
ケ	金融・保険業	1	2.04%
コ	不動産業	0	0.00%
サ	サービス業	5	10.20%
シ	教育・学習支援	0	0.00%
ス	医療・福祉	1	2.04%
セ	その他	3	6.12%
ソ	無回答	0	0.00%
合 計		49	99.98%



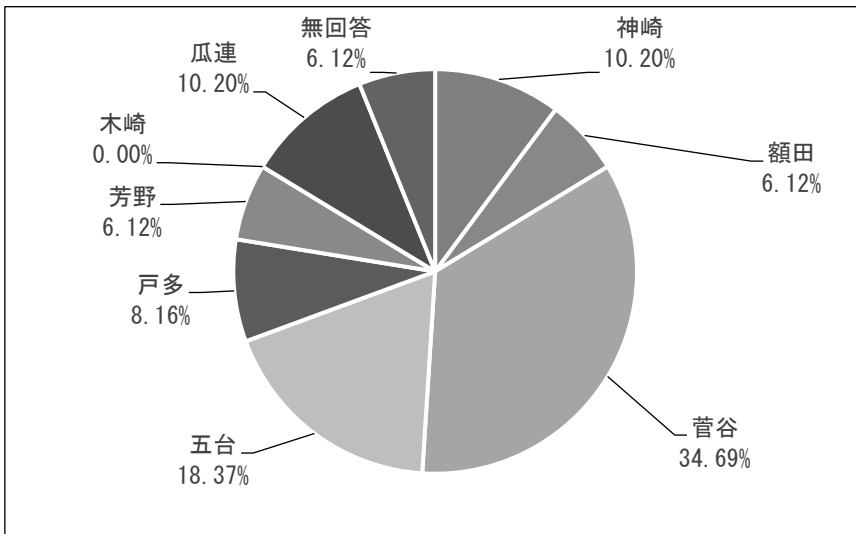
## (2) 形態

NO.	選択肢	回答数	構成比
ア	工場	9	18.37%
イ	事務所	24	48.98%
ウ	店舗	14	28.57%
エ	その他	2	4.08%
オ	無回答	0	0.00%
合 計		49	100.00%



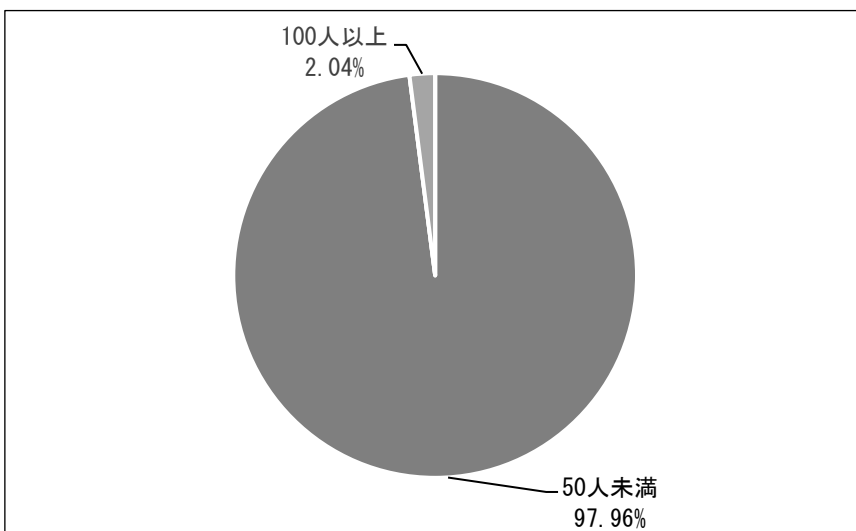
## (3) 所在地区

NO.	選択肢	回答数	構成比
ア	神崎	5	10.20%
イ	額田	3	6.12%
ウ	菅谷	17	34.69%
エ	五台	9	18.37%
オ	戸多	4	8.16%
カ	芳野	3	6.12%
キ	木崎	0	0.00%
ク	瓜連	5	10.20%
ケ	無回答	3	6.12%
合 計		49	99.98%



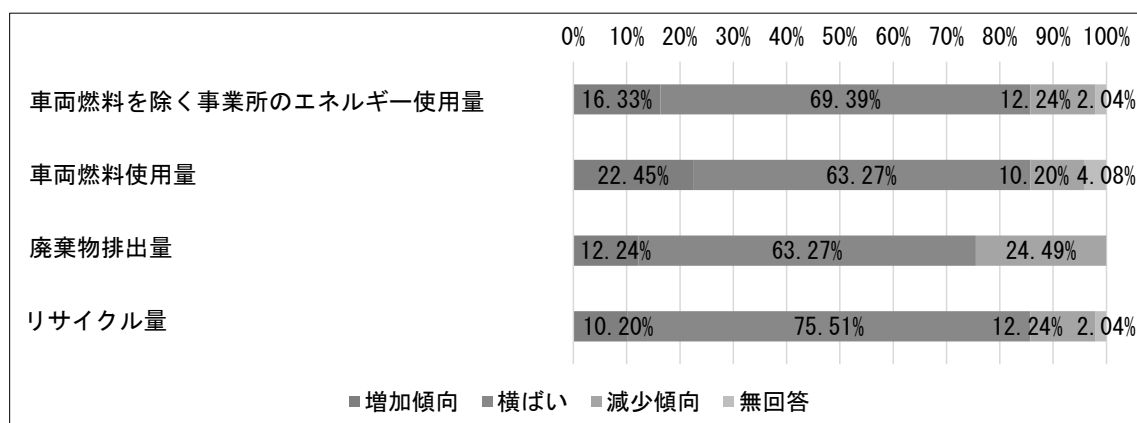
(4) 従業員数

NO.	選択肢	回答数	構成比
ア	50人未満	48	97.96%
イ	50人以上 100人未満	0	0.00%
ウ	100人以上	1	2.04%
エ	無回答	0	0.00%
合計		49	100.00%



質問2 環境負荷状況について

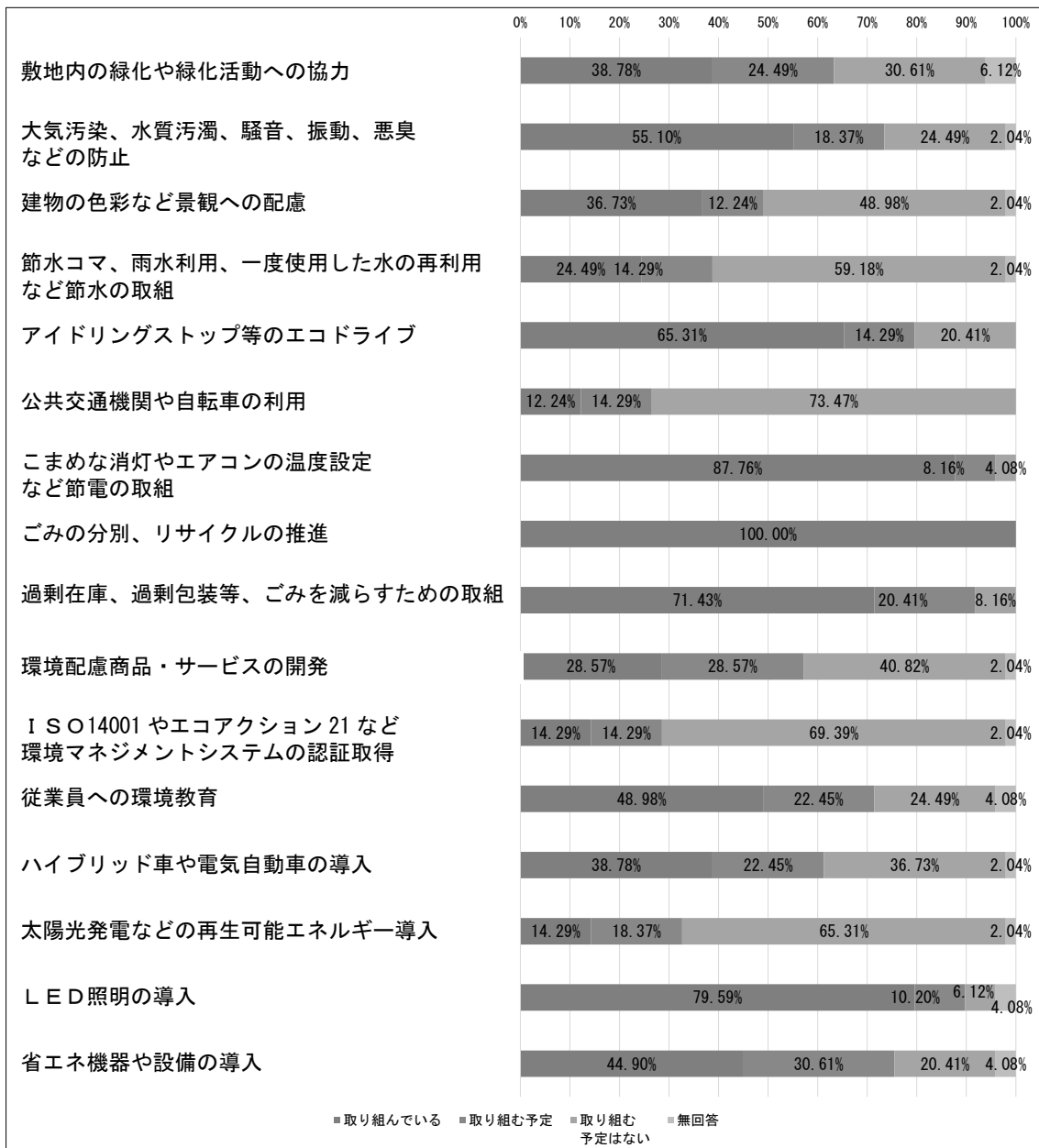
選択肢	回答数				
	増加傾向	横ばい	減少傾向	無回答	合計
車両燃料を除く事業所のエネルギー使用量	8	34	6	1	49
車両燃料使用量	11	31	5	2	49
廃棄物排出量	6	31	12	0	49
リサイクル量	5	37	6	1	49





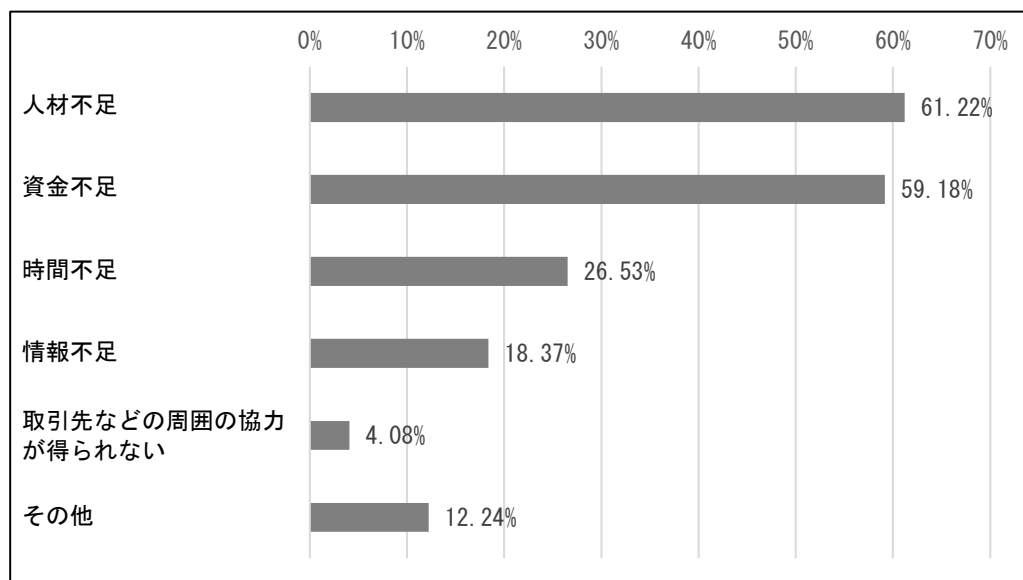
### 質問3 環境保全への取組

選択肢	回答数				
	取り組んでいる	取り組む予定	取り組む予定はない	無回答	合計
敷地内の緑化や緑化活動への協力	19	12	15	3	49
大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの防止	27	9	12	1	49
建物の色彩など景観への配慮	18	6	24	1	49
節水コマ、雨水利用、一度使用した水の再利用など節水の取組	12	7	29	1	49
アイドリングストップ等のエコドライブ	32	7	10	0	49
公共交通機関や自転車の利用	6	7	36	0	49
こまめな消灯やエアコンの温度設定など節電の取組	43	4	2	0	49
ごみの分別、リサイクルの推進	49	0	0	0	49
過剰在庫、過剰包装等、ごみを減らすための取組	35	10	4	0	49
環境配慮商品・サービスの開発	14	14	20	1	49
I S O 14001 やエコアクション 21 など環境マネジメントシステムの認証取得	7	7	34	1	49
従業員への環境教育	24	11	12	2	49
ハイブリッド車や電気自動車の導入	19	11	18	1	49
太陽光発電などの再生可能エネルギー導入	7	9	32	1	49
L E D 照明の導入	39	5	3	2	49
省エネ機器や設備の導入	22	15	10	2	49



質問4 環境保全に向けた取組の阻害要因（複数回答）

選択肢	回答数	構成比	選択率
人材不足	30	33.71%	61.22%
資金不足	29	32.58%	59.18%
時間不足	13	14.61%	26.53%
情報不足	9	10.11%	18.37%
取引先などの 周囲の協力が得られない	2	2.25%	4.08%
その他	6	6.74%	12.24%



※グラフは、回答した49社の選択率を表示

その他回答について

特になし 2件

テナント等のため対応困難 2件

トラックの電気自動車化はまだ先 1件

水道水質の問題 1件

## ○小学生アンケート

発送数：441 通

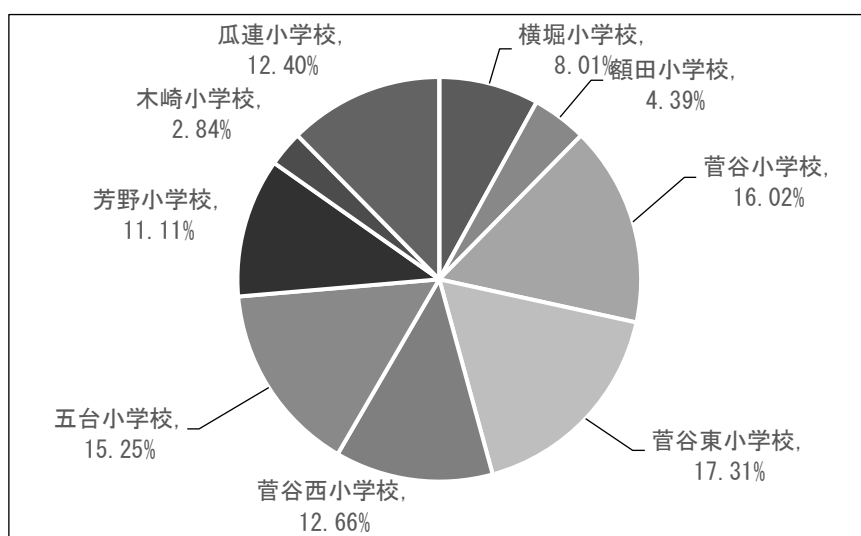
回収数：387 通

回収率：87.76%

### 質問1 回答者について

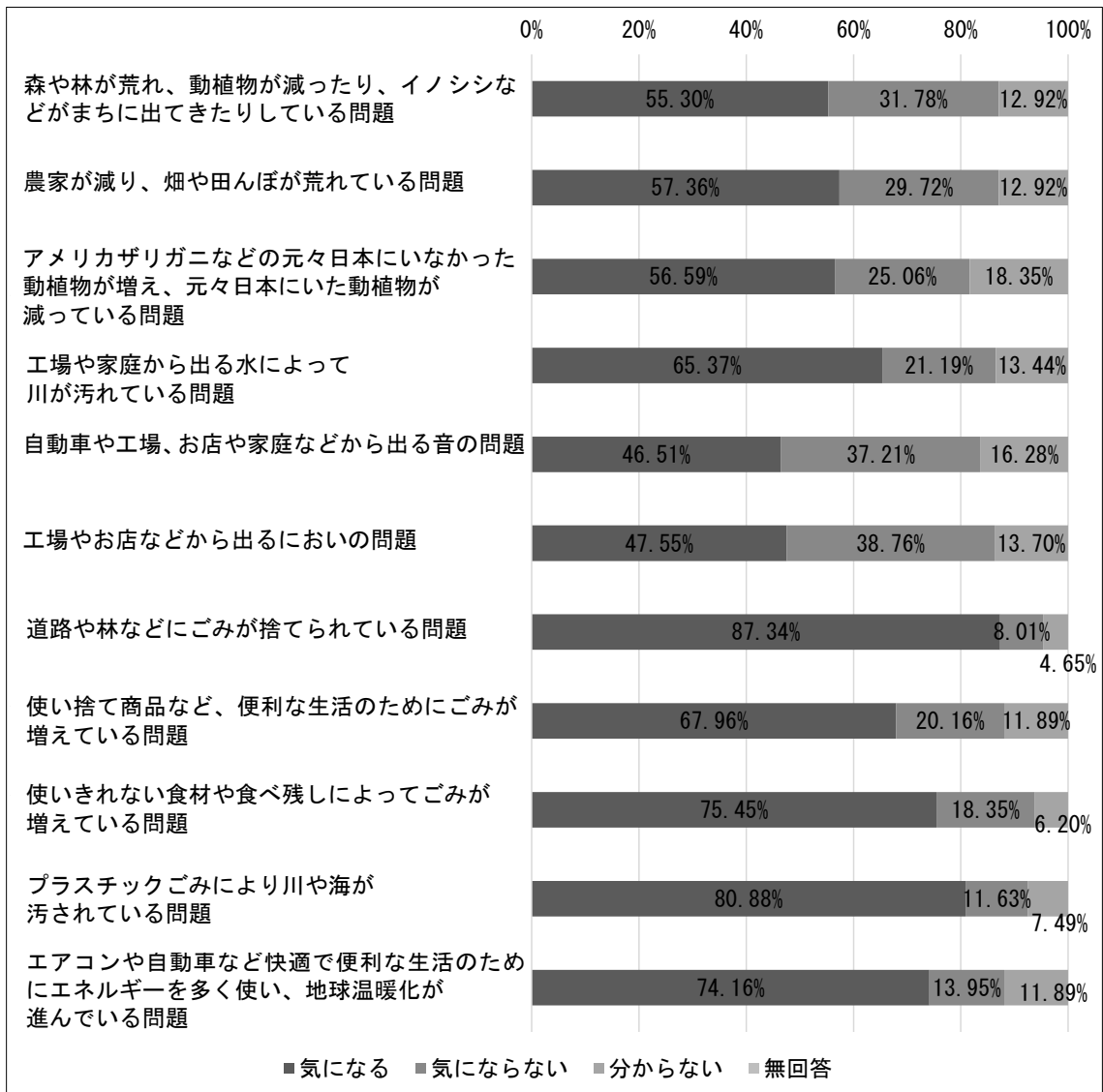
#### (1) 小学校

選択肢	回答数	構成比
横堀小学校	31	8.01%
額田小学校	17	4.39%
菅谷小学校	62	16.02%
菅谷東小学校	67	17.31%
菅谷西小学校	49	12.66%
五台小学校	59	15.25%
芳野小学校	43	11.11%
木崎小学校	11	2.84%
瓜連小学校	48	12.40%
無回答	0	0.00%
合計	387	99.99%



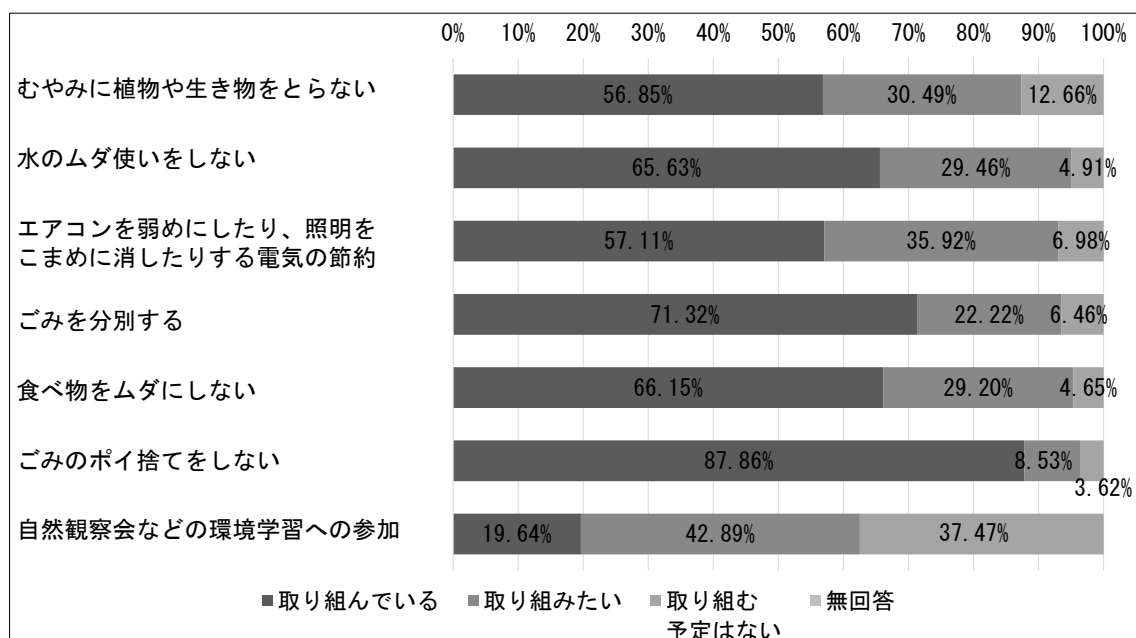
質問2 家や学校のまわりの環境について

選択肢	回答数				
	気になる	気にならない	分からない	無回答	合計
森や林が荒れ、動植物が減ったり、イノシシなどがまらに出てきたりしている問題	214	123	50	0	387
農家が減り、畑や田んぼが荒れている問題	222	115	50	0	387
アメリカザリガニなどの元々日本にいなかった動植物が増え、元々日本にいた動植物が減っている問題	219	97	71	0	387
工場や家庭から出る水によって川が汚れている問題	253	82	52	0	387
自動車や工場、お店や家庭などから出る音の問題	180	144	63	0	387
工場やお店などから出るにおいの問題	184	150	53	0	387
道路や林などにごみが捨てられている問題	338	31	18	0	387
使い捨て商品など、便利な生活のためにごみが増えている問題	263	78	46	0	387
使いきれない食材や食べ残しによってごみが増えている問題	292	71	24	0	387
プラスチックごみにより川や海が汚されている問題	313	45	29	0	387
エアコンや自動車など快適で便利な生活のためにエネルギーを多く使い、地球温暖化が進んでいる問題	287	54	46	0	387



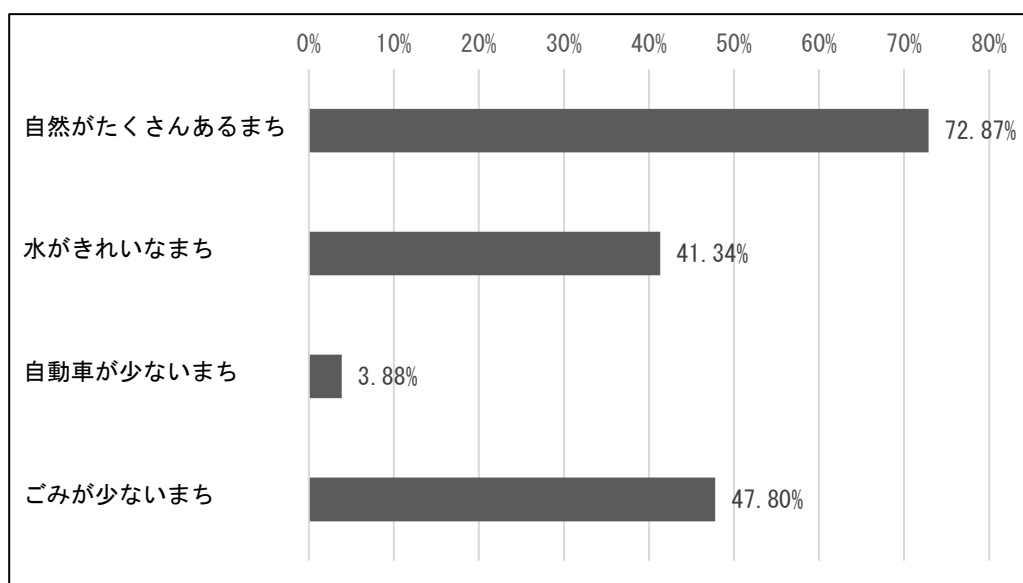
質問3 環境のために取り組んでいること

選択肢	回答数				合計
	取り組んでいる	取り組みたい	取り組む予定はない	無回答	
むやみに植物や生き物をとらない	220	118	49	0	387
水のムダ使いをしない	254	114	19	0	387
エアコンを弱めにしたり、照明をこまめに消したりする電気の節約	221	139	27	0	387
ごみを分別する	276	86	25	0	387
食べ物をムダにしない	256	113	18	0	387
ごみのポイ捨てをしない	340	33	14	0	387
自然観察会などの環境学習への参加	76	166	145	0	387



質問4 那珂市の将来像について（複数回答）

選択肢	回答数	構成比	選択率
自然がたくさんあるまち	282	43.93%	72.87%
水がきれいなまち	160	24.92%	41.34%
自動車が少ないまち	15	2.34%	3.88%
ごみが少ないまち	185	28.82%	47.80%



※グラフは、回答した387名の選択率を表示



## ○中学生アンケート

発送数：439 通

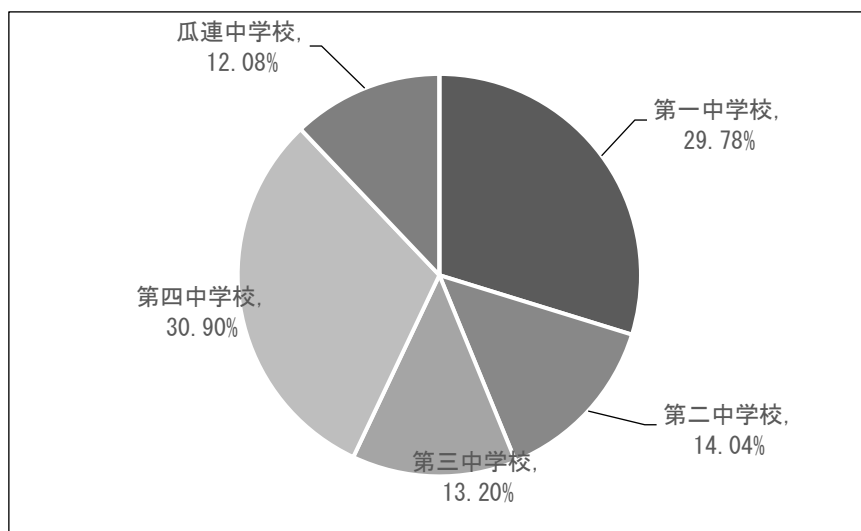
回収数：356 通

回収率：81.09%

### 質問1 回答者について

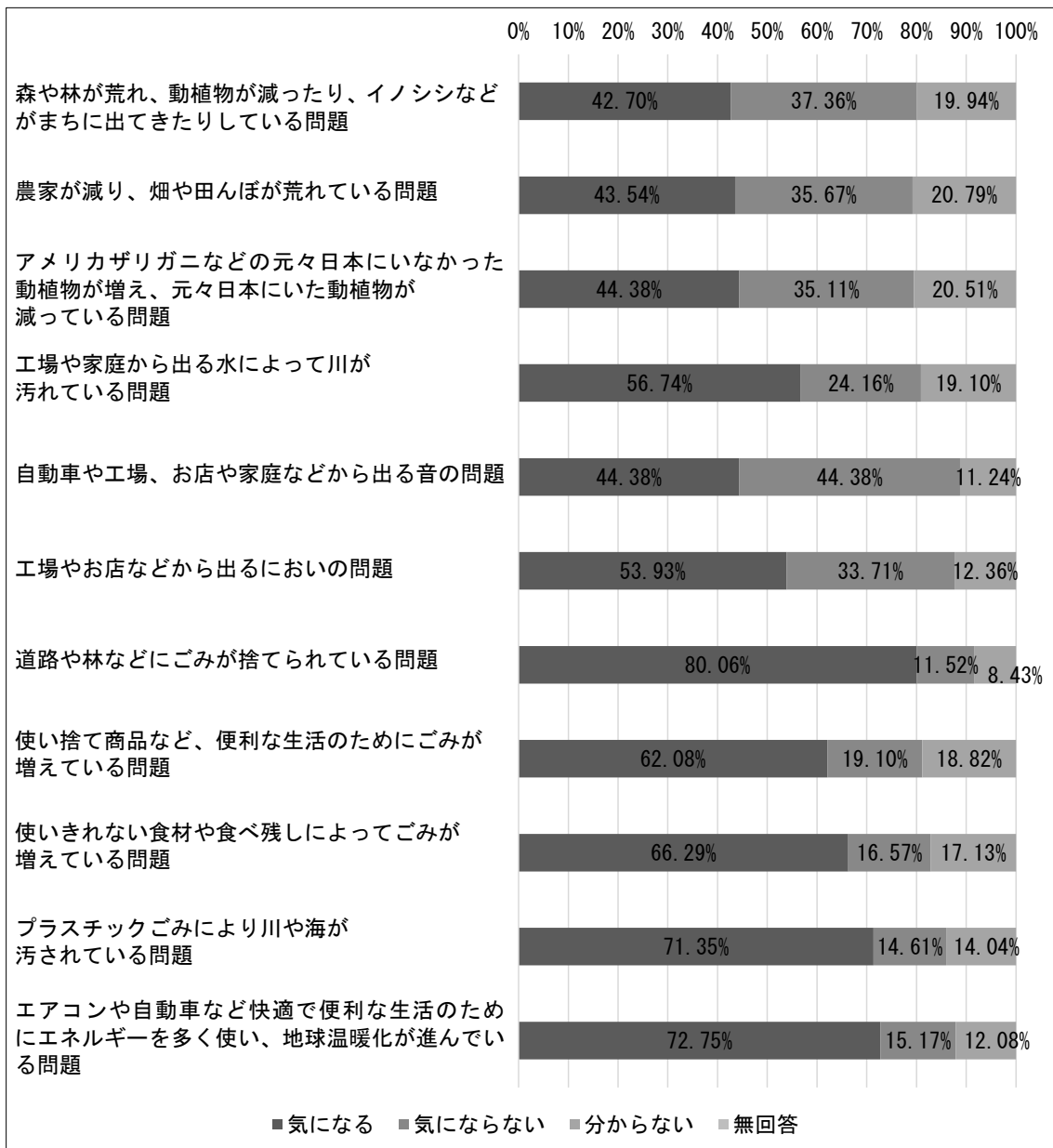
#### (1) 中学校

選択肢	回答数	構成比
第一中学校	106	29.78%
第二中学校	50	14.04%
第三中学校	47	13.20%
第四中学校	110	30.90%
瓜連中学校	43	12.08%
無回答	0	0.00%
合計	356	100.00%



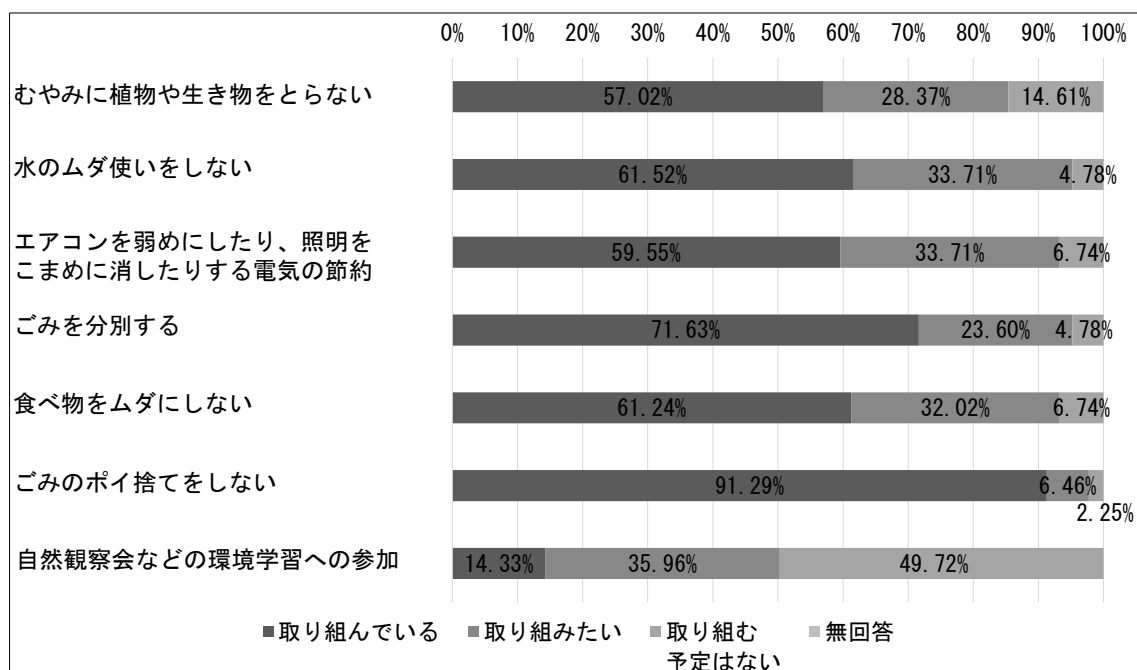
質問2 家や学校のまわりの環境について

選択肢	回答数				
	気になる	気にならない	分からない	無回答	合計
森や林が荒れ、動植物が減ったり、イノシシなどがまちに出てきたりしている問題	152	133	71	0	356
農家が減り、畑や田んぼが荒れている問題	155	127	74	0	356
アメリカザリガニなどの元々日本にいなかった動植物が増え、元々日本にいた動植物が減っている問題	158	125	73	0	356
工場や家庭から出る水によって川が汚れている問題	202	86	68	0	356
自動車や工場、お店や家庭などから出る音の問題	158	158	40	0	356
工場やお店などから出るにおいの問題	192	120	44	0	356
道路や林などにごみが捨てられている問題	285	41	30	0	356
使い捨て商品など、便利な生活のためにごみが増えている問題	221	68	67	0	356
使いきれない食材や食べ残しによってごみが増えている問題	236	59	61	0	356
プラスチックごみにより川や海が汚されている問題	254	52	50	0	356
エアコンや自動車など快適で便利な生活のためにエネルギーを多く使い、地球温暖化が進んでいる問題	259	54	43	0	356



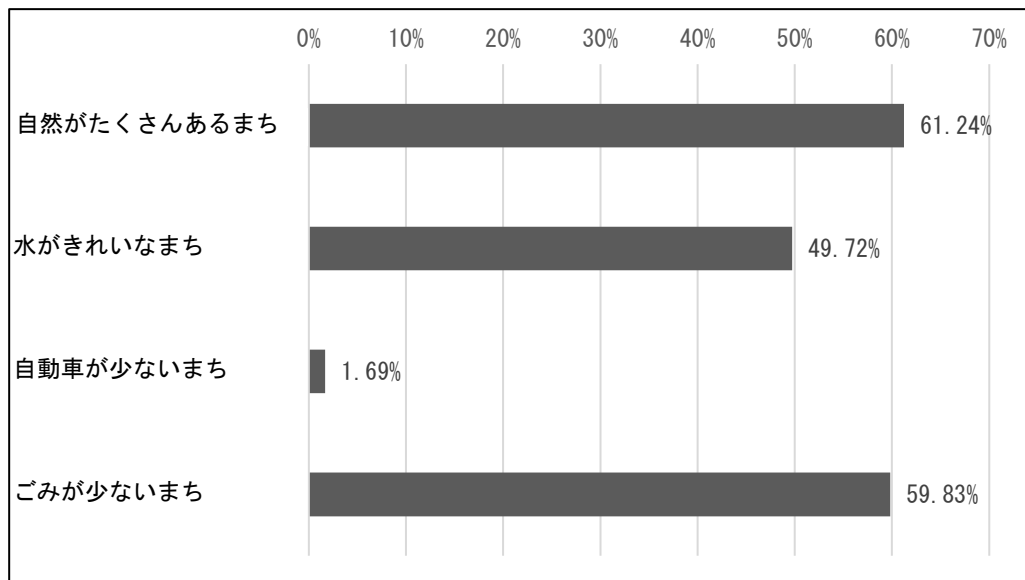
質問3 環境のために取り組んでいること

選択肢	回答数				合計
	取り組んでいる	取り組みたい	取り組む予定はない	無回答	
むやみに植物や生き物をとらない	203	101	52	0	356
水のムダ使いをしない	219	120	17	0	356
エアコンを弱めにしたり、照明をこまめに消したりする電気の節約	212	120	24	0	356
ごみを分別する	255	84	17	0	356
食べ物をムダにしない	218	114	24	0	356
ごみのポイ捨てをしない	325	23	8	0	356
自然観察会などの環境学習への参加	51	128	177	0	356



質問4 那珂市の将来像について（複数回答）

選択肢	回答数	構成比	選択率
自然がたくさんあるまち	218	35.50%	61.24%
水がきれいなまち	177	28.83%	49.72%
自動車が少ないまち	6	0.98%	1.69%
ごみが少ないまち	213	34.69%	59.83%



※グラフは、回答した 356 名の選択率を表示

## 資料4 関係法令

### 那珂市環境基本条例

平成14年12月10日

条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むために、良好な環境を保全し、かつ創造していくことが極めて重要であることに鑑み、市、市民、事業者及び滞在者の責務を明らかにし、市の良好な環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）に関する基本理念、基本的施策その他必要な事項を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の市民の福祉の向上に貢献することを目的とする。

(環境の保全等に関する基本理念)

第2条 環境の保全等は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されるものとする。

- (1) 健全で豊かな環境のもたらす恵みは、持続的に享受され、将来にわたって継承されること。
- (2) 市、市民、事業者及び滞在者は、水や緑等の環境資源が有限であるとの認識のもとに、協働してその適正な保全に努めること。
- (3) 地球規模の環境問題は、市、市民、事業者及び滞在者が自らの課題であることを認識し、環境負荷の軽減に努めること。

(市の責務)

第3条 市は、基本理念にのっとり、市民の意見を尊重して環境の保全等に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、自らの日常生活から生ずる環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減に努めるとともに、市の規制及び指導を遵守し、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力するものとする。

(滞在者の責務)

第6条 旅行等で本市に滞在する者は、第4条に定める市民の責務に準じて環境の保全等に努めるものとする。

(環境の保全に関する基本的施策)

第7条 市は、基本理念の実現を図るため、次の各号に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 人の健康又は生活環境への被害を未然に防止し、安全で安心して生活できる環境を確保すること。
- (2) 生態系の多様性を確保し、野生動植物を保護し、河川、山林、農地等によって構成される多様な自然環境を適切に保全していくこと。
- (3) 日常生活及び事業活動による環境への負荷を低減するため、資源及びエネルギーの有効利用に努めるとともに、廃棄物の排出の抑制を図ること。
- (4) 市民の環境の保全等に関する意識の高揚及び活動意欲の増進に寄与するため、環境の保全等に関する学習機会の充実に努めること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全等に必要な施策を講ずること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等の方針を示す、那珂市環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 基本計画は、環境の保全等についての目標及び施策の方向を示すものとする。
- 3 市長は、基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ那珂市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するにあたっては、基本計画との整合を図らなければならない。

- 2 市は、前項に規定する整合を図るために必要な体制を整備しなければならない。

(市民等の活動の促進)

第10条 市は、市民及び事業者が自主的に行う環境の保全等に関する活動を支持するとともに、その活動を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

(協定の締結)

第11条 市は、環境施策を実施するにあたり必要があると認めるときは、市民及び事業者との間で環境保全に関する協定を締結することができる。

(国、県等との協力等)

第12条 市は、良好な環境の保全を図るために広域的な対策を必要とする施策について、国、県その他地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

那珂市環境審議会条例

昭和46年6月26日

条例第22号

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき環境の保全に関する事項を調査審議するため、那珂市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- (1) 環境の保全に関する基本的事項
- (2) 廃棄物の処理等に関する事項
- (3) その他環境の保全に関し必要な事項

(組織)

第3条 審議会の委員は16人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 住民組織の代表
- (2) 事業所の代表
- (3) 学識経験者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項第1号及び第2号の規定に基づき委嘱された委員が、その職を去ったときは、委員の資格を失うものとする。

(会長、副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 審議会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(委員以外の者の出席等)



第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第17号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年条例第52号)

この条例は、平成17年1月21日から施行する。

附 則 (平成22年条例第2号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第6号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第6号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 資料5 環境審議会、策定委員会、ワーキング委員会

### 那珂市環境審議会委員名簿

区分	役職	氏名	備考
住民組織の代表	那珂市まちづくり協議会会長	平野 道代	
	那珂市食生活改善推進員協議会会長	小河原 恵子	
	なか市リサイクルセンター代表	根本 由美子	副会長
	なか環境市民会議会員	秋本 直子	
	茨城県地球温暖化防止活動推進員	大泉 京子	
事業所の代表	量子科学技術研究開発機構 那珂研究所 管理部長	鈴木 偉久	
	株式会社カスミ コーポレート管理本部 SDGs 推進環境社会貢献担当マネージャー	小島 雅弘	
学識経験者	環境省 環境カウンセラー	勝井 明憲	会長
	那珂市商工会事務局長	佐藤 光政	
	農業協同組合新聞客員編集委員 農業協同組合研究会理事	先崎 千尋	
	元那珂市役所職員	城宝 信保	
	大宮地方環境整備組合事務局長	石川 保	

那珂市環境基本計画策定委員会設置要綱

令和4年3月31日

告示第51号

(設置)

第1条 那珂市環境基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、那珂市環境基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査研究を行い、その結果を庁議へ報告するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画に関し必要なこと。

(委員)

第3条 委員会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 住民の代表
- (2) 副市長
- (3) 各課室の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長2人を置く。

- 2 委員長は副市長を、副委員長は委員長が委員の中から指名した者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第7条 委員会は、専門的事項の調査研究を行うため、ワーキングチームを設置することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

那珂市環境基本計画策定委員会委員名簿

区分	役職	氏名	備考
住民の代表	神崎地区まちづくり委員会委員長	萩野谷 康男	
	戸多地区まちづくり委員会委員長	上原 精一	副委員長
	なか環境市民会議地球温暖化部会長	小堆 靖子	
	公募	寺門 哲也	
		前橋 学	
		大貫 正子	
副市長	副市長	玉川 明	委員長
各課室の代表	企画部政策企画課長	篠原 広明	
	総務部管財課長	川崎 慶樹	
	市民生活部市民協働課長	秋山 光広	
	保健福祉部保険課長	生田目 奈若子	
	産業部農政課長	会沢 実	
	建設部都市計画課長	渡邊 勝巳	
	上下水道部下水道課長	金野 公則	
	教育委員会生涯学習課長	綿引 勝也	
	農業委員会事務局長	海老澤 美彦	副委員長
	消防本部予防課長	小菌井 司	

## 那珂市環境基本計画策定ワーキング委員会設置要項

令和4年3月31日

訓令第5号

(設置)

第1条 那珂市環境基本計画策定委員会設置要綱(令和4年那珂市告示第51号。以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、那珂市環境基本計画策定ワーキング委員会(以下「ワーキング委員会」という。)を置く。

(委員)

第2条 ワーキング委員会の委員は、職員の中から那珂市環境基本計画策定委員会委員長(以下「委員長」という。)が指名するものとする。

(任期)

第3条 委員の任期は、要綱第4条の任期に準ずるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 ワーキング委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、ワーキング委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 ワーキング委員会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会議の議長となる。

(専門部会)

第6条 ワーキング委員会に専門的事項を処理するため、専門部会を設置する。

2 設置する専門部会は、委員長が別に定める。

3 専門部会に、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、互選により選出する。

5 専門部会の会議は、必要に応じ部会長が招集し、会議の議長となる。

6 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

8 専門部会の調査研究の経過及び結果は、必要に応じて会長に報告するものとする。

(報告)

第7条 ワーキング委員会は、専門的事項の調査研究結果を、那珂市環境基本計画策定委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 ワーキング委員会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、ワーキング委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

○那珂市環境保全対策推進会議設置要綱

平成15年9月26日

訓令第11号

那珂市地球温暖化防止推進会議設置要綱（平成13年那珂市訓令第5号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 那珂市環境基本条例（平成14年那珂市条例第31号）第9条第2項に基づき、本市の環境保全に関し必要な事業を推進するため、那珂市環境保全対策推進会議（以下「保全会議」という。）を設置する。

（推進項目）

第2条 保全会議は、次の各号に掲げる事項を推進する。

（1） 那珂市環境基本計画（以下「基本計画」という。）の実施状況の把握及び進行管理に関する事。

（2） その他環境保全に必要な事。

（組織）

第3条 保全会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

（1） 副市長

（2） 市民生活部長

（3） 幹事課の課長補佐（総括）

（4） 消防本部総務課課長補佐

（5） 議会事務局次長補佐

（6） 会計課総括補佐級の者

2 保全会議に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長をもって充て、副委員長は市民生活部長をもって充てる。

（任期）

第4条 委員の任期は、その職にある期間とする。

（委員長の職務）

第5条 委員長は、保全会議の事務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 保全会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 保全会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を保全会議に出席させることができる。

（推進員）

第7条 基本計画の各課室の環境保全に関する事業の実行及び地球温暖化対策の推進に

関する法律（平成10年法律第117号）第21条に基づき策定された那珂市地球温暖化防止実行計画（以下「実行計画」という。）の推進並びに課員への周知を図るため、保全会議に環境保全推進員（以下「推進員」という。）を置く。

2 推進員は、第3条第1項第3号から第6号までに規定する委員、各課室の総括補佐級の者（第3条第1項第3号から第6号までに規定するものを除く。）及び消防署課長補佐級の者をもって充てる。

（推進員の行う報告）

第8条 推進員は、各課室における毎年度の実行計画の活動実績を調査し、翌年度の6月末日までに市民生活部環境課長（以下「環境課長」という。）に報告するものとする。

2 推進員は、那珂市グリーン購入基本方針に定める調達方針に基づき、各課室等における特定調達品目の調達について調査し、翌年度の5月末日までに環境課長に報告するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず環境課長は、必要に応じ、年度途中の数値実績の状況について報告を求めることができる。

4 環境課長は、第1項及び第2項の規定による報告を取りまとめ、各年度保全会議に報告するものとする。

（庶務）

第9条 保全会議の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、保全会議の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年訓令第15号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年訓令第13号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第17号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

（那珂市地球温暖化防止実行計画推進要領の廃止）

2 那珂市地球温暖化防止実行計画推進要領（平成13年那珂市訓令第6号）は、廃止する。

附 則（平成20年訓令第2号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年訓令第18号）



この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年訓令第 3 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年訓令第 5 号）

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年訓令第 5 号）

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 資料6 用語集

あ行	
アオコ	富栄養化が進んだ湖沼等において微細藻類が大発生し水面を覆いつくすほどになった状態、又はその藻類を指します。
アジェンダ	議題、議事日程、行動計画といった意味で、会議プロジェクトを始めるうえで、やるべきことを最初にまとめたものです。
一般廃棄物	家庭系、事業系に分けられるが、産業廃棄物以外の廃棄物を指します。
RCP8.5シナリオ	RCPシナリオとは代表濃度経路シナリオ（Representative Concentration Pathways）のことを示し、ここでは、温室効果ガスの代表的な濃度の仮定（シナリオ）を指します。 IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）では、各国政府を通じて推薦された科学者が参加し、5～6年ごとにその間の気候変動に関する科学研究から得られた最新の知見を評価し、評価報告書にまとめて公表しています。 平成25（2013）年に公表された第5次評価報告書では、2100年における温室効果ガスの排出量について4つのシナリオが発表され、RCP8.5シナリオは、私たちが現在の生活をそのまま続けた結果の最大排出量に相当するシナリオとなっています。
暑さ指数（WBGT）	熱中症を予防することを目的として、昭和29（1954）年にアメリカで提案された指数です。人体と外気との熱のやりとりに着目しており、湿度、日射・輻射等周辺の熱環境、気温の3項目により、熱中症の危険度を判断する目安として用いられています。
いばらきヘルスロード	健康づくりのため、ウォーキングの推進を図るとともに高齢社会を見据えて子どもからお年寄りまで、また障害のある人も安全に歩ける県にしようと整備を進めているものです。
か行	
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出を大幅に削減することを目指しながらも、ゼロにすることは現実的に難しいため、排出せざるを得なかった分については、「吸収」又は「除去」することで、差し引きゼロつまりニュートラル（中立）にすることを示しています。同意として「脱炭素」も用いられます。
海洋プラスチックごみ	私たち人間が使っているビニール袋やペットボトル、使い捨て容器等がごみとなり、適切な処理をされないことで風や雨等により河川や海に流れ込み浮遊するようになったごみを指します。
合併処理浄化槽	台所、トイレ、洗面所、風呂場等から出る汚れた水を、それぞれの家庭できれいにする設備です。
環境マネジメントシステム	企業や団体等の組織が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取り組みを実施するための組織の計画・体制・プロセス等のことを指します。
環境基準	人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として大気、水、土壌、騒音・振動等をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものです。
環境負荷	人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものを示します。

環境負荷低減の農業	土づくり等を行い、化学肥料・農薬の使用等を減らすことで、環境への負荷低減に配慮した持続的な農業を指します。
キッズミッション (環境学習プログラム)	小学校高学年向けの環境プログラムです。日常生活において、身近なごみ、水、電気の中から自らやってみようと思うテーマを決めて6日間取り組んでもらう学習教材を指します。
気候変動影響評価	気候変動適応法(平成30年法律第50号)に基づき、気候変動の影響に関して総合的な評価を行うことです。国では令和2(2020)年に気候変動影響評価報告書を公表しています。
くみ取り槽	家庭から出る汚水をそのまま便槽と呼ばれるタンクに溜め込み、定期的にバキュームカーでくみ取って処理する方式のことです。
グリーンカーテン	植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法です。
グリーン購入法	持続可能な発展による循環型社会の形成を目指し、供給面だけでなく、国等が自ら率先して環境物品等を優先的に購入することで需要面からも環境物品等の市場を促進することを目的に、平成12(2000)年5月「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律(グリーン購入法)」が制定されました。
光化学オキシダント(0x)	光化学オキシダントは、工場や車から出る窒素酸化物や炭化水素(揮発性有機化合物(VOC))が太陽からの紫外線のエネルギーによって反応して生成されるオゾンやPAN(Peroxyacetyl Nitrate:パーオキシアセチルナイトレート)、アルデヒド等の汚染物質です。

## さ行

再生可能エネルギー	太陽・地球物理学的・生物学的な源に由来し、利用する以上の速度で自然界によって補充されるエネルギー全般を指します。 太陽光、風力、波力・潮力、流水・潮汐、地熱、バイオマス等、自然の力で定常的(もしくは反復的)に補充されるエネルギー資源により発電等が行われます。
再生可能資源	自然のプロセスにより、人間等の利用速度以上に補給される天然資源のことです。風力、波力・潮力、流水・潮汐、地熱といった永続的な資源は、利用可能量以上に使用してしまう危険はありません。一方で再生可能資源には、酸素、淡水、木材、バイオマスも含まれており、これらは環境の補給能力以上に使用すれば再生不可能燃料となりえます。
サテライトオフィス	企業又は団体の本拠から離れたところに設置されたオフィスのことです。
里地里山	原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域のことです。
3R	Reduce(リデュース)は、製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすること、Reuse(リユース)は、使用済製品やその部品等を繰り返し使用すること、Recycle(リサイクル)は、廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用することを示し、これらの頭文字をとった言葉が3Rです。
市民農園	サラリーマン家庭や都市の住民の方々のレクリエーション、高齢者の生きがいがづくり、生徒・児童の体験学習等の多様な目的で、

	農家でない方々が小さな面積の農地を利用して自家用の野菜や花を栽培する農園のことをいいます。
市民活動団体	①公益性のある活動であること、②収益を分配しないこと、③民間であること、④自発的であること、⑤公に組織されていること、⑥自己統治されていること、以上6つの要件をすべて満たし、地域の課題に取り組んでいる組織を指します。
市民自治組織	一定の区域（地域協議会や地区自治会連合会、小学校通学区域等）を範囲として、自治会を核としながら各種団体が参画・連携・協力し、防犯・防災や地域福祉等の単一の自治会だけでは対応が難しい課題の解決や、地域の特色を生かしたまちづくりに取り組む組織のことを指します。
持続可能	何かをし続けられることを指します。
食物連鎖	生物群集内での生物の捕食・被食という点に着目し、それぞれの生物群集における生物種間の関係を表すことです。
食品ロス	まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。
省エネルギー	石油や石炭、天然ガス等、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うことをいいます。
省資源	資源を節約することです。製品の設計開発段階では、効率的な資源活用の工夫をしたり、原材料にリサイクル素材を使ったりすることも資源の節約にあたります。
水質汚濁	河川や湖沼、海洋等の水質が悪化することです。
スマートハウス	I T（情報技術）を使い、家庭内の照明器具、調理器具、冷暖房設備など電気やガスを使用する機器を制御し、エネルギー消費を最適に制御する住宅のこと。太陽光発電やエネファームなどの家庭用燃料電池による発電装置でエネルギーを自給し、創った電気を住宅用蓄電池や電気自動車などで蓄えます。
生物濃縮	生物が蓄積性のある物質を外界から取り込み、生態系での食物連鎖を経て生物体内に濃縮されていく現象です。
Z E H	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略語で、「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味になります。家庭で使用するエネルギーと、太陽光発電などで創るエネルギーをバランスして、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家です。
Z E B	ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略語で、厳密に言えば太陽光発電等による「創エネ（電気を自ら作る取組）」、燃料電池等による「蓄エネ（蓄電池等を利用してエネルギーを貯め、必要ときに使えるようにする）」、高断熱化や電力消費の削減のような「省エネ」の“三位一体”によって、外部とのエネルギー収支を均衡させたビルのことを示します。
<b>た行</b>	
大気汚染	地球を取り巻く空気が様々な物質によって汚れてしまうことです。物質は自然に元々あるものや、人間によって生み出されているものもあります。
太陽光発電	シリコン半導体等に光が当たると電気が発生する現象を利用し、太陽の光エネルギーを太陽電池（半導体素子）により直接電気に変換する発電方法です。

脱炭素	地球温暖化の原因となる代表的な温室効果ガスである二酸化炭素の排出量をゼロにしようという取組のことです。同意として「カーボンニュートラル」も用いられます。
単独処理浄化槽	トイレの水洗化を目的に高度成長期から急速に普及しました。トイレからの排水をその槽内で生物処理し河川等に放流しますが、トイレ以外の、台所、洗濯、風呂等の生活排水は処理されないことから、平成 12（2000）年に浄化槽法が改正され、単独処理浄化槽の新設は原則禁止となりました。
地域循環共生圏	各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。
地球温暖化	人間の活動が活発になるにつれて、二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）等の「温室効果ガス」が大気中に放出され、地球全体の平均気温が上昇している現象のことです。
地産地消	「地場生産－地場消費」を略した言葉で、地元で採れた新鮮で安心できる農林水産物を、できるだけ生産された地域で消費しようとする意味で使われています。
ツツガムシ病	ダニの一種ツツガムシによって媒介される病気です。患者は、汚染地域の草むら等で、有毒ダニの幼虫に吸着され感染します。発熱、発疹等がみられます。
特定外来生物	外来生物のうち、日本の在来生物の生態系や、人の生命・身体、農林水産業関連に被害を及ぼすおそれのある生物を示します。平成 17（2005）年に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、環境省が指定しています。
出前講座	市民グループ・サークル・学校等団体の要望により、市職員等が市民の皆さんの元へ出向き、制度・事業の説明・解説、又は経験・知識等を題材とし、市民の皆さんと対話するものです。
デマンド交通	電話予約等、利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態のことです。
デング熱	熱帯・亜熱帯地方で主に見られるウイルス感染症で、原因はデングウイルスです。デングウイルスに感染した蚊に刺されることによって感染します。これまで海外で感染する感染症とされていましたが、平成 26（2014）年に日本国内での感染によるデング熱患者の発生が報告されました。
天然記念物	動物、植物、地質、鉱物等、自然物に関する記念物で、文化財保護法や各地方自治体の文化財保護条例に基づき指定されます。
土壌汚染	土壌が人間にとって有害な物質によって汚染された状態を指します。
トン-CO <sub>2</sub>	二酸化炭素 1 トンを意味する単位で、「トン-CO <sub>2</sub> 」と呼ぶ。温室効果ガスの発生量を表す基準にもなっている。

## な行

生ごみ処理機	生ごみ等の有機物を処理する家電製品のことで、バイオ（微生物）式生ごみ処理機と乾燥式生ごみ処理機があります。
二酸化いおう（SO <sub>2</sub> ）	化石燃料の燃焼等で排出される硫黄酸化物の一種で、きちんとした処理を行わない排出ガスは大気汚染や環境問題の一因となります。

二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	窒素酸化物の一種で大気中の濃度は、約 0.027ppm です。大気汚染防止法により特定物質に指定されています。
日本紅斑熱	リケッチアといわれる病原体を保有するダニに咬まれることにより感染するダニ媒介感染症です。
日本脳炎	日本脳炎ウイルスに感染することで起こる感染症です。コガタアカイエカ等の蚊に刺されることで感染します。
農業集落排水	農業集落におけるし尿・生活雑排水等の汚水、汚泥、雨水のことです。
ノーマイカーデー	主に地方自治体で行う、交通事故軽減、交通渋滞緩和、大気汚染抑制等を目的とし、公共交通機関の利用を促すキャンペーンのことです。

## は行

浮遊粒子状物質 (SPM)	大気中に存在する粒子状物質のうちで、粒子の直径(粒径)が 10 $\mu$ m (0.01mm) 以下の非常に細かな粒子を指します。
プラスチック資源循環戦略	『プラスチック資源循環戦略』は、平成 30 (2018) 年に閣議決定した『第四次循環型社会形成推進基本計画』を受けて策定されたもので、国内のプラスチックの資源循環を推進することを目的としています。
文化財	文化によって生み出された学問・芸術等を指します。特に文化財保護法の対象になる有形・無形文化財、民俗文化財、記念物(史跡、名勝、天然記念物)、文化的景観、伝統的建造物群が含まれます。
文化遺産	ユネスコが登録する世界遺産で、文化遺産、自然遺産、複合遺産に分類されています。

## ま行

マイクロプラスチック	微細なプラスチックごみの総称で、直径 5mm 以下のものを指します。
マルチベネフィット	複数の社会課題の同時解決のことで、SDGs ターゲットに対して統合的なアプローチを行うことで、複数ターゲットの同時達成につなげるという意味で注目されています。

## や行

優良農地	一段のまとまりのある農地や農業水利施設の整備等を行ったことにより生産性が向上した農地等、良好な営農条件を備えた農地を指します。
遊休農地	将来的に耕作の予定が無く、放置されている農地を指します。
有害鳥獣	イノシシやカラス、シカ、クマ等、農林水産物を食害、悪戯、人的被害等の害を及ぼす動物を指します。

## ら行

リサイクル	3R のひとつで、廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用することを示します。
リデュース	3R のひとつで、減らす、縮小する等、ごみの発生を抑制することを示します。
リユース	3R のひとつで、使用済製品やその部品等を繰り返し使用することを示します。